

R
330.59
N6856
T

29. 7. 18

日本經濟年報

昭和二十四年 第一集

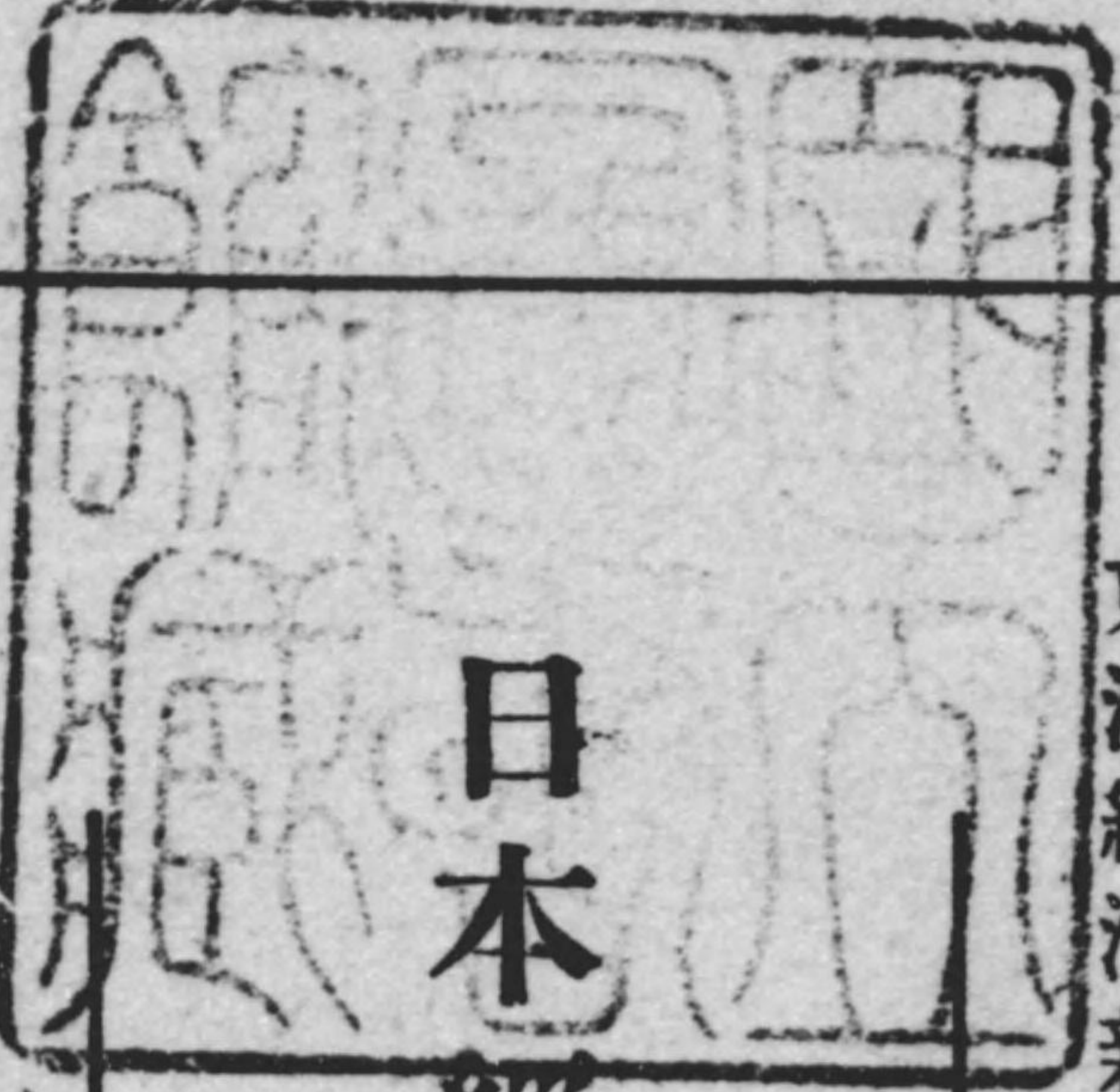
(一月中旬までの資料による)

第六十二集

戰後貿易構造の變化
單一レートと日本經濟
轉機にたつ世界政治經濟

東洋經濟新報社編

R330.59
N6856
T



東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第六十二集

—昭和二十四年第一集—

東洋經濟新報社

東洋經濟新報社



序

三原則について九原則の発表となり、眞の財政・金融の健全化と共に、賃金と物價の悪循環を断ち切り、マズインフレを安定することが更に強く要請された。しかも同時に單一爲替レートを設定して、輸出貿易と生産の増大を圖り、日本經濟を自立化しようというのだ。すでにロイヤル米陸軍長官一行が來朝して、目下その具體化を検討中だ。

だが輸出の増大とはいつても、その實現はすこぶる困難だ。というのはかりに國內的には飢餓輸出を覺悟しても、果して海外市場がそれを買つてくれるかどうかは問題であるからだ。そこで第一部の特殊研究として、戦後貿易構造の變化から今後の動向を解明すると共に、第二部で單一爲替レートの設定を中心とする日本經濟の分析を試みた。

ベルリンの危機を頂點として、米ソの『冷たい戦争』は無氣味な緊迫化を示したが、今や世界政治經濟の表面には、新たななる轉回の契機が見出さ

れるに至つた。「冷たい戦争から冷たい平和へ」の表現がそれだ。しかし底流としての危機は依然として解消されてはいない。第三部の轉機にたつ世界の政治經濟の味讀を乞う所以である。

なお本年報は、第一部前田、第二部榎本、柴村、伊藤、藤田、雨宮、谷、第三部村山、渡邊、山本、日誌藥袋、統計内海がそれぞれ擔當し、全體の編集には榎本が當つた。

昭和二十四年立春

東洋經濟新報社

日本經濟年報 第六十二集(62) 目次

第一部 戦後貿易構造の變化

第一節 貿易の規模と性格

- 一、日本資本主義の貿易依存性 三
- (A)戦争と資源の喪失 (B)貿易比率と世界市場依存性 (C)貿易に現れた資本主義經濟の跋行性
- 二、わが國貿易構造の分析 一〇

第二節 纖維輸出の限界

- 一、纖維工業における日本の没落 三
- 二、生絲生産の減少とナイロンの進出 三
- 三、綿織物輸出市場の變化 三

四、化學纖維進出の現状……………四

第三節 重化學工業の將來……………三

一、船舶・鐵道車輛・紡織機の有望性……………三

(A)船舶 (B)鐵道車輛 (C)紡織機

二、化學製品の輸出と國內需要の競合……………四

第四節 戰後貿易の方向……………三

一、問題の東南アジア政治經濟の動向……………三

二、廿四年度貿易計畫とその見透し……………三

第二部 單一レートと日本經濟……………五

第一節 前進する經濟安定方策……………五

一、十原則から三原則、九原則へ……………五

(A)インフレは安定化の傾向 (B)その支柱としての諸原則

二、單一爲替レート設定の背景……………六

三、經濟復興五カ年計畫の改訂……………六

四、單一レートと物價・質金への影響……………六

第二節 九原則と財政・金融の健全化……………六

一、追加豫算を含む廿三年度豫算の分析……………六

(A)實質的な『均衡豫算』へ (B)追加豫算の性格と廿三年度豫算

二、廿四年度豫算の展望……………七

(A)歳出の膨脹 國民所得と租税 (B)税制改革と行政整理の必要

三、第三・四半期の金融情勢……………七

四、深刻化する金融逼迫……………八

(A)九原則と金融引緊政策 (B)第四・四半期は徵稅で金詰り (C)預金通貨と市中融資の増大

第三節 單一爲替・外資導入と産業界……………八

一、生産の回復と今後の展望……………八七

二、集中排除の緩和と獨禁法改正の問題點……………九〇

 (A)分割會社は結局十—二十社か—(B)獨禁法の改正とその影響

三、産業界に現われた整理現象……………九五

四、企業再建整備の進行といわゆる新勘定赤字の問題……………九七

五、單一爲替レートの設定と産業界への影響……………九九

六、民間外資導入をめぐる問題……………一〇三

第四節 公務員法改正と三つの労組大會……………一〇七

一、改正國家公務員法の實施……………一〇七

 (A)公務員の團結權、團體交渉權—(B)九十八條以外の規定

二、公共企業體勞働關係法……………一二三

三、産別、總同盟、産別民同大會……………一二五

 (A)總同盟第三回全國大會—(B)産別會議第四回大會—(C)産別民主化同盟第二回大會

第五節 物價改訂後における賃金問題の動向……………一三三

一、物價と賃金の動き……………一三三

二、實質賃金と企業の採算性……………一三八

三、一萬圓ベースの賃金攻勢……………一三四

第六節 農業の發展を阻む諸問題……………一三九

一、農業所得税の再検討……………一三九

二、荒廢する農業林……………一四五

三、農業技術化のもくろみ……………一五三

第七節 總選舉をめぐる政治情勢……………一五七

一、早期解散をあせる民自黨……………一五七

二、民自黨の大勝と共産黨の進出……………一五九

 (A)第二十四回衆議院議員選舉の成果とその意義—(B)選舉に示された國民の政治意識—

 (C)選舉後の各黨の動き—(D)第三次吉田内閣の成立

第三部 轉機に立つ世界政治經濟……………一七三

第一節 米大統領選舉と世界政治……………一七三

— 共産・反共の世界對立激化への新段階 —

- 一、豫想を裏切つた米大統領選舉……………一七三
- (A) 大統領選舉への世界の關心 (B) トルーマン氏の大勝
- 二、トルーマン大統領大勝の原因……………一七六
- (A) 油斷したデューイ氏 (B) トルーマン外交絶對支持 (C) トルーマン氏の自信・迫力・努力 (D) 上下兩院も民主黨勝つ (E) 孤立派の退場とニュー・デイル派の登場
- 三、トルーマン・ドクトリンの確認と擴充……………一八八
- (A) トルーマン・ドクトリンの再確認 (B) アチソン國務長官登場の意味
- 四、世界勞連遂に分裂す……………一九三
- (A) 世界勞連とマーシャル計畫 (B) 共産・反共の世界對立への一齣

第二節 新局面の世界經濟……………一九七

- 一、轉換せんとする米國經濟……………一九七
 - (A) フェア・ディール政策へ (B) 一九四九—五〇年度豫算案 (C) インフレかデフレか
 - 二、明るい曙光の英國……………二〇六
 - (A) 經濟改善へ (B) 依然たる超耐乏
 - 三、混沌のフランス……………二一〇
 - (A) 中道終るか (B) 復興の見透し
 - 四、西ドイツとギリシヤ……………二二三
 - (A) 通貨改革後の西ドイツ (B) 内亂のギリシヤ
 - 五、ソ連は計畫を完遂するか……………二二六
 - (A) ソ連の目標 (B) 五カ年計畫の進捗狀況
 - 六、鐵のカーテン下の東歐……………二二九
 - (A) 西を向くチトー・ユーゴ (B) 新民主主義の旋風
- 第三節 動亂下の中國とインドネシヤ……………二三三
- 一、幣制改革の斷行とその失敗……………二三三

二、中共軍壓倒的優勢を示す……………三三四

三、國・共の和平條件……………三三五

四、今後の見透し……………三三九

 (A) 蔣總統遂に却く—(B) 中共の華北通貨統一

五、ジャワ共産革命に至るインドネシアの三年間……………三三三

 (A) 蘭・イ停戦し「チレボン協定」成る—(B) 「警察行動」を國連に提訴—(C) 遂に共産革命

附 録

一、内外重要日誌……………三四六

二、重要經濟統計……………三三三

日本經濟年報

昭和二十四年
第一集 (第六十二集)

(昭和二十三年十月上旬より
同二十四年一月中旬まで)

第一部 戦後貿易構造の變化

第一節 貿易の規模と性格

日本資本主義の貿易依存性

戦争とその敗戦とによつて、日本経済は決定的な打撃を受けた。すなわち朝鮮、臺灣、樺太、千島南洋委任統治地域等の諸領土は失われ、それに伴つてまた多くの資源を喪失した。しかも一方戦災による工場施設その他の滅失は、かつて極東の地にきづき上げられた日本資本主義を全くその根柢から崩壊してしまつたのである。しかし現在の日本は米國よりの巨額の經濟援助で、とにも角にも戦後經濟を安定への方向に進めつゝある。しかも今後の經濟復興は、實に貿易の振興以外には道がないのである。去る一月二十七日の勞資協議會において、總司令部經濟科學局長マーカー少將が「日本が生きて行くためにはまず輸出しなくてはならない。輸出のためには生産せねばならず、生産するには國

民が働かねばならない。生活水準の向上は輸出産業の生産量と正比例するものである」(一月二十八日附日本経済新聞)といつたのはまことに至言といわねばならない。従つて今後のあらゆる経済復興計畫が、この貿易の振興、とくに輸出の伸長に目標がおかれることは疑いのないところであろう。

(A) 戦争と資源の喪失

経済安定本部の計算によると今次の大戦とその敗戦の結果、わが國は面積において五六%六に減少したが、これに對して人口は七〇%八に減少したに過ぎず、面積に對して人口の比率が愈々高まつたことを示している。一方領土喪失によつて食糧その他の各種重要資源の供給状態は次の如く低下するに至つた。すなわち米は朝鮮、臺灣の喪失と南方よりの供給杜絶によつて一九三六—四〇年五カ年平均に比して八三%に、またそれ／＼一九四〇年に比すれば、大豆は滿洲の喪失によつて三六%に、鹽は中國、南方の資源と關東州、滿洲の喪失および輸入杜絶によつて二五%に、砂糖は臺灣の喪失によつて一〇%に激減した。また基礎産業資源たる鐵鑛石は南方、中國、朝鮮における資源の喪失および輸入杜絶によつて一九四〇年に比して一七%しか供給できず、石油の自給度もまた一九三七年に比し僅か七%に低下した。たゞ石炭のみが樺太および中國資源の喪失にも拘らず、量的には餘り影響をうけなかつたに過ぎない。

このほか在外資産および國內工業生産設備の喪失も莫大なものがある。個人を除く日本人商社の在外資産は滿洲二百七十億圓、中國二百五十億圓、南方五十億圓、朝鮮樺太百五十億圓、その他七億圓、合計二千六百二十七億圓と推定されるが、これが完全に失われ、また商工省の計算によると國內生産設備の減失は、一九四四年末生産能力に對し人造石油六一%、アンモニア四三%、瓦斯(石炭處理)三三%、鉄鐵三三%、自動車三〇%、アルミニ二〇%、工作機械一八%、セメント一五%、石炭二%であつた。紡績業については一九三七年末の据付紡機千三百萬錠が二百十四萬錠までにも低下し、これら空襲による設備能力の破壊又は能力喪失で三割以内のものは人絹、カーバイト、セメント、ソーダ、水力電氣等十數種にすぎず、總體としては約四割を失つたといわれている。

(B) 貿易比率と世界市場依存性

もともとわが國は資源的に恵まれておらず、しかも人口過剰なことはいうまでもない。戦前の日本資本主義經濟がその發展の方途を貿易に求めたことの大きな理由の一つはこゝにある。耕地面積に比して餘りにも過剰な人口の壓迫と、日本産業の工業化に必要な原料資源の缺乏が、日本資本主義經濟の發展のために強度の外國貿易を不可缺にならしめたといふことは當然である。「日本にとつて輸出貿易は生命線である」という理論がこゝから生れた。しかしこれが嵩じて、日本商品に對して門戸が

嚴重に閉ざされている以上は武力をもつてこれを切開かねばならぬという帝國主義的な方向に發展せしめ、遂に今日の不幸を來たさしめたことは餘りにも悲惨な事實であつたといわねばならぬ。しかるに敗戦により前述の如く多くの資源を失つた結果、わが國は再びその活路を貿易に見出そうとしている。だがそれは、あくまでも武力の背景なき平和貿易の姿であること、あらためていうまでもあるまい。

ところでわが國貿易の發展の歴史を考へる時、貿易量の増加がそのまゝ日本經濟の發展を示すバロメーターであつたとはいへぬ。成程各國に比べ日本が貿易に依存した度合は大きい。この日本經濟の世界市場への依存度を物語るものとして輸出比率(内地貿易輸出總額の國內生産總額に對する比率)の比較がしばしば取上げられ、日本の場合は英國よりもその比率が大きくなつてゐる。

日・英・米・獨輸出比率	
日本	一九二九—三六年平均
英國	一九二四、三〇年
米國	一九二七、二九、三一、三三年
獨逸	一九三三—三六年

すなわち一九二九—三六年の八カ年平均日本の輸出比率(臺灣、朝鮮への移出も輸出に加う)は一九・六%で、米國の六・九%、獨逸の七・六%に比べて遙かに高く、英國の一九・二%よりも僅かに

上廻つてゐる。資本主義經濟の發展の過程にあつては、工業化が進展するに従つて貿易は増大し、貿易が増大するに従つて工業化も進展するのが常道である。米、英の場合は明らかに右の如き過程をよんでいる譯であり、輸出比率の高率なことは高度の資本主義經濟を營んでゐる状態を意味するものである。

(C) 貿易に現れた資本主義經濟の跋行性

しかし日本の場合に於てはめてみれば、この様に高い輸出比率だからといつて、そのまゝ日本の資本主義經濟が國際的レベルより高いものとは決していへない。つまり米、英にみられる如き國內市場の高い消費があつて後の輸出ではないからである。日本の資本主義經濟の外國と違つてゐる點はこゝに見出される。低い生活水準と勤勞者の低収入、零細農民の奴隸的生活、ひいては國內市場の狹隘さ、これこそ日本をして外國貿易に依存せしめた最大の原因であつたのだ。

日本工場勞働者の低賃金については既に幾多の研究があり、こゝではたゞシャイ・リフの「戦争と日本經濟」から簡単に引用するにとどめておく。すなわち、彼によれば、日本商品とくに纖維製品の異常な廉價さは、日本の勞働力の低廉なこと、従つて工業における賃金費が僅少なことに起因しているが、これを如實に物語るものとして彼は次の如き具體例を引用している。

商品價格に對する賃金費の百分比

	日本(一九三七年)	米國(一九二九年)
織維工業	六・〇	一九
冶金	五・三	一三
機械製造	一三・四	二三
窯業	一二・〇	二八
化學工業	四・四	九
木工業	一一・〇	二七
印刷業	一三・〇	二〇
食品工業	三・〇	八
平均	七・〇	一七

これからすると平均生産費における賃金部分は米國の半分以下ということになり、個々の部門を比較してみると日本の織維工業では米國の三分の一、機械製造においても大體二分の一程度しか賃金費はかゝっていないということになる。

しからば何故にかくも工場労働者の勞賃が低廉かといえ、それは更に零細耕作農民の奴隸的生活にまで遡らねばならぬが、それに言及するのは別の機會に譲るとして、とに角國內市場は都市におい

ても農村においても非常に狹隘である。過剰生産物が國內で消費される部分は極めて僅かで、必然的に輸出に頼る他はなかつた譯である。一體、正常な資本主義經濟の發展においては擴張再生産と剩餘價値の實現とは國內における重工業生産と輕工業生産とが均衡的な發展をとげるうちに可能となるのであり、外國貿易は從つて理論的にも實質的にも副次的なものである。先進資本主義國たる英、米の場合には明らかにこの形態をとつたといふのであろう。しかしながら日本の場合には、重工業生産の發達を伴わずに織維工業を中心とした輕工業のみが跛行的に發展をとげた。従つて正常の過程を経て資本主義經濟が生活水準を引上げ、國內市場での消費を増大させるということはなかつたのである。そこに残つたものは相變らずのチープ・レーバーであつて、國內消費に期待できない以上、海外市場に進出せねばならなかつたのは必然であり、これが段々と進んで、輸出のための生産ということになつたのである。そして海外市場にあつてはソシヤル・ダンピングを以て外國の競争商品を壓倒して行つたのではあるが、右の如き基盤に立つ日本の資本主義經濟は極めて變態的で、他の國の場合と異なり貿易と非常に密接に結びついていたといえる。

かくしてわれわれが日本の貿易をみる時、決して英、米の場合と同じ基盤にたつて日本の貿易を眺めてはならない。また日本の貿易を云々するに當つても、たんに資源不足のわが國における過剰人口

を扶養するための貿易だということばかりに捉われず、更に廣く資本主義經濟の常道よりしての國內市場の擴大、換言すれば生活水準の向上という面のなかつたわが國貿易の脆弱性を注意せねばならない。マーカット少將が既にのべた如く「生活水準の向上は輸出産業生産量と正比例する」といつたのは、單に飢餓輸出を意味するものではない。正常な經濟復興による輸出振興こそ最も望まらるべきものであることを指したのもといえる。

二、わが國貿易構造の分析

わが國の貿易の性格は前述した如く、輸入の面を重視して見る限り、資源貧弱のわが國經濟が工業的に發展するためには食糧を中心とした重要資材原料の輸入にまつほかなく、これが代價支拂いのためには輸出を強行せねばならぬという理論が成立し、また輸出の觀點に立つときは、戦前纖維工業のかくも著しい海外進出の陰には國內ではどうしても消費することもできない市場の狹隘さに理由をみい出される。資本主義の正常な發展過程にあつては當然國內消費を充足しての餘力を海外に向けるという経路をたどるのが普通であり、この點國內消費の向上すなわち國民生活水準の向上を伴わぬ輸出の伸張は、僅か半世紀の間の上つた日本の經濟の特殊な性格を如實にしめしている。

したがつて戦前の輸出の構成もつばら輕工業たる纖維のみの輸出伸張にとどまり、重工業製品の輸出すなわち鐵鋼製品、重機械類の輸出は殆んどないか、または極く僅少にとどまつている。それどころかある種の重機械類については日本はむしろ米、獨の市場でもあつた。この點大いに注意を要することであり、戦前の機械輸出とは主として輕工業的製品の輸出にとどまつており、しかもその量たるや僅少であつた。昭和十一年の輸出額は輸出、移出兩方をあわせて三十五億八千萬圓に及ぶが、この内譯は機械金屬一八%（輸出六〇%移出四〇%）、纖維四五%（輸出八六、移出一四）、雜貨一六%（輸出七九、移出二一）、化學農水産一五%（輸出七〇、移出三〇）、其他六%（輸出八三、移出一四）という比率になつている。こゝでわかることは纖維、雜貨、化學農水産の輸出はもちろん海外市場を中心に輸出されたものであるが、機械類の輸出の中心はむしろ朝鮮、臺灣への移出、滿州、中國への輸出にあつたということである。

轉じて輸入についてみれば、同年の輸入比率は金屬燃料一七%（輸入九一%移入九%）、纖維原料四七%（輸入九五、移入五）、食糧二八%（輸入四〇、移入六〇）、その他八%（輸入五八、移入四二）という數字をしめしている。すなわち食糧輸入の六割が朝鮮、臺灣から移入されていたことがその特色であり、その他原料はすべて壓倒的に海外よりの輸入に依存していたことがわかる。

(一) 商品別1948年1—6月輸出入表

輸 入			輸 出		
品 目	金 額 (弗)	%	品 目	金 額 (弗)	%
食 糧	154,032,279	45.92	纖維製品	43,413,391	56.11
穀 物	59,615,387		綿 製 品	24,947,418	
砂 糖	48,137,137		毛 製 品	2,026,157	
纖 維	98,963,572	28.40	生絲絹製品	9,980,083	
綿 花	68,074,208		スフ人絹		
羊 毛	5,509,730		製 品	4,246,819	
植物纖維品	2,382,490		植物纖維		
纖維雜品	13,963,636		製 品	272,881	
肥 料	19,849,536	5.69	そ の 他	1,940,033	
磷 石	14,077,189		機 械 車 輛	4,987,997	6.45
硝 安	5,754,599		車 輛 類	3,082,089	
加 里	17,748		電 氣 機 械		
油 糧	6,438,283	1.85	器 具	636,099	
樹 脂 其 他			機 關 類	491,836	
植物製品	7,585,204	2.18	自 動 車 部		
タ バ コ	1,812,699		品 類	405,752	
樹 脂	872,962		織 機 類	218,624	
樹 染 料	544,585		金 屬 及 鑛 產 物	7,597,468	9.82
種 子	317,102		亞 鉛 及 同		
植物雜品	4,037,856		製 品	2,799,601	
石 炭	4,517,821	1.30	水 産 物	2,806,373	3.63
石 油 類	21,899,596	6.28	農 産 物	1,394,801	1.80
鹽	13,963,205	4.01	皮 革 製 品	3,886,769	5.02
鐵 鑛 石 及 同			植 物 製 品 (非		
製 品	4,598,531	1.32	食 用)	2,164,273	2.80
其 他 金 屬			木 材 及 紙 製 品	1,877,262	2.43
及 鑛 產 物	2,657,230	0.76	石 炭	4,098,194	5.30
機 械 類	192,770	0.05	化 學 藥 品	2,325,591	3.00
皮 革 類	2,291,727	0.66	雜 品	2,815,060	3.64
ゴ ム 及 同 製 品	6,264,452	1.80	計	77,367,179	100%
木 材 及 紙	627,977	0.18			
醫 藥 品	2,613,481	0.75			
其 他 化 學					
藥 品	1,909,105	0.54			
雜 品	85,857	0.02			
計	348,490,626	100%			

(備考) 1948年8月占領報告による。

しからは戦後の傾向はどうなっているだろうか。戦後の貿易統計は貿易廳と大蔵省との二本建によつてゐるが、數量的にいつては良いとしても價格の點より考えるならば、戦後の價格體系の凹凸の影響はこの統計にあげられた金額をもつて各商品の比率をとつてみても、果してこれが妥當なものか否かに疑問がある。世界の物價水準から眺めて餘りにも遊離した價格體系であるからである。たゞ第一表にあげた昨年一月より六月までの輸出入統計は總司令部の占領報告でありドル建で計算してあるから一應妥當なものといえよう。だが此の統計からみられる傾向は輸入において食糧のしめる比重が餘りにも大きく四四%をしめておるに拘らず、纖維原料の輸入は僅か二八%に過ぎない。戦前の輸入の食糧二八%、纖維原料四七%とはまさに逆である。これは戦後の貿易が、貿易という名は冠せられてゐるものの、管理貿易という特殊の事情下にあることと根本的には日本經濟が全く戦争によつて打めされてしまつてゐることの端的な表現に他ならない。いわば戦前の日本經濟が中産階級の生活であつたとすれば、戦後のそれは實にカード階級の生活に顛落したといふことこの證據である。生活程度の高い低い生計費にしめる飲食費の支出に逆比例するといわれ、飲食費支出が五〇%以上のものは先づカード階級に屬するといえるから、わが國の貿易にこれを例えれば、今の日本經濟ひいてはわが國民の生活水準がいかに低下したかがわかるであらう。

従つて將來にこそ國民の生活水準の向上によつて國內消費を増加せしめるといふ事が期待され、重工業生産の振興によつて日本經濟の正常な發展も豫期される。しかし差當つての貿易としては國民の生活を維持するための輸入、そして輸入資金獲得のための輸出という方向に向わざるを得ない。戦後の輸出が、紡績設備の甚大な減少にもかかわらず繊維工業に中心を置かなくてはならぬことは、他の工業の振わぬ現状としては、繊維以外に外貨を取得すべきもののないため止むを得ないことである。が、こゝにも跛行的な日本資本主義經濟はその缺陷を暴露しているともいえる。

こうした基盤に立つた戦後の輸出は、もつぱら繊維の輸出を主要な前提としてきたのではあるが、この繊維輸出の中心となる紡績業の復興の遅れていること、更に化學纖維における原料の不足、技術の立遅れ等のために繊維の輸出はのびず、従つて輸出全般が甚だしい不振に陥入つてゐる。昨年一—六月の輸入三億四千八百萬ドルに對し、輸出七千七百萬ドル、入超二億七千百萬ドルという莫大なアンバランスの根本的原因はこゝにあらう。輸出七千七百萬ドルの内譯を類別すると繊維製品五六%、機械金屬一六%、化學農水産一九%、雜貨四%、その他五%に分けられるが、比率としては繊維が戦前より増加しておる他、化學水産が若干増加し、雜貨はむしろ減少の比率を示している。輸出の構成としては數字に現われている限り戦前と同じ傾向を辿つており、そしてこの傾向は今後經濟復興計畫

によつて日本の産業構成が變化でもしてこゝ限りは同じ方向をとるであらうと思われる。しかし後述する如き海外市場の動向により、重機械や施設關係の輸出は若干のびるであらうが、雜貨や輕機械器具の輸出は餘り期待がかけられず、しかも船舶、車輛、紡績機その他施設機械の輸出の増加は、國內の重工業態勢の發展なくしては餘り多くをみこまれません、こゝにも日本經濟機構の缺陷が現れてきているのである。

次にこれを地域別にみると輸入については昭和十二年にはアジア四八%、太平洋五%、北米二八%、中南米四%、歐州一%、アフリカ四%の割合であつたのが戦後はアジア一三%、太平洋〇・三%、北米七一%、中南米一三%、歐州二%、アフリカ〇・七%となつてゐる。従つて北米と中南米が激増した反面、アジア、濠州、歐州、アフリカの輸入が激減したことになる。その結果總體としての輸入の規模は五一%にへつてゐる(この場合ドルの物價指數の變化を考慮に入ればこの數字は更に二五%位に減するであらう)が、北米および中南米からの輸入は戦前よりも増加している。この理由としてはキューバから食糧代用としての砂糖輸入のため中南米の比重がましたこと、米國よりの小麦ならびに小麦粉と原綿の輸入のため北米の比重がましたのが最大の原因である。そしてこれはまた戦後の貿易が連合國、ことに米國の管理下にあるための特殊事情によるものといえよう。

(二) 國別輸入比較表

一九四八年一月一六月(註一)

一九三七年(註二)

金額(弗)(A) %

金額(千圓) 同(弗)・B・註三) %

$\frac{A \times 2}{B \times 100} \times 100$

國別	一九四八年一月一六月(註一)	一九三七年(註二)	比較率(註四)
朝鮮	四、三九、七四四	二、二七、八二七	二二・七一
中國	三、一三〇、一三一	六、五三、二八〇	四・七・七九
暹羅	二、二六、八四八	一、六四、四三九	一三・〇一
香港	三、九六六	二、四三、六三〇	一七・七九
佛香	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
印度	三、三二一、一八〇	七、七五、九二六	〇・四・一
比羅	三、三二一、一八〇	三、八八八、一三四	〇・五・八
南洋	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
新加坡	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
爪哇	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
西貢	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
馬來	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
暹羅	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
其他	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
總計	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八

歐

國別	一九四八年一月一六月(註一)	一九三七年(註二)	比較率(註四)
英國	四、三九、七四四	二、二七、八二七	二二・七一
法國	三、一三〇、一三一	六、五三、二八〇	四・七・七九
德國	二、二六、八四八	一、六四、四三九	一三・〇一
蘇聯	三、九六六	二、四三、六三〇	一七・七九
日本	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
其他	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八
總計	三、三二一、一八〇	一、一三〇、八二〇	二・九・〇八

(備考) (註一) 一九四八年八月占領報告による。
 (註二) 一九三七年八月占領報告による。
 (註三) 我社の経済年鑑昭和十四年版所載(大蔵省貿易月表による)。
 (註四) 中國の内には臺灣、滿州、關東州を含む。
 Federal Reserve Bulletin によると米國の綜合物價指數は一九三七年=八六、一九四七年=一六
 月=一六四となつてゐる。

(三) 國別輸出比較表

輸出先	一九四八年一月六月(註一)		一九三七年(註二)		A×2 B×100
	金額(弗・A)	%	金額(千圓)	同(弗・B・註三)	
朝鮮	四六、五九七、八三三	六二・五三	二、六九九、三三三	七三三、八三三、九三七	六三・四八
中國	六八、六一七、七二五	八・八七	七三三、四三三	二二一、三〇〇、〇三〇	一七・五三
暹羅	三、四〇七、六三八	四・四一	一、〇六九、一三三	三〇七、一〇三、五〇七	三三・五三
香港	六三三、七九八	〇・八一	二三、八五一	六、八五〇、九六一	〇・五六
佛羅里達	二、三九九、五六八	三・一〇	四九、一五〇	一四、一七、八四六	〇・一七
印度	七、九二六、一九六	一〇・三三	四九、六三四	一、三三八、一九七	〇・一七
比羅	一、三三〇、〇〇〇	一・七二	四九、三八二	一四、一八四、四八三	〇・一七
爪哇	六八九、六五五	〇・九〇	二、九九九、三六七	八五、九八九、〇三八	一・七二
錫蘭	一、七五九、三六三	二・二七	六〇、三三九	一七、三三〇、三三九	一・四四
南洋群島	三八九、三九四	〇・五〇	二〇〇、〇六一	五七、四六二、六四九	〇・七七
菲律賓	一〇三、六三三	〇・一三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
西貢	二、八三三、二四六	三・八三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
暹羅	一、四三三、二四六	一・八三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
新加坡	三三、六三三	〇・〇四	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
英屬東印度	四、一五一	〇・〇五	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
荷屬東印度	八八八	〇・〇一	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
美國	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
歐洲	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
日本	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
其他	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一

一九四八年一月六月(註一)

一九三七年(註二)

$$\frac{A \times 2}{B \times 100}$$

輸出先	一九四八年一月六月(註一)		一九三七年(註二)		A×2 B×100
	金額(弗・A)	%	金額(千圓)	同(弗・B・註三)	
朝鮮	四六、五九七、八三三	六二・五三	二、六九九、三三三	七三三、八三三、九三七	六三・四八
中國	六八、六一七、七二五	八・八七	七三三、四三三	二二一、三〇〇、〇三〇	一七・五三
暹羅	三、四〇七、六三八	四・四一	一、〇六九、一三三	三〇七、一〇三、五〇七	三三・五三
香港	六三三、七九八	〇・八一	二三、八五一	六、八五〇、九六一	〇・五六
佛羅里達	二、三九九、五六八	三・一〇	四九、一五〇	一四、一七、八四六	〇・一七
印度	七、九二六、一九六	一〇・三三	四九、六三四	一、三三八、一九七	〇・一七
比羅	一、三三〇、〇〇〇	一・七二	四九、三八二	一四、一八四、四八三	〇・一七
爪哇	六八九、六五五	〇・九〇	二、九九九、三六七	八五、九八九、〇三八	一・七二
錫蘭	一、七五九、三六三	二・二七	六〇、三三九	一七、三三〇、三三九	一・四四
南洋群島	三八九、三九四	〇・五〇	二〇〇、〇六一	五七、四六二、六四九	〇・七七
菲律賓	一〇三、六三三	〇・一三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
西貢	二、八三三、二四六	三・八三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
暹羅	一、四三三、二四六	一・八三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
新加坡	三三、六三三	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
英屬東印度	四、一五一	〇・〇五	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
荷屬東印度	八八八	〇・〇一	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
美國	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
歐洲	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
日本	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一
其他	三三、〇〇〇	〇・四三	一、〇〇一	二九九、〇一六	〇・〇一

(備考) (註一)一九四八年八月占領報告による。(註二)我社經濟年鑑昭和十四年版所載(大藏省外國貿易月表による)。(註三)一九三七年爲替相場一〇〇圓=二十八弗七二四仙にて換算。(註四)中國の内に臺灣、滿州、關東州を含む。

(参考) Federal Reserve Bulletin によると米國の綜合物價指數は一九三七年=八六、一九四七年一月六月=一六四となつてゐる。

また輸出については戦前は、アジア向六三%、太平洋三%、北米一六%、中南米四%、欧州九%、アフリカ六%をしめていたのが、戦後はアジア向六二%、太平洋一%、北米二五%、中南米〇・〇四%、欧州一〇%、アフリカ三%に變つてきた。アジア向輸出は同様であるが、北米向、欧州向が比率の上では相當に増加し、中南米、アフリカ等が減つてゐる、總體的にいうと戦後の輸出は戦前の約一三%（物價騰貴をみこめば約七%）に縮小した。この様に輸出入の相手國ならびに商品構成の割合が非常にかわつてゐるが、こゝでも注意されるのは管理貿易下の輸出の特色で、日本が貿易の主導性をもつておらず、また現實にもつ能力のない現状がかゝる傾向を生ぜしめたものである。従つて終戦後三年餘を経た今はといえども、單なる輸出入の實績をもつて戦後の貿易傾向を結論することは相當の危険性をもつといわなければならぬ。

かゝる實情にあつては米國が輸出入に大きい比重をもつことは當然であるが、特に注目されるのは戦前において重要な地位をしめていた朝鮮および中國（滿州、關東州、臺灣を含む）の動きである。この兩國が戦前にしめた比較は、輸入において三〇%（朝鮮一二、中國一八）、輸出において四三%（朝鮮一八、中國二五）であつたがこれが戦後の貿易は極めて微々たるものに過ぎず、輸入において四%（朝鮮〇・六、中國三・二）、輸出において一三%（朝鮮九、中國四）と激減した。これは第一に中

國ならびに朝鮮の政治情勢の不安に影響されてゐることであり、次いで現在のドル建決済、あるいはバーター決済のために貿易が圓滑に行つていないということが理由であらう。また中南米向輸出も戦後少しも伸長しないのは、戦後の中南米向輸出が専ら米國バイヤーの手を経て行われておるためであり、中南米各國の業者のうちに對日貿易は米國を通じてなさねばならないのではないかとの誤解を抱いてゐる向が相當あることに起因してゐるともいわれている。

しかしながら、管理下の貿易という特殊の事情にありながらも、貿易の態勢は政府貿易より漸次民間貿易に移行しつゝあり、また海外市場の狀況も日を追うて明らかになつてくる今日、戦後貿易の構造は次第に本來の姿を現出せんとしつゝあるといえよう。

第二節 纖維輸出の限界

一、纖維工業における日本の没落

日本の貿易が、その性格としては資本主義發展史上からいへば變則的なものであり、輕工業として

の纖維工業の跋行的な發達に由來してきたことは既にのべてきた如くであるが、今次大戦によつて世界の經濟狀勢は全く一變した。戦前纖維輸出國として世界の王座をほこつた日本は顛落し、その地位への復歸は當分は不可能とみられ、また英、佛もまた戦前の輸出力を回復していない。たゞこの間にあつて著しいのは米國、カナダ、さらにイタリーの異常な進出と、印度、ブラジル等後進工業國の自給經濟への努力である。

しかも纖維製品は各國民にとつて日用必需品であり、原料分布が廣く、比較的に入手し易く、小規模企業を以てしても着手しうるが故に戦前に於いてすら各國に發達しうる餘地は充分にあつたのであるが、日、英、米、伊、スイス、ベルギー等が世界市場を支配していたため對抗出来ない状態に置かれていたのである。ところが、戦時中此等の重要纖維生産國が軍需生産への轉換をはかつたり、貿易が杜絶していた事等のために後進工業國は自ら纖維工業を發展せしむべき機會を與えられた。このため貿易上の地位に新しい變化が生じたことは疑いないところであろう。わが國としては戦後一時生絲は輸出不振をかこつたものの昨年以降は至極順調な歩みを續けている。だが多大の戦禍を蒙つた紡織施設の復舊は思うにまかせず、また將來、据付錘數については相當の制限が考えられ、また化學纖維も原料たるパルプ、苛性ソーダの不足によつて急速の回復は思うに任せない。かゝる海外ならびに國

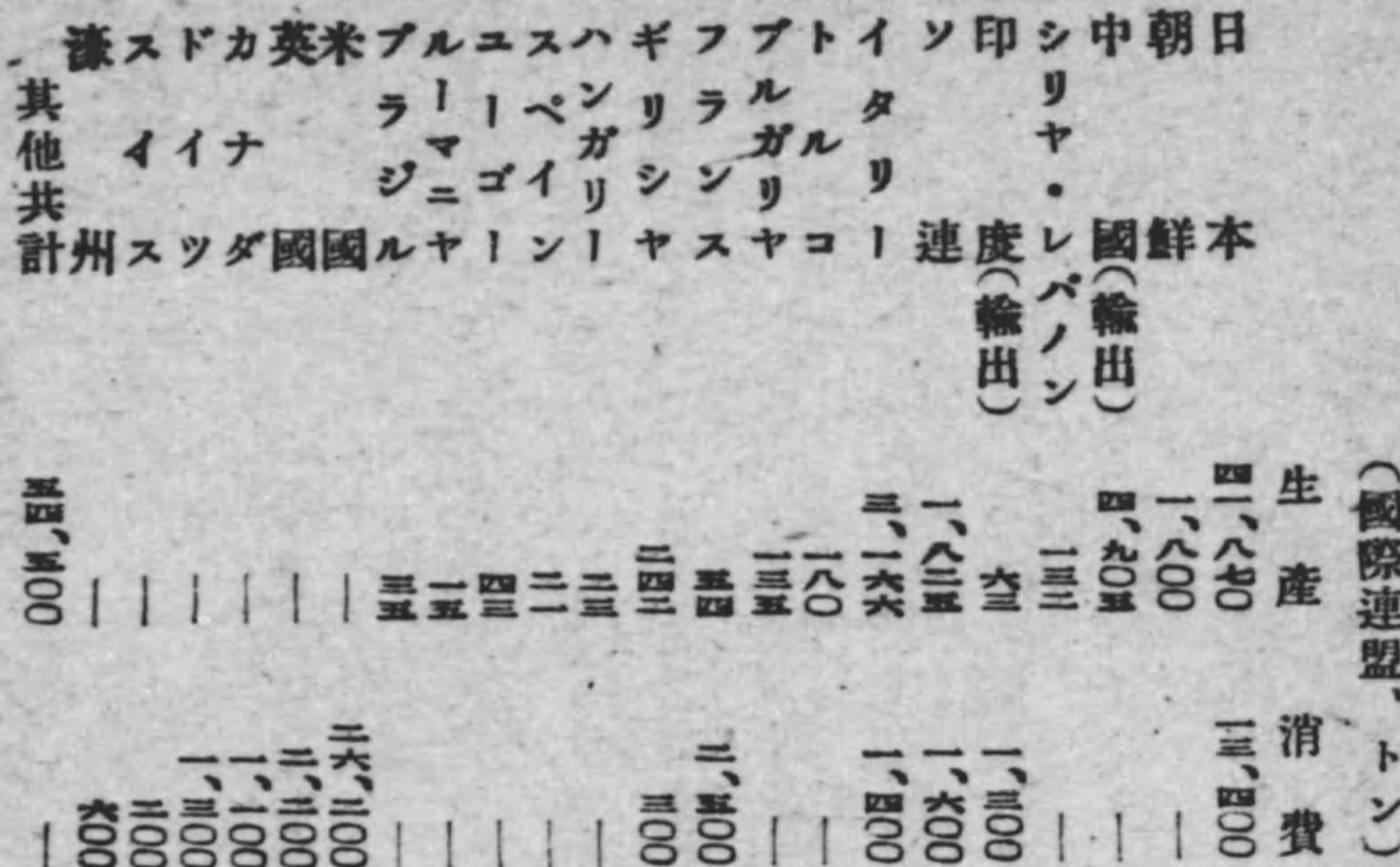
内諸情勢の變化を綜合するとき、すくなくも纖維輸出の今後にはある限界が存在するものと考えられる。

二、生絲輸出の減少とナイロンの進出

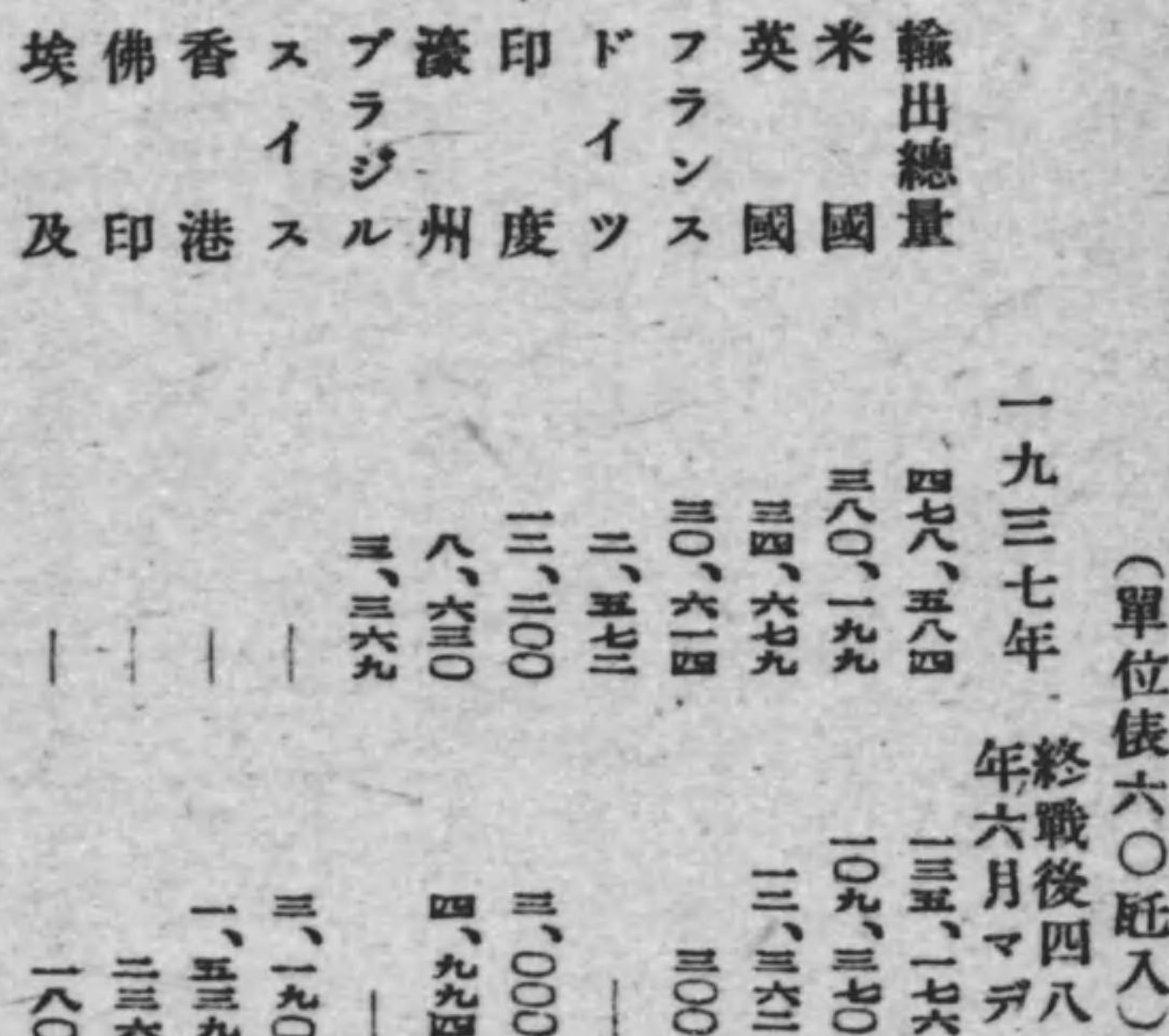
戦前世界の生絲生産に占めるわが國の地位は實に壓倒的だつたが、これは戦後の今日においてすら少しも變つていない。たゞ生絲輸出の大部分を占めていた米國にナイロンやビニオン等の人造纖維が發達したために、今後大幅な輸出増加を見込むのは至難であるが、一方歐州、印度等への輸出にも望が囁かれているから、月一萬俵程度の生産量の消化には問題がない。しかし米國以外の生糸消費には限度があり、戦前と同様の需要は到底のぞめない。

いま國際連盟の統計によつて戦前の世界各國の生絲生産高と生絲消費量とを調べてみれば、次の如く生産においては日本が七七%をしめ消費においては米國が大半をしめていたとがわかる。また日本からの輸出は、戦前一九三七年には四十七萬八千餘俵であつたがそのうち八〇%の三十八萬俵が米國に輸出されており、戦後の輸出十三萬五千俵のうち、同じく八〇%十萬九千俵は米國向に輸出されている。米國は戦前年間約四十萬俵の生絲を消費していたが國內生産は全然なく、大部分を日本から、

一九三七年生絲生産高



仕向地別生絲輸出數量



求にマツチしたため、戦後における生絲の需要は到底戦前に比すべくもなす。

しかし一方わが國の生産も、戦時中の桑園整理の影響を蒙つて月産一萬俵程度にしかならず、欧州よりの需要増加を考慮に入れ

るならば輸出については供給不足で先づ心配は要らぬとみてよいであらう。一昨年が生絲の輸出は僅か一萬七千二百七十三俵にすぎなかつたのであるが、昨年は一月より十一月末までに既に六萬五千三百二俵を輸出している。經濟復興五カ年計畫の昨年度目標は五萬俵であつたから相當計畫よりも上廻る好成績であり、さらにフランス向輸出七千俵も續々と積み出されている現状である。

三、綿織物輸出市場の變化

世界の纖維製品中最も重要な地位をしめるものは勿論綿糸布を中心とした綿製品である。かつて綿製品については英國が壓倒的な輸出國であつたが、その後次第にわが國が進出し、一九三五—三九年頃には逆にわが國は英國を遙かに凌駕するに至つた。次に綿織物における日英の競争の状況をみよう。これによると一九二八—二九年と一九三七—三八年間に世界の綿織物生産は五%増加しているのに、輸出は二七%の減少を示している。

年次	世界 生産	世界 輸出	英國 生産	英國 輸出	日本 生産	日本 輸出
一九二八—二九年	三、六八〇	八、五三三	三、三三〇	三、三三〇	三、三〇〇	一、六五五
一九三七—三八年	三、七八〇	六、二四五	三、二五〇	一、六五四	四、〇〇〇	二、四三三

これは各輸入國が國內生産に努めたことを立證するものであらう。そして、今次大戦前における日英の

競争は右表にみられる如く壓倒的に日本の勝利に終つたが、その後綿織物輸入國即ち後進工業國が今次の大戦中に國內生産に拍車をかけたこともまた想像にかたくない。

第二次大戦までの主要綿業國は日、英、佛、米、印、伊、獨、中國、ソ連であり、輸出國としては日、英、佛、印等を主とした。しかし戦前の世界綿製品市場は日英の争奪下に置かれたといつて良いのである。次に世界各國の紡錘數の變化と輸出數量の變化によつて戦前戦後の傾向をみよう。

紡錘數(千錘) 輸出實績(百萬ヤード)

國	紡錘數(千錘)		輸出實績(百萬ヤード)	
	(1) 一九三七年	(2) 一九四七年	一九三五年	一九四七年
英國	三八、七五三	三一、三〇〇	一、八三三	五三九
米國	二六、九八八	二二、七四三	三〇四	一、四八八
日本	一一、八八〇	三、三一九	二、五三三	四〇一
ドイツ	一〇、三三六	六、五三二	—	—
ソ連	一〇、〇五〇	一〇、〇五〇	—	—
印度	九、八七六	一〇、三五四	二〇五	× 八一九
フランス	九、七三三	八、一七〇	三六四	—
イタリー	五、四八三	五、〇〇〇	三二二	—
中國	五、〇七一	四、五八三	—	—

備考 (1)米國統計局調。(2)日本紡績協會調。(x)一九四三年輸出高。

この表をみると如何に戦争によつて日本が、そして、ついでには獨逸が紡績設備の減少をみたかがわかる。なお戦前に比べて各國共一様に生産施設が縮小している傾向は争われないが、このうちに目立つことは印度の紡錘數の増加である。ブラジルも恐らく大きく増加しているであらうと想像はされるものの數字は明かでない。次ぎに輸出の數量からみると尙著しい傾向に氣付くであろう。それは日本ならびに英國の輸出數量が激減したことを、

逆に米國ならびに印度の輸出が急速に増加したことである。日本の戦前三カ年の輸出平均は二十五億ヤードにも達し、世界總輸出量の四〇%をしめていたのが戦後一九四七年には僅か四億ヤードの輸出しかできなかつた。しかも相手國のドル不足のためこれより中々の努力を要したのである。一方英國も戦前五カ年平均輸出は十八億ヤードと世界輸出額の三〇%をしめたのが、戦後一九四七年には五億二千萬ヤードを輸出するにしか過ぎない。しかしわが國の場合は設備施設においてその損害は莫大なものがあり戦前への復舊は極めて困難であるのに、英國の場合はいまだに三千萬錘の設備を持つてゐる。英國綿業の進出は今後にある。こゝで注意すべきは米國が戦後になつて急に輸出に乘出してきたことであり、戦前の米國の輸出は國內生産の約三%の三億ヤード程度に過ぎなかつたのが、一九四七年には十四億ヤードの輸出もしている。今一つは後進工業國たる印度の輸出が一九四三年には八億ヤードにも達し、その後も四・五億ヤード位の輸出を續けていることである。

ともあれ綿織物の輸出は、わが國貿易の大宗であり、今後これがどう動くか日本經濟の復興に極めて大きな關係をもつてくる。この意味からして戦時中の印度、ブラジル等原綿生産國の發展と、米國の輸出市場への進出等の動向は注目せねばならぬ。だが、戦前の世界輸出量は六十二億ヤードである現在の纖維に對する需要は戦時中のブランクのためこれよりも遙かに上廻つてゐることは確實である

潜在需要は極めて大きいのだが、輸入國のドル貨不足の原因からこれが表面に現れてこないというのが現状である。従つて今わが國綿織物業が輸出不振であるとはいへ、かゝる潜在需要の存在する限り將來はそう悲觀するには當らない。たゞ戦前の如き繁榮は海外市場の面からいつても、又國內面における据付錘數の制限、生産コストの増嵩等という點からしても恐らく困難となるのではあるまいか。

四、化學纖維輸出の現状

化學纖維のこゝ十年間における發達は實に目覺しいものがある。人絹、スフを始め、ナイロン、レイオン、プラスチック、ビニオン、セロファン等續々と人造纖維が現れつゝある。とりわけ米國におけるこれらの發達は更にアズロン、プラスチック粉末によるウエロン、アズロン中カゼインを原料としたアララック等の新纖維が相次いで話題にのぼつてゐる。ナイロンの發明が公表されたのが一九三八年の十二月であり、靴下になつて現れたのは四〇年以降であつた。もともと絹絲の代用品として造られたものであつたが、太平洋戦争の勃發によつて生絲の輸入が杜絶すると共に忽ち生産は數倍化し米國の纖維に占めていた生絲の地位を一舉に蹴落すに至つてゐる。しかし、これらの人造纖維の内、世界的に利用されてゐるのは人絹ならびにスフであり、既に代用纖維としての域を脱するに至つた。

このうち一番先に發達したのが人絹である。世界の人絹生産は戦前日本、米國、獨逸、英國、伊太利、佛蘭西の六カ國によつて代表されており、就中國内で生絲の生産の出きない米國において發達して今日に至つてゐる。日本の人絹も一九三七年當時は米國とならんで世界の人絹生産國であつたが、その後スフの發達のため減産の傾向があり、日米の競争場裡よりは脱落した。しかしながら人絹の主要生産國である米國は、その大部分を國內用消費に向けており、コストの低廉の點よりして輸出面では日本品、イタリー品が海外市場を争つてきている。英國、獨逸の人絹絲は殆んど歐州の地で消化されてゐるので人絹についての競争相手はまづイタリーであつた。

次に人絹絲について世界の生産を戦前と戦後について比較してみよう。レオオン・オルガノン誌によれば戦前一九三七年に世界生産の三八%をしめていた日獨兩國が戦後僅かに4%に轉落し、戦前二七%をしめていた米國が戦後に一躍五七%まで飛上つたところが注意される。生産の中心は米國に移つた譯であるが、一方英國やイタリーの回復も目覺しく、イタリーの如きは戦前よりも増加している。結局これら米、英、伊三國をあわせて九億七千八百萬ポンドとなり、戦後の世界生産の七五%までがこれらの國々にしめられてゐるのがわかる。これをもつてしてもかつての日本の市場であつた印度その他が、イタリーや英國に席捲されてゐる理由もろなづけるであらう。

世界人絹生産(單位千封度)

	一九三七年 (%)	一九四七年 (%)
日本	三三、九(二八)	一六、三(一)
米 國	三〇、五(二七)	四六、七(四一)
ドイツ	二五、〇(二〇)	三三、四(三)
英 國	一一、五(一〇)	二七、七(九)
イタリー	一〇、五(九)	二五、三(九)
フランス	六、四(五)	八、七(四)
その他	二六、八(二二)	一九、七(一五)
合計	一、一九六、三(一〇〇)	一、三〇、八(一〇〇)

(備考)レイヨン・オルガノン一九四八年八月號。

の傾向をたどり、コストの安いところから大いに今後が囁かされている。化学繊維の輸出も大むね生産と同様な傾向をたどっており、日獨の轉落をよそに米、英、伊は大いに伸張した。世界全體からいつて戦前より輸出數量が減つたのはひとえに日獨の戦後輸出の減少と、各生産國の消費が増加したためといわれている。

最近の人絹・スフの輸出状況はどうかといえは、昨年一月から九月までの実績からいうと絲換算にして人絹四百五萬封度、スフは七十萬封度にしかならない。同期間の生産は人絹二千五百六十三萬封

またスフの生産は一九四一年にピークを示し、世界全體では十五億五千ポンドにまで達した。生産の順序は獨、日

伊であつたがこれら三國で總生産量の七八%まで獨占していたのが今度の戦争で生産が激減し、結局世界全體の戦後の生産量も六億八千萬ポンドに下がつた。戦時中の四四%にまで減少したことになる。そして戦後の地位も米國が三四%と大きく離し、以下英、獨、伊の順序となり日本は遙かな下位に没落した。しかし戦後のスフの生産は漸次増加

度、スフ二千六百四十六萬封度であるから、生産に對し輸出のしめる割合は人絹一九%、スフ三%に過ぎず、纖維五カ年計畫の輸出人絹八割、スフ三割三分に比べると問題にならない。まことに不振といわねばならないが、これは主として原料と生産條件の悪いために良質の商品ができなかつたがためであり、南方の纖維不足を考えれば良品さえできれば輸出は必しも悲觀する必要はない。

世界スフ生産(單位千封度)

	一九四一年 (%)	一九四七年 (%)
ドイツ	六五、四(四〇)	七三、〇(一一)
日 本	二九、六(一八)	一九、三(三)
イタリー	二九、一(一八)	四七、六(七)
米 國	二二、〇(一三)	三九、四(五)
英 國	六、五(四)	六、九(一)
フランス	五、四(三)	八、〇(一)
その他	三、八(二)	四、三(六)
合計	一、五三、〇(一〇〇)	六七九、八(一〇〇)

(備考)レイヨン・オルガノン一九四八年六月號。

世界化学纖維輸出(單位百萬封度)

	一九三八年 (%)	一九四六年 (%)
日 本	一一、三(三)	一(一)
イタリー	一〇、九(三)	四、九(一〇)
英 國	四、〇(一)	六、九(二)
フランス	二、四(七)	一、三(三)
ドイツ	一、九(六)	一(一)
和 蘭	一、六(五)	八(三)
ベルギー	一、二(三)	三、三(九)
スイス	一、一(三)	二、四(九)
米 國	七(二)	六、五(二)
カナダ	一(一)	三(一)
合計	三五、一(一〇〇)	三五、六(一〇〇)

(備考)レイヨン・オルガノン一九四七年六月號。

第三節 重化學工業の將來

一、船舶・鐵道車輛・紡織機の有望性

ひるがえつて今後の輸出振興の鍵を握るものとしての機械、器具等の輸出をみよう。政府當局の復興計畫も今後の輸出の重點を機械、化學藥品の振興に置いている。理由は簡單である。纖維の輸出は百ドルで輸入した原料が製品になつて輸出されても二百ドル位にしかならないが、機械や化學藥品の類は百ドルで輸入した原料が千ドルにも二千ドルにもなりうるということからである。成程採算はそうなるかもしれない。しかしこれを實現するにはその陰にある機械工業、化學工業の基礎が確立されておらねばならぬが日本の場合は生産の施設、設備において、また技術において、また原料の入手關係において、纖維工業の確固たる基礎には比肩すべくもない。施策は施策としてその目ざす方向は良いだろうが、産業の現實に目をむけている限り中々困難なことだといわざるを得ない。

いま第四表によつて機械類の戦前の輸出状況を振り返つてみよう。一九三八年にあつては此等機械の

(四) 戦前機械輸出状況
(大蔵省統計1938年度)

	圓
自轉車及部品・附屬品	29,208,813
汽船其他船舶	26,727,900
鐵道車輛・部品・附屬品	20,727,199
自動車・部品・附屬品	20,628,224
紡績機・部品・附屬品	17,581,350
電氣機械	15,773,156
織布機・部品・附屬品	7,859,007
電話機械	6,663,239
金屬工機械	5,798,705
内燃機	4,685,314
時計	4,614,752
工器具	4,074,719
療量重刷	3,390,455
計起印	2,269,760
印刷機	1,740,013
シソ	1,447,966
力車及部品・附屬品	1,036,684
農具	857,796
風扇	829,800
信號機・部品・附屬品	710,058
眼鏡	688,988
昇降器・部品・附屬品	673,705
電寫信眞	672,278
工機	622,639
木鏡	473,767
望遠鏡	434,521
その他機械類合計	202,280
	69,999
	267,237,256

輸出は總計二億六千七百萬圓におよび、輸出品目は頗る多岐にわたつてゐる。自轉車の二千九百萬圓を筆頭に船舶、鐵道車輛、自動車、紡績機、電氣機械、織機の順になつてゐる。だが戦後の状況は大いに變つてきている。それはむしろ海外状況の變化によるところが多いのであるが、これら機械類の輸出先たる東亞各地域が、内亂のさ中にある中國をのぞいては殆んどすべての國々が經濟自立のため

産業の工業化を圖つてゐることである。この結果、これらの國々は限りある輸入資金をすべて生産設備用機械類の購入にあてゝいることで、同じ機械類とはいふながら、消費物資としての機械類の輸入は大いに制限されているのである。更に自轉車などの如く戦前機械輸出の第一位にあつた

ものが、戦後にいたつて英國製品に壓倒されて、華やかな輸出産業の地位から一躍國內産業に轉落しつゝある如き事例もあり、戦前戦後の機械輸出にはその量において、また質において變化は著しい。かかる事情にあつて戦後特に囑望されているのは船舶、鐵道車輛および紡織機であり、次にその概要を略述しよう。

(A) 船舶

このうちで特に戦後華々しい復活振りを示しているのは船舶とくに鐵鋼船についての將來であろう。今次大戦によつてわが國商船隊は潰滅的打撃をうけたことは周知の通りであり、戦後は極東委員會によつて五千トン以上の大型船の建造は禁止されている。もつともこれは國內向の船舶の場合で外國からの受註についてはこの限りではないが、年間八十二萬九千三百總トンの新造船能力をもち、一萬トン以上の大型船のつくれる船臺を多數もつわが國としては、潜在的な受入態勢は常に備つていのである。戦前の実績をみると昭和十二年の輸出は二千六百萬圓であつたが、これは國內用、軍需用を充足しての餘剰能力を輸出にあてたものであり、軍需用船舶の建造が不必要になつた分を輸出にまかせたにしても今後の輸出能力は多い。しかし戦後の船舶に對する引合が多いのは次の事情による。即ち世界で一番建造費の高いのは米國であり歐州各國がそれに次いでいるが、歐州のうちで英國の建造費

が一番割安であつた。日本の戦後の建造費をこの英國の建造費の二割安におさえて輸出價格を定めている。この建造費の割安こそ外國よりの受註の多い最大の原因である。

既に昨年中ノールウエーヘキャツチャー・ボート二隻の引渡を終り、なお一萬八千トン級タンカーを含む十五隻十七萬二千トンの正式契約も近々に成立する。これらの仕向先はアメリカ、比島、ノールウエー、フランス、デンマークである。その他契約済のものとしてノールウエー向キャツチャー・ボート八隻があり、昨年末までの引合は百二十六隻に及んでいるが、以上の地域の他濠州、セイロン、パキスタン、香港、印度、オランダ、シヤム、ソ連等からの引合も多い。

(B) 鐵道車輛

船舶と同じ傾向にあるものは鐵道車輛である。經濟の復興の第一條件は先づ交通運輸の整備であり東亞地域が一番欲しているのがこれである。鐵道車輛の輸出は戦前自轉車、船舶について第三位を占めていたが、運輸省の強力な庇護下に育ち、特殊な色彩をもつていもの、造船に比して地味な事業であるため目立っていない。しかし戦前にも生産の五割程度を輸出していたことは注目に値する。たゞ當時の輸出先は臺灣、朝鮮、中國、シヤムの如きいわゆる圓ブロック圏内であり、アメリカ製品その他先進諸國と競争した上での実績ではなかつたから、今後が大切である。しかし終戦後の実績も

船舶の如く最近急に重要視されてきたのと異なり、地道に年を重ねて輸出実績を向上させている。

實例をあげれば、昭和二十一年度には蒸気機関車十三輛、電気機関車四輛を、昭和二十二年には蒸気機関車十一輛、電気機関車二輛のほか貨車五十四輛を輸出している。ところが二十三年に至つての受註の増加にはまさに劃期的なものがあり、わが國重機械工業に起死回生の轉機を與えるにいつたその第一はソ連からの大量受註であり、本年三月までに完成する筈のソ連向車輛は蒸気機関車を含めて三百六十輛の大口輸出であつた。更に昨年末の六千萬ドルの日本對シヤムの貿易協定による大量買付である。シヤムはさしあたり五百九十萬ドルをこれに充當するといわれるが、これによつて輸出されるものの内譯は蒸気機関車五十輛、客車百二十輛、貨車五百輛となつてゐる。またパキスタンより引合中のものは、機関車十六輛、客車四十二輛、貨車百七十四輛であり、印度からも機関車五十輛の引合がきてゐる。

船舶と違つて鐵道車輛の輸出先はすべて東洋に限られており、製造技術も米國に比べて相當落ちよすが、これらの地域はこれで事缺かず、それに機關車のドル價格では殆んど同じ型で二割方日本製品が安いといわれており、この點東洋市場に關する限り、先進諸國と充分競争が可能となる譯である。

(C) 紡 織 機

機械類のうちで戦後最も有望視されているのは紡織機である。戦前の統計によると昭和十三年において、紡織機は機械のうち第五千七百餘萬圓、織機は七百餘萬圓で第七位兩方合わせて二千五百餘萬圓となり自轉車、船舶について第三位にのぼる。戦後の実績は今のところ餘りなく昨年の紡織機の輸出は僅か五千餘程度に過ぎなかつた。しかし海外よりの受註は極めて多い。その輸出先は紡織機では主として印度、パキスタン、織機は主として英國、白耳義、蘭印等である。その他中國も紡織機の輸入を熱望しているもの、かゝる政治情勢の不安の輸入資金の不足からこゝ當分は中國向の輸出は望みな

日米自動織機價格比較表

坂本式	ノースロップ
(FOB價格)	(FOB價格)
三六吋	一、〇三〇ドル
四〇吋	一、〇五〇ドル
四四吋	一、一三〇ドル
四八吋	一、一五〇ドル
五二吋	一、二〇〇ドル
五六吋	一、三〇〇ドル
六〇吋	一、三〇〇ドル

いとせねばならぬ。

これら紡織機の問題點は、大きくいつて大量に海外に輸出された場合將來その國の纖維工業の確立をたすけ、わが國纖維輸出の將來に少なからぬ影響を與える點である。また國內的にいつても紡績施設の復興のために國內向紡織機、織機の需要が極めて大きいことで、國內向に多く供給せねば日本の纖維品の輸出振興とはならず、また海外の需要よりすればこの際大いに輸出し

	印度	印度	パキス	香港	計
二十三年度分	政府貿易 空、〇六六	民間貿易 空、九八四	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一九九、〇六〇
二十四年度分	三九、八八〇	二五、九九六	六〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	二七〇、八八〇
計	一〇〇、九六〇	一七九、九八〇	九〇、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	四六九、九四〇

たいところである。世界の紡織機の生産國は米國、英國、カナダ等であるが、價格の安いことや引渡期間の短いこと等で日本品に對する註文が

多い。例えば印度向の坂本式自動織機に例をとり、これを米國品の標準物たるノースロップ織機と比較してみると至極明瞭となる。日本の織機は餘りにも安く半値以下である。

昨年度ならびに今年度の輸出計畫によると紡機の輸出は二十三年度分十九萬九千六十錘、二十四年度分二十七萬八千八十錘、合計四十六萬九千九百四十錘であるが、これらはすべて契約済みとなつてゐる。これを仕向地別に分析すると右の如くなる。

二、化學製品の輸出と國內需要の競合

戦後の化學製品の輸出は、その基本方針として今後機械輸出とともに最重點主義がとられようとしている。しかしながら、此等數多くの化學工業のうち、一部製品は別として曹達、硫酸、その他大部分のものは未だに國內需要を充足しないか、あるいは漸く國內需要を充足させうる程度に回復したに

過ぎない。總體としては國內需要をオーバーして輸出をする段階に至るにはまだ日があると言えよう。しかし戦前においてもわが國化學製品輸出は米英先進諸國に對し相當に立遅れており、一九三五年以降太平洋戦争勃發の四一年頃までの間に漸やくこれらの諸國に互するに至つたものである。

一九三五年の統計によると當時世界の化學工業品輸出の第一位は獨逸であつた(生産は米國が一位)そしてその輸出は世界輸出總額の二七・九%を占めた。ついで英國が一三・五%で第二位に、以下米

一九三五年各國化學製品アジア向輸出

	日本	英國	ドイツ	米國
日本	—	一、八三三	二三、四八一	六、八二五
中國香港	九、九五九	三、二一九	一〇、六八四	四、〇九六
南部アジア	五、七〇六	一八、一七九	一八、三〇七	一〇、〇一九
太平洋州	一、三六二	二二、一〇三	一、九一六	二、五四七
小計(A)	一六、九三七	三三、三六三	四四、三八八	三三、四七七
%	(二四%)	(三九%)	(三七%)	(一〇%)
化學製品全輸出高(B)	二四、〇五五	一〇八、五二二	二三八、三三三	一〇三、〇六一
A/B	七〇・四%	三三・八%	一九・四%	三三・八%

(備考) 三菱經濟研究所「太平洋洋における國際經濟關係」より。

國の一三・二%、フランスの一〇・六%となつており、日本は僅か二・八%で第十位にあつた。しかもこれら世界の輸出の五〇%までが歐州向で、アジア向輸出は二〇%に過ぎなかつた。たゞ日本の場合には輸出の七〇%までが東亞向け輸出であつた。そしてこれら米、英、獨の諸國は化學製品輸出の二〇—三〇%をアジア向輸出にあてゝいたに過ぎない。

なお戦前におけるわが國の主要化學工業品の輸出數量は次の如くである。

戦前日本の化学工業の輸出量

(単位トン)

	一九三〇年	一九三三年	一九三七年
苛性曹達	一七	一七、四九六	三、五五五
曹達	—	三〇、三三一	一三、二九一
晒粉	三、四四六	六、四八九	六、九九〇
染料	二、〇八五	八、八八三	六、〇六三
硫酸	一四、九三四	五、九九七	七、五三三
樟腦	一、二八六	一、七〇〇	一、三九〇

五〇

戦後の日本の化学工業品の輸出は全く振わず、一九四七年度の輸出高は四百五十萬ドルで、昭和十年の輸出四千八百萬ドルに比して約一割弱にしか當らず、その輸出先は朝鮮、臺灣、香港、米國等であつた。その後一九四八年に入つてからは工業藥品とくに苛性曹達の引合多く、アジア市場以外から遠く中央アジア、西アフリカからも輸入を希望してきている。のみならず苛性曹達の世界的不足から英國からさえ日本に注文を發し、また米國も國內需要の激増のため輸出の統制を行つている現状にある。このため苛性曹達についての將來は極めて有望であるが、これにも矢張り國內需要との競合が見出され、ガラス、化学纖維、アルミニウム等の各工業の曹達需要が壓迫され、これらの工業の回復に大きな制約をあたえる結果となつている。しかしながら苛性曹達の現有稼働能力は三十九萬トンといわれ、四八年度の生産計畫十萬トンの消化もこの面からは心配なく、問題はむしろ工業鹽の輸入がどれだけ實現しうるかという點にあるといえよう。

なお苛性曹達と共に化学製品のうち的重要工業品たる硫酸も、これまで生産の殆んど全部が國內需要に向けられておつた關係上、輸出は僅少であつた。戦後は一九四七年度のごとき朝鮮向に二千ト

ンが輸出されただけである。しかし原料たる燐礦石の輸入が順調に入つてきており、昨年度の生産豫想は九十五萬トンで戦前昭和十一年平均生産の一一九%に相當している。従つて今年は硫酸に關する限り國內需要は充足され、原料の輸入さえ増加すれば今後は相當に輸出されるに至るだろう。

今次大戦によつて世界の化学製品の生産と輸出の状態は著しく變化しているが、とりわけ日、獨の没落と、反對に米國の發達、戦後の英國の目覺しい復興が目立つている。しかしながら化学製品の國際需要は益々増大しており、世界の需給關係は却つて窮屈となつている。したがつて日本が早急に化学工業において回復をせしめせしめす程世界においてとり分けアジアにおける日本の化学製品輸出の地位は高められるものと思われる。

第四節 戦後貿易の方向

一、問題の東蘭アジア政治經濟の動向

すでに第一節において日本貿易の性格の兩面、すなわち一方においては必要な各種資源を購入する

ために輸出を強行し、その結果纖維を中心とした輕工業は輸出においては米、英という先進工業國を壓倒し去つたけれども、他面においてその輸出は、國內市場を犠牲にしての輸出の振興であつたことをみた。このため日本資本主義經濟の發展は、重工業の發展をとまなわなない一部輕工業たる纖維工業の發達にとどまり、國內の購買力は一こうに増加されなかつた。従つてますます纖維品の海外輸出に依存せねばならず、競争のためには手段を選ばずチープ・レーバーによつて海外市場を獨占する以外に手がなかつた。日本經濟半世紀に互る急速な發展の過程は、實に跛行的な資本主義經濟發達の歴史であつた。また第二節、第三節においては、かゝる基盤に立つた纖維製品が今後如何なる進出の經路をたどるか、また今後の輸出に重要視されるべき生産設備や生産機械の輸出が、これまでの脆弱な重工業の基礎の上に立つて、果してどれだけ海外の要求に應じうるかを検討した。

しからばかゝる特殊な性格をもつたわが國の貿易の長所、短所が戦後の變貌しつゝある世界經濟情勢に對處して如何なる方向を辿らねばならぬであらうか。いうまでもなく戦後の日本の地位は聯合國の占領下であり、わが國の貿易も直接米國の管理下に置かれており、主導性をもつてはいない。しかも、外にあつては世界は二つに分かれ、コールド・ウアーはますますその度を深めつゝあるにも拘らず、貿易は實際のところ温室の中で甘やかされている形である。しかし、一步離れて冷靜にこの客觀

情勢を判斷する限り、戰略的にみた日本の地理的條件の脆弱さ、更には日本經濟復興を米國民の稅負擔によつてゐる事等により何時かは他力本願による自立の夢に冷水三斗をあびせられるであらう。してみれば我々としては直接には米國の援助により、間接的にはアジア經濟會議を通じて各國の協力により經濟自立に邁進せねばならぬが、たゞこゝで問題となるのはアジア各國の政治經濟の動向である。中國は既に中共の支配下であり經濟的な協力は一應可能とはみても、根本的に相容れざる二つの思想の對立は到底戦前の貿易規模への復歸を許さない。とすれば残る南方諸地域の情勢如何ということになるが、比島、香港、印度、濠州をのぞいては必しも政治情勢の安定は期しえられぬ。蘭印の如きはいまだに紛争の最中にあり、比島、濠州にあつては戦後の對日惡感情未だに好轉をみない。こうみてもくれば東南アジアの政治情勢からの貿易の進展は直ちに期待し難いものがある。

二、二十四年度貿易計畫とその見透し

しかも比島、シヤム、印度、蘭印にあつては昨年末あるいは今年初頭より輸入制限を大幅に強化するに至つた。これは戦時中の經驗に鑑み自國の工業化を急速にする必要に迫られた爲であり、凡ゆる犠牲をしのんでも消費財物資の輸入を制限し生産施設資材の輸入に重點を置いている。この爲紡織機

鐵道車輛、さては發電施設、製紙設備などの輸入等自國工業化に役立つものに對する需要は極めて旺盛であるが、反面輕機械器具、雜貨等については嚴重な輸入制限を設けている。

かゝる海外情勢に應じて作られた昭和二十四會計年度の貿易計畫は、輸出六億ドル、輸入十億六千萬ドルと發表された。この差額四億六千萬ドルについては一應米國よりの對日援助によつて賄うといわれているが、昨年一月より十二月までの輸出実績二億七千萬ドルよりして、果して六億ドルの輸出は實現できるであらうか。もつとも、かく輸出を多額に見込んだ理由は昨年中に續々と成立した各國との貿易協定であり、すでに成立した分のみでも對ポンド地域三億ドル、對蘭印八千九百萬ドル、對スエーデン千三百萬ドル、對シヤム六千萬ドルがあり、交渉中のものとして對パキスタンの六千萬ドルの貿易協定がある。これらを綜合すると五億二千二百萬ドルになり、この半分を輸出とみても二億六千百萬ドルになる。これはバータ貿易でありまづ大體この協定による輸出は可能とみられるが、六億ドルの輸出にはなお三億三千万ドルの輸出が必要である。なる程この協定の外に中國、米國、比島、歐州、中南米の諸國があるからその方へ輸出すれば良いというかもしれない。しかし前述した如き種々の惡條件、例えば海外のドル不足、さらに日本經濟内部における色々の缺陷等を考慮に入れば六億ドルの輸出はむしろ不可能というべく、五億ドルの輸出にすら相當の努力を必要としよう。

第二部 單一レートと日本經濟

第一節 前進する經濟安定方策

一、十原則から三原則・九原則へ

(A) インフレは安定化の傾向

滿八カ年の長きにわたる無理な戰爭の結果、極度に荒廢した日本經濟は、周知の如く、終戦以來未曾有の過小生産に陥り、それとからみ合つたインフレの高進に悩みつゞけてきたのである。だがその中から、テンポはのろいが、ともかくも經濟の復興は進み、インフレもまた安定化の傾向を示すに至つたことは注目に値する。

すなわち昭和二十三年の經濟界を回顧すると、年間を貫く大きな特質として、インフレ安定化の傾向が指摘される。まず通貨からみると、第一表の如く、二十三年十二月中の日銀券平均發行高は、三

(一) インフレの指標

日銀券	消費者	工業
億圓	指数	指数
二二年一月	九四三	二〇七
同 十二月	一、九三三	三二二
増加率(%)	一〇五・〇	一五四・九
二三年一月	二、一三九	三六六・五
同 十二月	三、一五二	四三三・〇
増加率(%)	四七・三	一六・六
(備考)但し*印の物價と生産は二十三年十一月。日銀券は月平均發行高	五二・一	四三・九

千百五十一億圓に達し、年初に比して四七%三を膨脹した。十二年の膨脹率一〇%五に比すれば半分以下で、その膨脹ぶり著しく鈍っている。一方、消費者實効物價は、十一月には年初に比して五%一を騰貴したが、前年同期の一五四%九にくらべれば、實に三分の一にすぎない。

あり、その條件を解決して行くのは容易な業ではないからだ。しかしながら、通貨と物價の面からみる限り、インフレの進み足が非常に鈍化していることもまた否定出来ない。これは何に基因するかというに、基本的には生産の増加によること、いうまでもない。すなわち、わが社調べの生産指数をとつてみても、昭和六―八年を基準として、二十三年十一月には六一・六にまで回復し、年初に比して四三%九を増大している。

かゝるインフレ安定化の傾向を更に強力に推進し、日本經濟の安定と復興を圖ろうとするのが、企業之三原則であり、それにつゞく經濟安定九原則に外ならない。そこでまず、それに先立つところの

經濟安定の十原則から検討してみよう。

(B) その支柱としての諸原則

いわゆる經濟安定の十原則は、昨年七月、總司令部から芦田内閣に對して勸告されたものであり、その内容は次に掲げる如く、日本經濟安定のためには必らず實行さるべき、極めて重要な原則であった。にも拘らず一般には、單なる政府の作文として輕視された感があり、政府もまたその實行の熱意に缺くるところがあつたといわねばならぬ。そこでその實現を督促する意味合から、更に十一月に企業之三原則が明示されたのである。

經濟安定十原則

- 一、重要國內原料並に製造品の生産増強
- 二、嚴重なる實施と計畫を通じて現行割當配給制度を一層効果あらしむること、闇市場の徹底的排除
- 三、食糧供出割當の決定を現實的たらしむることによつて食糧供出計畫を一層効果あらしむること
- 四、違反者を早急に處罰することによつて公定價格制度を嚴格に遵守せしむること
- 五、確實にして一層弾力性ある賃銀安定計畫の早急な採用
- 六、稅收増加計畫を促進強化し稅稅者には刑法上の追訴を以て嚴重に取締ること
- 七、歳入を増加し公平の原則によつて稅負擔の再分配を行うため新徵稅方策を實施すること
- 八、特別會計における赤字を組織的に縮少させること

九、外國貿易の統制及管理の運用を改善し、日本政府の適當な代理機關の下に外國爲替統制を確立すること
 十、現行の重點的信用統制計畫を有効強力に實施すること

企業の三原則は、(一)赤字融資の停止、(二)一般物價水準に影響を與えるような賃金引き上げの禁止、(三)補給金は財政の均衡を前提とする、というもので、さきの十原則を重點的に集約したものにすぎぬ。すなわち、企業の放漫經營を抑制すると共に、主として物價と賃金の惡循環を斷ち切り、何よりも第一に、日本經濟の安定を圖ろうとするものに外ならない。

つゞいて十二月には、更に經濟安定の九原則が發表せられた。さきの十原則が、總司令部よりの勸告の形式であつたのに對して、こんどの九原則は、アメリカ政府より總司令部への指令という一層強いものとなつた。その内容は次に掲げる如くで、まず第一項から第三項において、眞の健全財政・金融を確立して、その面からインフレの起ることを封鎖し、更に第四項と第五項において、賃金と物價を安定して、兩者の惡循環を斷ち切ることにより、インフレを收束せしめようというのである。しかも他方においては、大いに輸出貿易と生産とを増大し、日本經濟の自立化を圖る(第六項―第九項)というのが、最終の目標なのである。しかしながらこの九原則は、後にも述べる如く、それ自體の中に、互に背反する内在的矛盾を有している。そのため實行は仲々に困難である。そこでこれを中途半

經濟安定九原則

- 一、支出を嚴重に引締め、その他必要と認められる思切つた措置をとることによつて一日も早く總合豫算の眞の均衡を圖る。
- 二、收税計畫を促進、強化し、脱税者に對しては迅速かつ廣範圍にわたつて徹底的刑事訴追措置をとる。
- 三、金融機關からの融資は日本の經濟回復に貢獻する諸事業だけに與えるよう嚴重に限定する。
- 四、賃金安定を實施するための效果的計畫を作成する。
- 五、現行の價格統制を強化し、必要があればその範圍を擴張する。
- 六、外國貿易管理の操作を改善、また現行外國爲替管理を強化すること、これらの措置を適切に日本側の諸機關に委ねられる程度にまで行うこと。
- 七、現行の割當と配給制度を、特に輸出貿易を最大限に振興することを目標として改善する。
- 八、すべての重要國產原材料と工業製品の生産を増大する。
- 九、食糧供出計畫の能率を向上する。

なお以上の計畫はすみやかに單一爲替交換比率を決定できる諸條件を確保することを目標として推進されるものである。

端に終らさないように、更に單一爲替レートを設けて進むべきゴールを明らかにすると共に、これに向つて追い込もうというのである。では單一レート設定のもつ意味は何か。

二、單一爲替レート設定の背景

わが國の物價は、戦時中から國際經濟と切り離され、孤立的な封鎖經濟になるに従つて、デコボコが次第にひどくなつて行つたが、とくに戦後の過少生産と、戦時中からの惡統制がそれを一層はげしいものにした。すなわちヤミ物價をとつてみても、破糖や綿布、その他の綿製品などの如く、戦前の千數百倍になつているものがあるかと思ふと、銑鐵や鋼材や電動機などの如く、百倍そこ／＼乃至はそれにも達しないものもある。例えば電氣や電信電話、鐵道運賃などは、戦前の三十倍から六、七十倍程度にすぎぬ。平均すると大體五百五十倍から六百倍にはならぬ。

ところがアメリカでは、物價は戦前に比し農産物において約二倍半、工鑛品で平均して大體二倍程度の騰貴にとゞまつている。そこでアメリカと日本とでは、物價が著しく不均衡になつてゐる。すなわちいま、昨年秋以來實施されているP・R・S（商品別交換比率制度）によつて、一ドル當りの國產品輸出價格をとつてみても、非常に大きな差違のあることがわかる。まずビタミンAの百五十圓、寒天の百六十圓、苛性ソーダの二百圓から、漆器、硝子、硝子製品、陶器、自轉車、タイヤ、チューブ、機械器具及び雜貨類などの五百五十圓ないし六百圓というデコボコの狀態である。そしてその中

間には、綿絲の二百十圓、石炭の二百七十五圓、絹織物三百三十圓、カメラ四百二十圓があるといふような狀態だ。そしてこれら輸出品價格の平均が、大體三百三十圓見當となつてゐる。

そのためアメリカでは同じ一ドルの綿絲と陶磁器とが、日本では綿絲は二百十圓しかしないのに、一方陶器は六百圓もするといふことになつてゐるのだ。こうした物價の著しいデコボコを修正すると共に、わが國の物價を國際物價に結びつけ、日本の海外貿易を振興せしめ、更に外資の導入を促進して、日本經濟の自立化を圖ろうというのが、單一爲替レート設定のネライに外ならない。（なお一月十四日に外資導入に関する新規則が發表されたが、それらについては次の第三節を参照されたい）。

だがそれだけではない。今一つの大きな理由がある。というのは、輸出品價格の平均が三百三十圓であるのに、他方輸入品の平均價格は百二十圓見當に抑えられてゐるといふことだ。すなわち石油類の四百圓見當を最高として（しかしレートはそれだけ圓安である）、石炭は百五十圓、鐵鑛石は百二十圓というふうになつてゐる。米や棉花は八十圓見當にすぎない。輸入品はこのように安く日本國內に放出されているのだ。従つてアメリカは、日本から物を買うときは一ドル三百三十圓、賣るときは一ドル百二十圓というわけで、非常に大きな損失勘定となつてゐる。この額が年々四億ドルに達し、いわゆるガリオア勘定（救濟費）で賄われて、アメリカ國民の税金負擔によつてうめられてゐるのだ。

六二
こうしたアメリカ國民の税金負擔を軽減しようというのが、單一レート設定の第二の目的だ。

三、經濟復興五カ年計畫の改訂

アメリカの對日援助費は、二十三年七月から本年六月までに、ガリオア資金で三億八千七百萬ドル
エロア資金（復興費）で七千五百萬ドル（合計終戦以來九億ドル餘）となつてゐるが、本年七月から
來年六月まで（アメリカの豫算年度では一九五〇年度）には、ガリオアは大體前年なみだが、エロア
の方は一億ドルほど増加される模様だ。もつともこれを最高として、その後は漸次減額されて行くと
覺悟しなくてはなるまい。しかしこの對日援助費の増加分と、輸出の振興による外貨の増加分とだけ
は、原材料の輸入をふやし得るから、國內の生産は相當に増大を期待される。そこで生産がこうして
急ピツチをあげて行けば、對日援助が減つて行つても、わが國の經濟は立つて行ける。これが日本經
濟の自立化である。完全な自立は、二十四年度からはじまる經濟復興五カ年計畫によれば、大體昭和
二十八年度末には達成されることになつてゐる。

經濟復興五カ年計畫の第一次試案とその改訂方針については、すでに本年報第六十集（第三部、第
一節）において解説しておいたが、本年一月十一日の第七回經濟復興綜合委員會では、大體次の如き

改訂の基本方針が決定した（最終的な決定は二月末の豫定）。

すなわちそれによると、（一）最終年度の人口は第一次試案の八千二百九十二萬人を八千七百六十六
萬人と修正する。（二）生産水準については基準年次たる昭和五十九年に比し、工業では第一次試案
一三〇%、當初改訂方針一四五%であつたが、今次は一三五%に改訂、農水産では第一次試案一〇五
%を、當初改訂方針通りに一一一%とした。（三）國民生活水準は基準年次に比し、第一次試案では九
〇%であつたが、若干程度引下げ八五%見當を見込むこととなつた、特に食糧カロリーの點で第一次
試案二、一一〇カロリーを當初改訂方針通り二、一〇〇カロリーと見込み、衣料は第一次の八ポンド
見込みが、四ポンド程度に半減されている。（四）輸出は當初の改訂方針十八億五千萬ドルを、第一次
試案通り十六―十七億ドル（現在價格で）と改める。なおこの計畫實施に當つては、次の五つに重點
をおいて、國民的な努力を傾倒する。（一）インフレの克服、（二）輸出の振興、（三）電力、鐵鋼、石炭
の増産、交通の整備強化、（四）食糧の増産、（五）災害の復舊と防除。

四、單一レートと物價・資金への影響

ところで二月一日にアメリカ本國から、ロイヤル陸軍長官及び總司令部金融顧問（となる豫定）ドッ

ジ氏らの一行が來朝し、目下レート設定について検討中だから、レートは案外早く決められよう。當局の意向としては、レートはかなり圓高とする模様で、ワクは一ドル二百七十圓から三百五十圓までの間と傳えられ、三百二、三十圓見當にきめられる見透しが強い。これでは圓高にすぎると思うが、しかし三百三十圓レートとして物價と賃金はどうなるか。

現在輸入品は大雜把にいつて、食糧が一ドル百圓程度、その他の輸入物資が大體百八十圓で、平均して百二十圓見當となつてゐること前述の如くだ。とすると何ら價格調整を行わず、眞實の一本レート三百三十圓となつた場合は、輸入食糧は三・三倍、その他の輸入品は一・八倍以上、それら輸入物資全體の平均で大體二・九倍近くに、物價は暴騰するわけだ。輸入原料がこのように騰貴すれば、そのハネ返りによつて、わが國の物價と賃金がひどく高騰することは否めない。

そこで價格調整のための補給金が出され、輸入物資の價格がこれまでの如く低く抑えられるであろうこと、當然豫想されるところである。事實、輸入品に對して補給金を出すことの原則については、大體關係當局よりの諒解が得られているようだ。というのは、元來圓高にきめようとする當局の意向の有力な根據となつてゐるものは、實に、現在の物價體系を崩さぬように、極力物價を抑えようとするところにあるからだ。とすれば、輸入品に對する補給金は現行程度出されるから、レートが三百三

十圓にきまつても、物價には殆んど影響はないことになる。

經濟安定本部では昨年暮、いわゆるK作業によつて、四百圓レートの場合における物價と賃金への影響を算定した。それによると、重要物資への價格差補給金は現在程度を維持するものと前提し、輸入品食糧價格と國産品食糧價格とのブール計算の結果、まず主食は現行價格の一・〇五倍となる。この主食の値上りによつて、賃金ベース（三千七百圓）もまた一・〇八倍になる。賃金ベースの變化がまた、現行の工鑛品生産者價格を引上げ、（最高八倍の銑鐵から、最低〇・八六倍の重油まで）これが平均して一・五倍になる。この上昇に應じて農業パリテイもまた一・五倍となり、それが再び賃金ベースにハネ返り一・二七倍になる。こうしたハネ返りを六、七度繰返すと、大體物價は二倍となり、賃金ベースは一・六倍（六千圓）になるというのである。

その後關係當局の意向が圓高にあり、現在の物價水準を出来るだけ維持するところにあるというので、こんどはK作業とは逆に、單一レートの水準をどこにおいても、現在の物價水準に全く影響を與えないようにするには、貿易資金の黒字額と輸出入調整金の所要額との關係はどうなるかを算定し、調整金財源との關係からみて、望ましい單一レートを發見しようとした。それがいうところのR作業である。

それによると、三百圓レイトでは輸出差益が百五十三億圓ほど出るが、これを徴収などしないのでそのまゝとし、一方輸出入補助金所要額を算出すると一千八百三十六億圓になる。一方、二十四年度の貿易見込額は、輸入九億五千萬ドル、輸出五億ドルとなつてゐるから、その入超額四億五千萬ドルを三百圓レイトで換算すると、貿易資金特別會計の黒字は一千三百五十億圓になる。しかしそれでもなお、輸出入補助金所要額には四百八十六億圓ほど不足する勘定になる。そしてこの貿易資金の赤字は、レイトが三百五十圓から四百圓へと、圓安になるに従つてふえて行く。すなわち貿易資金の黒字は、レイト三百五十圓のとき千五百七十五億圓、四百圓のとき千八百圓となるが、他方輸出入補助金の所要額が前者の場合二千二百二十五億圓、後者の場合二千六百三十八億圓となるから、結局前者で六百五十四億圓、後者で八百三十八億圓のそれ／＼赤字となる、というのだ。

しかしながら、レイトが一ドル三百五十圓となれば、輸出産業は六割六分しか残らず、その三割以上がつぶれてしまふといわれる。もしレイトが三百圓にでも決められ、しかも補給金が與えられないとすれば、輸出産業の半分以上が立ち行かなくなり、その受ける打撃は想像以上に深刻となる。従つて輸出産業に補助金を與えなくとも、採算のとれるようなレイトに決めらるべきであらう。とすればレイトは、大體一ドル三百五十圓から四百圓までの間が妥當と考えられる。

第二節 九原則と財政・金融の健全化

一、追加豫算を含む廿三年度豫算の分析

(A) 實質的な「均衡豫算」へ

終戦以來のインフレの原因が、主として赤字財政にあるといふので、この財政インフレを阻止するために、『健全財政』が強調されてきたこと周知の如くである。そしてともかくも表面上は、『均衡豫算』が保持されてきたのだが、その實質は依然として赤字をまぬがれず、一部を金融面に轉嫁してきたので、その限りインフレは完全に阻止することが出来なかつた。しかしながら、通貨と物價の推移からみても、二十三年にはインフレ安定化の傾向もまた見出されるに至つたのである。すなわち『健全財政』への努力は、全く無効果ではなかつたわけだ。

しかも前節においてみた如く、財政均衡に對する要請はすでに十原則において示されていたが、それが三原則から九原則の發表となるに及んで、更に一層明確となると共に強く求められることゝなつ

た。すなわち三原則においては、政府は企業に對して、賃上げのための補給金をなるべく出さないこと、もし必要止むを得ない補給金を出すとしても、それは財政の均衡を維持し得る限度内たることとした。そして九原則においては、冒頭の第一項に、一日も早く総合豫算の眞の均衡を圖ることを指示し、そのために收税計畫を促進、強化し、脱税者に對しては法的措置をとることを明らかにした。

だがこの三原則乃至は九原則を文字通りにそのまま強行するならば、行政整理や企業の合理化が必ずとなり、摩擦が非常に大きくなって、その實現にはすこぶるの困難があるばかりでなく、それ自體の中に互に背反するところの、内在的な矛盾を有している。けれどもそれを基本線として、強力に推進されることもまた避け得ない。そこで二十四年度財政の見透しだが、それに入る前に、まず追加豫算を含む二十三年度豫算等の分析からはじめることとする。

(B) 追加豫算の性格と廿三年度豫算

官公吏の給與改善費を中心とする追加豫算(補正第二號)は、解散問題をめぐる政府對野黨のカケヒキが加わつて、その成立までの経緯は錯雜を極めた。その詳細については本年報、第二部第七節、政治情勢の項を参照されたい。がそれはともかくとして、遂に昨年十二月二十二日、衆・參兩院を通過して成立をみた。これによつて二十三年度豫算總額は、一般會計は、歳入歳出とも四千七百三十一

(一) 昭和二十三年度豫算純計額(單位百萬圓)

	本豫算		補正第二號		合計	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A+B)	(A+B)
◆歳入						
一般會計	四二四、四六三	五八、六八三	四七三、一四五	二二四、二五六	六九七、四一〇	九二一、六六六
特別會計	一一九、六二七	七三、六三三	一九三、二五〇	四七九、九六五	六七三、三三五	一、三六六、八四七
合計	五四四、〇九〇	一三二、三一六	六六六、三九六	六九三、二二一	一、三六〇、六一二	一、七五〇、一七五
内重複額	三〇〇、四三二	一六、四七七	三二六、八四九	一五三、〇三七	四八〇、九一六	六三〇、三三三
差引額	二四三、六五八	一一五、八六九	三三九、五四七	五四二、一八四	六八二、七〇一	一一一九、八四二
内控除額	二七五、七四一	〇	二七五、七四一	一〇五、五七九	三八一、三二〇	六六七、一六二
歳入純計	九四七、九〇七	一一五、八六八	一、〇六三、八〇五	四三六、六一四	一、五〇〇、四一九	一、九三六、八一八
◆歳出						
一般會計	四二四、四六三	五八、六八三	四七三、一四五	二二四、二五六	六九七、四一〇	九二一、六六六
特別會計	一一九、六二七	七三、六三三	一九三、二五〇	四七九、九六五	六七三、三三五	一、三六六、八四七
合計	五四四、〇九〇	一三二、三一六	六六六、三九六	六九三、二二一	一、三六〇、六一二	一、七五〇、一七五
内重複額	三〇〇、四三二	一六、四七七	三二六、八四九	一五三、〇三七	四八〇、九一六	六三〇、三三三
差引額	二四三、六五八	一一五、八六九	三三九、五四七	五四二、一八四	六八二、七〇一	一一一九、八四二
内控除額	二七五、七四一	〇	二七五、七四一	一〇五、五七九	三八一、三二〇	六六七、一六二
歳出純計	九四七、九〇七	一一五、八六八	一、〇六三、八〇五	四三六、六一四	一、五〇〇、四一九	一、九三六、八一八
整理基金特別會計における借換債還額	九四七、九〇〇	一一三、二二五	一、〇六〇、〇五五	四三七、九七七	一、四七三、〇八八	一、八八六、一七三

億四千五百六十萬四千圓となり、特別會計歳入は一兆一千九百三十二億五千七十一萬七千圓、歳出一兆九百六十二億八千五百一十一萬圓に膨脹した。兩者を加えた合計から、それ〴〵重複および控除額を差引いた豫算純計額は、歳入一兆六百三十八億五百六十七萬八千圓、歳出一兆六百億六千五百五十三萬二千圓となつた。歳出純計を二十二年に比較すれば、實に二・四二倍という膨脹ぶりである。すなは

(二) 一般會計豫算 (單位百萬圓)

	23 年				22 年	
	本豫算	追加豫算	合計	%	合計	%
◇歳入						
租税及印紙収入……	267,704	—	316,447	66.9	135,422	63.2
租 税……………	262,714	48,743	311,457	65.8	134,321	62.7
所 得 税……………	146,371	4,697	151,068	31.9	69,044	32.2
官業及官有財産収入	100,663	—	100,663	21.3	55,817	26.1
官業及官有財産収入	94,354	—	94,354	19.9	51,265	23.9
雑収入……………	42,763	9,444	52,207	11.0	22,113	10.3
前年度利餘金……………	3,332	496	3,828	0.8	905	0.4
合 計……………	414,462	58,683	473,145	100.0	211,256	100.0
◇歳出						
終戦處理費……………	92,600	12,000	104,600	22.1	64,121	29.9
價格調整費……………	51,500	11,000	62,500	13.2	23,853	11.1
公共事業費……………	43,517	* 6,000	49,517	10.5	14,746	6.9
地方配付税配付金……	39,197	2,400	41,597	8.8	19,734	9.2
政府出資金……………	18,574	—	18,574	3.9	7,124	3.3
國 債 費……………	7,523	2,403	9,926	2.1	7,568	3.5
小學校職員給與國庫負擔金……………	8,741	—	8,741	1.8	3,908	1.8
生活保護費……………	7,408	1,800	9,208	1.9	4,850	2.3
政府事業再建費……………	39,780	—	39,780	8.4	16,416	7.7
船舶運管會補助……………	4,000	2,500	6,500	1.4	3,310	1.5
刑務所收容費……………	1,193	673	1,866	0.4	534	0.2
給與改善費其他……………	—	11,674	11,674	2.5	—	—
雜 件……………	55,050	4,566	59,616	12.6	27,654	12.9
合 計……………	414,462	58,683	473,145	100.0	214,256	100.0
給與改善費總額……………	—	26,273	—	—	—	—

(備考) *印は災害復舊費。大藏省主計局『昭和23年度豫算の説明』による。

ち第一表の如くだ。
次に一般會計について、その内容を今少し仔細に分析すると、第二表の如くなる。表によれば、まず歳入では、所得税の比重は前年より減じたが、その他の租税が大きく増加したため、結局、租税及び印紙収入としては三千百六十四億圓餘となり、その比重も六六%九に増大している。所得税の比重が落ちたのは、二十三年七月に勤勞所得税の基礎控除額を引き上げると同

時に、税率も引上げたなどの結果である。が専賣益金をはじめとする、官業及び官有財産収入の比重は大きく減退した。その外追加豫算では、歳出節約額と特別會計固有財源とが新たにとり上げられているが、前者はその七割給與が豫算不用額である。すなわち豫算定員を實定員に切り下げたために生じたものだ。

歳出では、終戦處理費が二九%九から二二%一と激減しているが、價格調整費の比重は却つて増大している。九原則によれば、價格調整費は出来るだけ壓縮する方針である。にも拘らず追加豫算においても百十億圓を計上し、本豫算との合計は實に六百二十五億圓を數えて、その比重も一三%二を占め、終戦處理費につぐ巨額である。これは、價格調整費を一舉になくしてしまうことが、現在のわが國の經濟状態では不可能であるからだ。次に公共事業費が急に増加しているのは、追加豫算における災害復舊費六十億圓が加わつたため、その外追加豫算には、新たに給與改善費と廢兵器處理費とが計上されている。ことに前者は、特別會計分を含めると二百六十三億圓を算し、追加豫算總額の三七%を占める。そこで今少し、給與改善費について検討してみよう。これは當初の政府案によれば、財源の關係から五千三百三十圓ベースとして、十一月より支給の豫定であつたが、人事委員會では六千三百七圓ベースを勧告し、野黨また独自の修正案を示して譲らなかつた。そのため政府も原案を修正

(三) 給與改善費内譯

(單位千圓)

◆一般會計	
一般職員分	三、三三八、二四七
全額補助地方	二九八、七九五
公共團體職員分	一、三三三、八一
教職員國庫負擔分	二、四四七、八一
公團職員分	二、四四七、八一
終戦處理事業費分	三、〇〇〇、〇〇〇
計	八、六八四、九一六

◆特別會計

一般職員分	九、〇七六、八九八
全額補助地方	六三〇
公共團體職員分	七八二、三三〇
公團職員分	九、八五九、七五八
計	二六、二六六、三三八

◆地方公共團體職員分財源

(地方配付税配付金)	七、七三三、六六四
合計	二六、二六六、三三八

(備考) 大藏省主計局調。

(四) 廿三年度月別給與ベース

十二月	六、三〇九圓
一月	五、二〇三圓三錢弱
二月	五、二〇三圓三錢弱
三月	六、三〇七圓
(註) 一、二月分算出法	
$6,307 \text{圓} \times (1-0.175) =$	
$5,203.275 \text{圓}$	

し、財政のワク内で六千三百七圓ベースを採用すると共に、十二月は一、二月分の一部を前拂とするが、その実施は一月一日よりとした。なお勤務時間は週四十八時間に決定した。その内容及び月別給與ベースの算出は、第三、第四表の如くである。

こうした経緯にみても明らかなく、追加予算は給與改善費を中心とするものであり、しかも政府側の解散氣構えに對し、野黨の回避乃至は引延ばし作戦をめぐつて、一時しのぎの間に合せ豫算に終つたというのが、追加豫算の性格として指摘されよう。すなわち民自黨の唱えた、取引高税の廢止や料飲店の再開なども行われず、災害復舊費も大幅の削減を受けたのである。これはまた結局には、民自黨による少數黨内閣という、政治力の弱さに基因したことというま

でもなく。

二、廿四年度豫算の展望

(A) 歳出の膨膨—國民所得と租税

ところで、二十四年度豫算の編成は、九原則の實施、單一爲替レートの設定、物價改訂などの重大問題とからみ合つて、これまでの豫算編成よりも遙かに多くの難關にぶつかることが豫想されている本年も年度末までには本豫算が組めず、當初は暫定豫算で行くものと思われるが、大藏省では目下豫算編成の準備を進めている。おうまかな算定では歳入總額は約五千五、七百億圓程度、(稅收三千六百億圓、專賣益金千二百億圓、雜收入七、八百億圓)とみられているので、歳出總額もこの程度に壓縮されることになるようである。(その後大藏省案では六千億圓と豫定した)。

そこで歳出だが、まず第一の終戦處理費は、司令部としても出来るだけ節減の意向ではあるが、しかし國際情勢の如何によることだから、早急に減少を期待するのは困難な事情にある。次は價格調整補給金だが、これが差し當つての一番大きな問題であり、豫算編成に當つての中心課題であらう。というのは外でもない。單一爲替レートが設定されても、原則としては物價の全面的改訂を避けたいと

いのだが、一方財政の均衡を堅持するため、特別會計の獨立採性を貫こうとするのには、(一)現行の國鐵運賃を二倍に引き上げ、(二)更に電氣料金を一・八倍引き上げ、(三)特定産業向石炭の現行トシ当り千圓を七百二十圓見當上げて千七百二十圓とするなどが必要であろう。そしてこれらを前提として概算した結果でも、なお一般會計からの價格補給金は七百億圓(大藏省)ないしは一千二百億圓(物價廳)の繰入れを要し、しかも國家財政のワタからみれば、補給額は二十三年と同様、せいぜい七百億圓程度のものしか見込めない状態である。

次に給與費も現行人員では年内二千億圓(特別會計、地方、公團職員分の國庫補助を含む)となり、行政整理をするとしても多額の退職金を要するので、當面は大した歳出減は望めず、しかも失業對策費や公共事業費さては災害復舊費などは、増加を豫想されこそすれ、その減少は期待し難い。かくの如く歳出における大幅の縮少が困難であるとすれば、歳入の見透しは如何。

まず租税であるが、これは追加豫算においても、給與改善費に伴うハネ返りによる所得税増加四十億圓、砂糖消費税增收三十億圓の外に、租税自然增收四百十億圓を見込んでゐる。ことに自然増のうち百八十億圓が源泉所得税、百四十億圓が申告所得税の増徴となつており、給料生活者は勿論、金詰りの農民や、その上取引高税や更正決定に悩む中小業者などが、増徴額の八割を負擔する勘定にな

(五) 國民所得と租税負擔額調

年度	國民所得	國稅	地方稅	合計	國民所得に對する比率	
	A	B	C	D	B÷A%	D÷A%
昭和5	115	1,103	612	1,715	9.6	14.9
6	105	991	328	1,329	9.4	14.6
7	116	940	328	1,468	8.1	12.7
8	135	1,002	566	1,568	7.8	12.6
9	142	1,114	603	1,717	7.7	12.0
10	156	1,203	642	1,844	7.9	11.8
11	172	1,361	672	2,033	9.8	11.8
12	204	1,821	659	2,480	9.8	12.2
13	242	2,394	704	3,078	12.4	12.7
14	300	2,932	763	3,695	12.6	12.3
15	340	4,219	784	5,003	12.4	14.7
16	390	4,931	899	5,830	12.6	14.9
17	410	7,524	934	8,457	18.3	20.6
18	540	9,960	813	10,773	18.4	20.6
19	720	12,860	861	13,724	17.9	19.1
20	1,460	11,555	893	12,447	7.9	8.5
21	4,000	37,438	3,826	41,264	9.4	10.3
22	11,700	187,122	23,971	211,093	16.0	18.0
23	23,930	411,667	70,235	481,902	17.1	20.1

(備考) 1. 單位はA=億圓。BCD=百萬圓。2. 國民所得は昭20迄は大藏省理財局推計額、昭21以降は經本推計額。3. 國稅は21年度迄は決算額、22.23年度は豫算額(補正後の豫算額)地方稅は20年度迄は決算額、21年度は豫算額、22.23年度は地財委の見込額。國稅中には印紙收入及專賣益金(燃料局益金共)を含む。

つてゐる。従つて、果してこの自然增收が得られるか問題である。というのは、稅收ことに所得税の如きは、すでにその限界にきてゐるからだ。二十三年七月に勤勞所得稅の基礎控除額の引き上げや法人稅の超過所得稅の引き下げなどが行われ、更に二十四年度豫算編成に當つてもそれが考慮されてゐるのはその一つの證據でもある試みに、國民所得に對する租稅負擔の割合をみても、第五表の如く、昭和十、十一年頃の二倍近くとなつてゐる。しかも領土の喪失

と戦災によつて國富の低下は著しく、加うるにインフレによる名目的な膨脹にも拘らず、實質的には甚しく低下している國民所得のことを考えれば、この二割の課税は未曾有の重税といわねばならぬ。もつとも第六表をみると、いまだ英米に比すれば、わが國の租税負擔は低いとも考えられるが、しかしわが國の國富自體が英米のそれと比較にならぬ、貧弱なものであることを忘れてはならぬ。それらの詳細については、雑誌『東洋經濟新報』昭和二十四年一月二十九日號を参照されたい。

(B) 税制改革と行政整理の必要

(六) 日英米獨の國民所得に對する租税率(%)

年	日本		英國		米國		ドイツ	
	國税のみ	地方税共	國税のみ	地方税共	國税のみ	地方税共	國税のみ	地方税共
一九四一年	二二・六	一四・九	二九・六	三三・八	一三・九	三三・九	三二・一	三三・一
一九四二年	一八・三	二〇・六	三三・六	三六・五	一八・五	二六・〇	二八・九	三三・七
一九四三年	一八・四	三〇・〇	三三・一	三七・七	二七・一	三三・二	三〇・〇	三三・八
一九四四年	一七・九	一九・一	三六・七	三九・三	二七・四	三三・一	三〇・〇	三三・一
一九四五年	七・九	八・五	三七・六	四〇・二	二五・二	三〇・九	二七・一	三〇・九
一九四六年	九・四	一〇・四	三八・三	四一・〇	三三・二	二七・一	二七・一	二七・一
一九四七年	一六・〇	一八・四	三〇・七	三六・六	二〇・九	二六・一	二六・一	二六・一
一九四八年	一七・一	二〇・一						

かくの如く、租税の中樞たる所得税そのものが限界にきているところに、今後は九原則の實施や單一爲替レートの設定に伴つて、企業の合理化、行政整理が必至となり、失業が避け得ないとするならば、その面からの稅收の低下もまた考えなければならず、従つて税制の根本的な改革が検討さるべきで

ある。ではどうすればよいか。まずその第一は、稅率を低下することによつて、賣行きまたは消費を増加し、稅收の増大をはかることであり、これは酒稅とか入場稅とか煙草などの專賣益金とかの消費稅について妥當するであろう。第二は、減稅によつて脫稅が減り、結果において高率課稅の際と變らぬ稅收をあげることであり、第三は重稅によつて稅源を枯渴させ、將來の財源を失わぬようにすることだ。現行の過重な法人稅の如きは正にこの第三の好例である。

だが何よりも重要なことは、もつと積極的に、國民の擔稅力そのものを大きくし、財源を培養することに外ならぬ。すなわち生産を増大し、國民全體の實質所得をふやすことを考えねばならぬ。それと共に、歳出の面においても、思い切つた削減が必要だ。行政整理による人件費の節約は、その第一にとりあぐべき當面の最大課題であろう。岩本國務相の試案によると、一般會計(三割切つて十一萬人)で百四、五十億圓、退職金を六十億圓とみて八、九十億圓の節約、また特別會計(二割の二十四萬人)で約二百億圓、退職金を百二十億圓として八十億圓の節約となる勘定だ。これによつて、残つた能率のよい官公職員に、相當の待遇をするという英斷が肝要である。

もつともこれには、前提として充分な失業對策が必要となる。従つてどうしても收支の均衡がとれぬならば、一時的にも、建設公債を以つて賄うという考慮も眞剣に必要であろう。建設公債をもつて

直ちに赤字公債とのみ断ずるのは當らないからだ。

三、第三・四半期の金融情勢

金融引緊方針の堅持と政府支拂の遅延、加うるに物價改訂に伴う増加運轉資金の需要などにより、更に甚だしい金融逼迫を示した第二・四半期について、第三・四半期（十一月十二月）の金融情勢も

(七) 日銀營業旬報主要勘定 (單位百萬圓)

	(A) 六月末			(B) 九月末			(C) 十二月末			
	六月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	六月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
發行銀行券	三三〇、五八八	三三〇、二二二	三三〇、二二二	三三〇、二二二	三三〇、二二二	三三〇、二二二	三三〇、二二二	三三〇、二二二	三三〇、二二二	三三〇、二二二
政府預金	九、三七七	一〇、一三三	八、三三三	七、四六八	一三、三三四	一四、〇〇三	三、八五〇	三、八五〇	三、八五〇	三、八五〇
其他預金	一五、七三五	三三、三九六	六、五四四	一七、八七四	一九、三〇七	三三、六六〇	三、八一	三、八一	三、八一	三、八一
雑勘定	八、三六四	八、一六一	一〇、三三三	一〇、一九四	一〇、四三九	一三、八一五	四、六五四	四、六五四	四、六五四	四、六五四
資本金及積立金	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三
政府貸上金	七〇、四四四	七六、三三三	五、八三八	七五、六三三	七九、六一一	八三、五〇九	七、三六七	七、三六七	七、三六七	七、三六七
貸出金	五三、二九六	六三、二七六	九、八三一	六四、五〇五	五九、四三三	五九、四三三	一〇、三三六	一〇、三三六	一〇、三三六	一〇、三三六
現金及地金	六二五	六三九	一三三	七三〇	八三三	八六五	三三六	三三六	三三六	三三六
國債其他證券	二九、二六一	一四八、七二二	一九、四六〇	一六、九三九	一八、五九六	二四七、七一九	九八、九九八	九八、九九八	九八、九九八	九八、九九八
代理店勘定	二、〇三二	三、三三四	一、三三二	一、三三九	一、二六八	一、三三六	二、〇三八	二、〇三八	二、〇三八	二、〇三八
雑勘定	九、六〇九	一〇、八三三	一、二四三	一一、一七四	一〇、九八〇	一九、七三四	八、八八〇	八、八八〇	八、八八〇	八、八八〇

その基調は依然たる金融梗塞状態であつたことに變りはない。しかしながら第三・四半期には、供米代金を中心とする政府支拂の促進と例年の年末資金需要に應ずる措置とによつて、

第二・四半期に比してや、面目を改めた點もみとめられる。

すなわちまず日銀勘定からみると、第七表のごとく、九月末には六月末に比し一般預金もかなり増加したが、それより遙かに一般貸出の増加が上廻つたので、市中銀行の手許はそれだけ逼迫していったことがわかる。十月にはこれが一層甚だしく、一般貸出は更に増加したに拘らず、一般預金は却つて減つてゐる。しかるに十一月からはそれが逆となつた。いま十二月末を九月末に比すると、一般預金は三億八千萬圓を増加したのに、他方一般貸出は實に百二億二千萬圓餘を減じてゐる。貸出減はいうまでもなく日銀返済で、合計百六億圓という資金が、市中銀行から日銀へ還流したわけだ。すなわちそれだけ市中銀行の手許資金にゆとりがあつたことになる。

だが他方、鐵道事業特別會計、貿易資金特別會計などに對する政府貸上金の増加約七三億圓、それから大藏省證券、食糧證券などの短期證券の買上げ増加にもとずく、國債其他證券の増加約九百九十億圓があつたため、結局において日銀券は約九百三十二億圓を膨脹した。こうした政府關係資金の増大は、いうまでもなく政府資金の撒布超過となつて現われる。

そこで政府資金の撒布超過と日銀券の増發高の狀況をみると、第八表の如くなつてゐる。すなわち二月には、政府による巨額の回收超過があり、日銀券も一、二兩月とも收縮を示したが、七月の本豫

(八) 通貨の膨脹(單位億圓)

廿三年	政府支拂日銀券	
	金撤布	増發高
一月	三三・四	一〇・九
二月	三三・六	一三・三
三月	三二・七	三三・六
四月	〇・二	一六・七
五月	六・八	三〇・六
六月	七・八	七〇・九
七月	二二・五	一〇七・八
八月	七九・九	一三八・四
九月	九八・六	七九・〇
十月	三三・四	一七四・〇
十一月	四四・三	一三三・三
十二月	四〇・〇	六〇・四
果計	一、七〇〇・一	一、三六一・五

算成立と共に、それまで抑えられていた政府支拂が促進され、同時に物價改訂による運轉資金の需要増に伴つて急に膨脹し、日銀券もまた増大した。ことに十月以降は供米代金の支拂が急激にふえてきた。それは十月から十二月まで毎月平均五百億圓に達した。そのため政府資金の撤布超過もまた、十一月で一千四百億圓を突破している。しかもそれが毎月、日銀券の増發高をはるかに上廻つていくといふことは、市中の日銀券回収による相當の收縮にも拘らず、政府關係資金の増大から日銀券の膨脹がもたらされていることを意味している。

四、深刻化する金融逼迫

(A) 九原則と金融引緊政策

赤字融資の停止を第一とする、いわゆる三原則について、「金融機關からの融資は、日本の經濟回

復に貢獻する諸事業だけに與えるよう、嚴重に限定する」という九原則によつて、金融引緊の方針が更に一層明確にされた。かくて「健全金融」が、今後至上の要請となること、あらためていうまでもあるまい。そこでまず、傳えられる新金融政策からみよう。

(イ) 新金融政策 〓これは二十四年度豫算の編成並びに物價改訂とにらみ合せて、大藏省で目下立案中のものだが、その内容は、(一)新規所要資金は新規蓄積で賄うよう、年間を通ずる一本の資金計畫を、年度初に決定する、(二)明年度の國民所得を三兆圓と推定し、蓄積資金額を五千億圓とし、新規所要資金はその範囲内で賄う、(三)一般金融機關の日銀依存を廢し、また資金の量的統制を行う、(四)明年度の復金増資額を六百億圓以内とする、(五)金利引上げを抑制する、(六)金融機關職員の賃金統制を圖る、(七)金融業法は次の國會に提出する、などである。

(ロ) 高率適用と整理融資 〓更に日銀では九原則の嚴格な遂行という建前から、從來の質的な統制から一步を進めて、強力な量的統制に乘出す方針を決定したと傳えられる。それによると、日銀貸出の高率適用の範囲を擴大しようというのだ。すなわち、從來は各金融機關の日銀借入が、前月末預金殘高の1%以上になつた場合、その超過した部分に對して一厘、3%以上には三厘の高率が適用されていたが、現段階では市中金利を抑える建前からいつでも日銀の公定歩合引上げが困難なために、この

最低一%を二%ないし三%に引上げ、その代りに超過部分に對する利率を、市中貸出金利の最高二錢八厘まで持つて行こうというのだ。また従來高率適用から除外されていた優遇手形(貿易、スタンプ、復金保證、繭、公團認證手形)にも一般手形なみに高率を適用する。

なお三原則から九原則の實施、更には單一爲替レートの設定に伴つて、企業の合理化乃至は整理が促進される筋合にあるので、この整理のための融資が考慮されている。經濟安定本部の案によれば、(一)合理化のための人員整理に退職資金の融資を保證する、(二)市中金融機關で賄えな上ときには復金融資か、また場合によつては失業金融庫の設定も考へる。

(B) 第四・四半期は徴税で金詰り

第四・四半期の見透しは、通貨の收縮が豫想されるが、すでに一月二十一日までに大幅の回收が示された。すなわち昨年十二月三十日には、日銀券は最高三千六百八十億圓にまで膨脹したが、年初以來一月二十一日までに、三百十七億圓を收縮した。昨年十二月中の増加額に對して、五二%の收縮率である。前年同期の一九%に比し、著しい好調だ。これは主として、稅收による活潑な政府資金の引揚超過で國庫金が還つたのと、年末決濟資金の還流で市中の日銀返金が續いたためだ。

もつとも一月下旬からは、供米代金が支拂われる。供米代金は一、二兩月で三百五十億圓だから、

(九) 廿三年度月別稅收

(單位億圓)

廿三年	收入見込	實績
四月	四六・五	四八・七
五月	一一・三	一一・一
六月	一四・八	一七・八
七月	一八・三	一五・〇
八月	一九・九	二〇・三
九月	一四・三	一八・五
十月	一八・六	二〇・九
十一月	二五・八	二九・〇
十二月	二六・五	二六・〇
小計	一、五三〇・〇	一、五三三・二
廿四年	三五〇・〇	九三・〇
一月	四七〇・〇	三三六・〇
二月	四七〇・〇	三三四・〇
三月	四七〇・〇	三三四・〇
四月	三、二六〇	四八・七
合計	三、二六〇	四八・七

大藏省主稅局調、廿四年豫想は通貨發行審議會調 *印は廿三年實績。

それだけ通貨はふえることになる。けれども一方、二月からは配給米代金の引揚が大きい。毎月二百億から二百五十億に達しよう。とすると供米代金の支拂を考慮しても、引揚超過になることは明らかだ。更に二月から三月にかけては、過重の徴税が強行される。従つて第四・四半期の資金計畫による、通貨發行限度三千五百億圓は大體維持されるであろう。

そこで徴税成績だが、いま二十三年度の實績をかえりみると、第九表の如く、二十二年に比しかなり順調だ。というのは、毎月比較的に平均して徴收されてきているからだ。かくして十二月までの累計は一千五百二十二億圓に達した。二十三年度の徴税豫定額は、追加豫算の四百八十七億圓が加わつたため、三千百六十一億圓に増大したが、それでも十二月までの徴税累計額は、豫算に對し四八%にあたり、二十二年同期の三〇%に比すれば著しい好成績といえよう。しかしこのような好調にも拘らず、一月以降の稅金は決して樂な

ものではない。過去九カ月間かゝつて徴収した額以上のものを、三カ月乃至は四カ月間で一舉にとろうというのだからである。第三表の通貨発行審議會の豫想割當をみてもわかる如く、昨年からの物價騰貴を考慮しても、本年の税金は昨年度のそれに比してかなり大きい。

ことに一昨年はまだインフレ利潤によつて、工業も商業も比較的納税の餘力を残していたが、昨年末の金詰り激化から、すでにストツクの賣却などで切抜けてきているところが多い。それに勤勞者の實質賃金は向上してきたとはいつても、勤勞所得税はすでにギリ／＼の限界まできているという事情もある。すなわち増税能力が、一昨年乃至昨年よりも劣つてきているということだ。こうしたところに金融引緊が強化されれば、金詰りは一層の激化をまぬがれない。

(C) 預金通貨と市中融資の増大

こうした金詰りの激化に對し、その緩和策として預金通貨の増大、手形制度の活用などが期待される。政府や日銀當局者でも、それらによる信用取引の助成發達を主唱しているが、ではその現状はどうなつてゐるか。まず第十表によつて、預金通貨の状況をみよう。それによると、二十一年三月の金融措置令による通貨の大收縮以來、二十二年四月までは、ずつと預金通貨の増加が發行高の増加を上廻つてきた。それが五月以降逆となり、大體二十三年一月頃までそれが續いた。これは通貨價値の急

(十) 發券高と預金通貨の推移 (昭和二十一年一月—1900)

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
發券高	166	181	197	211	225	239	253	267	281	295	309	323
預金通貨高	184	183	204	222	240	258	276	294	312	330	348	366
發券高と預金通貨高の差	18	2	7	11	15	19	23	27	31	35	39	43

落を慮つて、現金を入手したら、直ちにそれを手離して換物せんとする、悪性インフレの段階における一指標ともいふべきものであつた。ところが、それが二十三年二月から預金通貨によつて補充されてきたわけであり、それだけ金詰りもカバーされたのである。そしてこれはまた、二十三年初以來のインフレの進行鈍化の状態ともよく見合つている。

(十一) 東京手形交換高 (單位百萬圓)

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
二二年	11,750	13,335	18,221	21,434	23,076	26,319	28,933	30,169	34,853	34,547	36,408	
二三年	39,514	50,644	65,894	70,845	73,686	77,907	93,953	103,333	113,331	147,893	150,376	239,658

またこのような預金通貨を基盤とした手形の交換高の推移をみると、このことが一層明瞭に看取される。すなわち第十一表の如くで東京における手形交換高は、二十三年七月から急激に増大し、十二月には實に二千三百九十七億圓と

いう巨額に達するに至つた。二十一年の年間の手形交換高総額は、一千四十三億圓にすぎなかつたから、それを思うと僅か一カ月間で、その二倍以上を突破する増勢であり、まことに注目し値する。

更に今後の金融情勢における著しい傾向としては、復金融資の後退と市中融資の増大が指摘される。

(十二) 預金及び貸出増加額

(單位百萬圓)

月	全國銀行		復金貸出増
	預金増	貸出増	
一月	二、八八二	七、七五八	四、三六三
二月	六、九四〇	八、三三四	五、九六七
三月	三〇、一三三	三三、〇一九	五、〇三五
四月	二、四五九	六、四三三	四、八一九
五月	一四、〇三三	六、二二二	六、一四四
六月	三六、一九三	一七、七四一	五、六六一
七月	一六、七三四	二〇、三六九	五、六七四
八月	三六、五一一	二九、六三四	七、四三三
九月	四四、九一〇	二八、四四三	二、七三六
十月	一、八〇一	二〇、五三三	五、四〇七
十一月	—	—	五、二八五
十二月	—	—	八、五二八

いま全國銀行と復金の各貸出の變化についてみても、第十二表の如く、二十三年六月以降は、全國銀行の貸出が急激に増大し、復金貸出をはるかに上廻つてゐる。これは、復金融資の後退と市中金融の増大を意味する。が三原則による赤字融資の停止は、更にこれに拍車をかけるものだ。事實二十三年度第四・四半期の資金需給計畫をみても、大體産業資金總供給高は九百五十億圓で、このうち復金融資は僅かに二百二十億圓にすぎぬ。これでも、從來の復金を通ずる變態的な産業融資が、漸く市中金融に重點をおく正常金融に復歸しつゝあることがわかる。なお全國銀行預金の急増は、水増し操作もあるが、しかし物價安定化の傾向を反映し、通貨に對する信認が回復されつゝあることも物語つてゐる。

第三節 單一爲替・外資導入と産業界

一、生産の回復と今後の展望

戦後の産業界は復興と安定を求めてきたが、生産については次にみるように昭和二十三年度には戦前(昭和五―九年基準)の五割見當まで回復するといふ上昇カーブを辿つてきている。年初らしいインフレが横ばい状態に入つたについては、かように生産が回復したことが與つて力があつたといえるであらう。

まず經濟安定本部の昭和二十四年度物資需給計畫(この計畫は年度内に爲替レートが設定され、二月中に成立する經濟復興計畫とともに最終的に決められる)をみると、鑛工業生産は原料輸入の増加を期待して、昭和五―九年水準の七〇%に回復することを目標としている。たゞし、同計畫によれば輸出は前年度の二倍以上に引上げるといふのである。かくて、鐵鋼、石炭を中心とする傾斜生産がひきつすき採用されるほか、従業の纖維を中心とする輸出に、海外需要の變化に應じた生産財の輸出を

(一) 重要物資生産計画(千トン)

品名	廿三年度 推定実績	廿四年 度計画
鉄	九二五	一、七〇〇
普通鋼々材	一、一〇〇	一、八〇〇
銅	三三	三七
硫化	一、二二五	一、三〇〇
セメント	一、〇〇〇	一、八〇〇
木材(百萬石)	七	六五
紙(百萬ポンド)	九九〇	一、一〇〇
硫安	八九八	一、〇〇〇
カリン酸石灰	一、〇〇〇	一、一〇〇
カセイソーダ	一〇〇	一三〇
ゴム	二六	三九
綿糸(百萬ポンド)	二七〇	四〇〇
人絹、スフ(同)	六	二五
毛糸(同)	三三	四〇
生糸(千俵)	一三三	一五六
石炭	三、六〇八	四、〇〇〇
電力(億KWH)	三二六	三三四

企てている。

同計畫によれば、石炭四千萬トン、電力三百二十四億KWHを基礎としている。石炭は二十三年度計畫より四百萬トン引上げて四千萬トンとし、電力は十億KWHを引上げている。以上の動力源により、鐵鋼は六十萬トンを増して百八十萬トンとしまた綿糸は四億ポンドとする案であつて、鑛工業生産を前年度より二三—二五%引上げることになる。

ところで、二十三年度の鑛工業生産の実績はどうかというに商工省では上半期(四—九月)の重要物資生産実績にもとずいて、だいたひ二十三年度計畫の九〇%見當には達するものと見込んでゐる。二十三年度の生産が商工省の見込み程度に達するならば、鑛工業生産水準は昭和五—九年の五三—五四%見當となり、二十二年度の実績四三%二には對しおよそ二三—二五%の増加に當るわけである。ちなみに二十三年度の生産計畫では

對前年度四〇%増が豫定されたものである。

二十三年度におけるかような生産の増加の理由は、棉花、鐵鑛石、石炭などの重要原料の輸入が相嘗行われたためであるが、また二十三年七月の第三次物價改訂によつて企業採算が好轉したことも寄與している。さらに産業界の一般的な條件としては、二十三年々初以來アメリカの對日政策が好轉したことであり、三月には賠償の大幅緩和を勧告するストライク報告が發表され、同月にはまたドレーパー使節團の訪日はこれをさらに具體化するものとして注目された。そのうえ、懸念されていた集中排除については、十一月に至つてこれの大幅な緩和が傳えられ、これが産業界に與えた影響は大きく前年からもち越されてきた企業の再建整備も、二十三年後半には緒につきはじめた。

もつとも前年いらひの融資の引緊めが金詰りとなつて産業界を壓迫したことは否めない。ことに中小企業の資金難はことの外に甚しいものがあり、そこから整理現象が現れている。また業種によつては業者の亂立から同業種間の競争激化による淘汰現象も生じている。以上のごとくだが、重要産業はさすがに中小企業ほど金詰りに窮迫していない。それにアメリカの援助物資も期待され、二十四年度には少くも二十三年程度か、あるいはそれ以上が望めるもようだから、生産もまた上述のような上昇カーブを持続することが豫想される。

二、集中排除の緩和と獨禁法改正の問題點

(●) 分割會社は結局十一—二十社か

過度經濟力集中排除法は、周知のように二十三年十二月十八日公布即日施行され、これにもとずいて二十三年二月八日第一次として鑛工業部門二百五十七社、同二十二日第二次として配給およびサービス部門六十八社、合計三百二十五社を指定、またその歸趨を注目されていた銀行については、七月三十日に、銀行は過度經濟力集中排除法にもとずく再編成を必要としないものと決定した。

その後經濟力集中排除にかんするアメリカの政策に變化があつたことは、二十三年五月十九日發表されたジョンストン報告中に、「この經濟改革により生ずる不安定の期間は短くすべきであり、不安の範圍は出来るだけ縮小すべきである。障害を生じ得る諸影響は、生産を阻害しない様に注意することと再編成を合理的な競争を保障するに必要な最低限に止めることによつて緩和さるべきである」と述べられていること、さらにつけて「われわれは占領軍當局がこのような方針をとる意向であると諒解するが、さらに集中排除計畫が日本の經濟再建の爲めの廣範な計畫と生産に逆効果をもたらさない様に爲に設けられた再審査五人委員會によつて保障されているものと解釋する」といわれている

ることによつても明かに窺われるのである。

かくて二十三年九月十一日に、總司令部集排審査委員會、いわゆる五人委員會は、集排法實施上の手続き問題について日本側の持株會社整理委員會と初會合を行つて四つの原則を提示した。すなわち四つの原則とは、第一に「當該會社が獨自に他の重要企業を營み、他の企業の活動を妨害し、あるいは競争を阻害することが歴然たる場合以外は、集中排除法にもとずく命令は出さぬこと、かゝる歴然たる事實なき場合は指定を解除すべきこと」、第二に「關連のない業務を營むということだけでは、當該會社が過度集中に該當するとはいえないこと」といつており、いわゆる過度集中について具體的にするとともに、第三に「自發的計畫として改組計畫を提出することは、それ自體、持株會社整理委員會に對し集中排除法にもとずく命令を發せしめるに十分な理由とはならぬこと」および第四に「當該會社が持株會社整理委員會により、ある種の措置をとることを命ぜられる場合、その措置は經濟力集中の事實に直接關係あるものに限る」としている。

かくて前述の如く總計三百二十五社が集排指定されたが、この四原則を契機として、指定取消が續出し、二十四年一月二十日現在で取消は二百五十社に及び、残りは七十五社に減少した。社名は次のごとくである。

中部配電、中國配電、北海道配電、北陸配電、關西配電、關東配電、九州配電、四國配電、東北配電、日本樟腦、日本香料藥品、日本樟腦製造、再製樟腦、富士産業、大和紡績、郡是製絲、日清紡績、日本毛織、敷島紡績、東北興業、日本鹽回送、大建産業、大日本麥酒、大日本紡績、富士紡績、古河電氣工業、古河鑛業、日立製作所、鐘淵紡績、片倉工業、川崎重工業、倉敷紡績、松下電器産業、三菱電機、三菱重工業、三菱化成工業、三菱鑛業、三井化學工業、三井鑛山、日新化學工業、日清製粉、日東紡績、日本電氣、日本化藥、日本鑛業、日本冷蔵、日本製粉、日本製鐵、日本石油、日本セメント、日本水産、王子製紙、小野田セメント製造、大阪瓦斯、理研工業、井華鑛業、昭和電工、太平洋材、大洋漁業、帝國石油、帝國纖維、東京瓦斯、東京芝浦、東洋紡績、東洋高壓工業、東洋製罐、北海道酪農協同、三菱倉庫、三井倉庫、日本發送電、日本出版配給、日本通道、松竹、住友倉庫、東寶以上七十五社

以上についても、持株會社整理委員會は三月までには結論をうる意向で、このうち結局分割になるのは十一、二十社見當とみられている。

(B) 獨禁法の改正とその影響

獨占禁止法（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）は昭和二十二年四月十二日公布さ

れたが、財閥の解體や統制團體などの閉鎖機關指定が進捗して、經濟再建の段階に入ってくるに従つて、再検討されつゝあつたが、獨禁法のうちに第一に外資導入を阻害する、第二に國內企業の再建整備を妨げる諸規定が含まれていることなどが各方面から指摘されるとともに、アメリカの對日政策の動きとも関連してにわかに同法改正の氣運が高まるにいたつた。

二十三年九月二十二日の次官會議に提出された「私的獨占の禁止および公正取引の確保に関する法律改正案要綱」によると

- (一) 第二條第六項中會社役員の範圍を「取締役、業務を執行する無限責任社員、監査役またはこれらに準ずるもの」に限定し、従来の「支配人または本店もしくは支店の營業主任」の辭句を削除する。
- (二) 第四條を改正し第三條の例示規定とするとともに第六條の削除と相まつて第四條の解釋に弾力性をもたせることおよび第三項中「製品」を削り事業者間の自主的な商品規格の設定を認めることにし、事業活動の制限の行過ぎを調整する。
- (三) 第六條を削除して外資導入の障害を除去する。
- (四) 第十條を改正し事業會社の株式取得に関する認可制を撤廢し、競争の實質的制限のおそれある場合を除きこれを認めることにし、逆に第九條を強化し事業支配力の過度の集中を監視する措置を講ずる。
- (五) 第十一條を改正し、金融機關の株式取得に関する制限を發行會社株式總數の一割を超えるものについてのみ届出を必要とすることにし、金融機關の資金運用や株式消化の障害を除くことにする。

- (六) 第十二條を削除し、社債取得に對する制限を撤廢し、外資導入の手段をできるだけ廣範圍にする。
- (七) 第十三條を改正して會社役員の兼任に關する制限を第十條の事業會社の株式取得に關する制限の緩和と同様の基準に緩和し、就任し得る會社の役員に關する面の制限を撤廢する。
- (八) 第十四條の役員株式取得に關する項を改正し第二項、第三項の認可制を届出制にする。
- (九) 第十五條と第十六條を改正し、合併、營業の譲渡などに關する制限を第十條の事業會社の株式取得に關する制限と同様の基準に緩和するとともに届出制をおくことにより、事業支配力の過度の集中を有効に監視する措置を講ずる。
- (十) 第十七條の二を追加し第四條に對する排除措置をあきらかにする。
- (十一) 前各項の改正に伴い罰則の調整をする。

以上の各項があげられているがその最大の改正點は外資導入を阻害する規定(第六條)の削除と、持株の禁止ないし制限(第十條、第十一條)の大幅な緩和にあると考えられる。

すなわち、第六條は事業者が外國の事業者と國際的協約もしくは契約、又は國內の事業者と貿易に關する協定もしくは契約を結ぶことに關する禁止事項であつて、これを解除することにより、例えば右兩者間に價格、數量、販路、顧客、設備等の制限について、必要な協定もしくは契約をしてもよいことにならう。更に事業活動に必要な科學または技術に關する知識、情報の交換についても認められよう。けだしそうでなければ、民間外資の導入も事實上は不可能に近くなり、従つて外資導入によつ

て經濟再建の裏付けをすることができなくなるからである。

つぎに第十條を改正し、事業會社の株式取得にかんする認可制を撤廢し、競争の實質的制限の恐れのある場合をのぞき、これを認めることにならう。したがつて事實上密接な關係にある會社の株式をもつことができるようになり、競争の立場にある會社でも、それが潜在的な競争であれば、やはり株式をもつことができよう。例えば素材會社と加工會社、部品會社と製品會社等の關係がそうである。また潜在的な競争とは、例えば北海道にある倉庫會社と九州にある倉庫會社とは競争會社であるが、持株することによつて私的獨占や不當な取引制限にならないと認めるがごときものである。もつとも會社の持株を原則的に認める結果としてあるいは持株會社の出現の恐れもあるので、これには第九條を強化して防ぐことになつていようだ。

三、産業界に現われた整理現象

昭和二十三年秋ころから産業界には整理現象が現われはじめた。その指標としては、第一に就職難であり、同年二、三月ころまでは求人數が求職數をはるかに上廻つてたが、四、五月ころより、ことに七月以降は求人數と求職數の開きが大きくなり、求人數の激減、求職者の激増となつてきている。

この傾向が何に由来しているかといえ、一面にはそれまでのヤミ商賣が盛んであえて職業安定所に正業を求めなくても食えたのに反し、しだいにヤミ商賣ができなくなり、正業をもたねば食えなくなつてきたことも挙げられるであろうが、他方に一般に中小事業場の資材難、資金難による経営不能を背景としているのであつて、この傾向はようやく恒常的なものになりつゝある。

第二に中小工業の経営難による整理——人員整理、赤字工場の閉鎖——が行われている。このような中小工業の経営難の原因としては、資金難や資材難があげられているが、しかし他方に人員整理や赤字工場の整理は、東京芝浦電気、不二越鋼材、小松製作所、津上製作所など著名な会社でも問題を包蔵している会社にはとくに顕著に行われている。

以上のような整理現象の根底によこたわるものとして資金難と業者間の競争の激化があげられる。まず資金面についていえば、二十三年々初いらいのインフレの顕著な足ぶみと、徴税強行と政府支拂の手びかえ、金融の引締めなどにより産業界の金詰りと一般購買力の減退などという一連の事情が、事業会社、商事会社の資金需要を壓迫したことはあきらかである。かくて一般的に運轉資金の不足に悩むばかりでなしに、官廳方面を販路の主たる対象とするばあいなど賣掛金の増加という難關に逢著するに至つてゐる。

それとともに、土建界、新興水産界のごとく、戦後基礎の弱い新興業者が亂立し、それが資金難と業者間の競争により整理過程に入つてきているもの、あるいはまた製薬界のごとく、化学工業会社がらの轉換メーカーが續出し、家庭薬、非統制品は過剰となつてゐるが、品種によりいせんとして入手困難なものがあるなど、業界による事情を異にしているが、整理現象はようやく一般的となりつゝある。(なお産業界の整理現象にかんしては、東洋經濟新報、昭和二十三年十月十六日號、同二十三日號および東洋經濟新報臨時増刊「經濟界はどうなる」を参照されたい)

四、企業再建整備の進行といわゆる新勘定赤字の問題

企業再建整備法は昭和二十一年十月十八日公布され、わが國經濟再建の根本法の一つであるが、企業の再建整備に重大な關連をもつ過度經濟力集中排除法、および炭坑などの新勘定における赤字處理の問題が未解決のため、企業の再建整備計畫の立案が遅れてきている。企業再建整備法による特別經理會社の整備進行状況は、さる八月末現在で特別經理會社總數四千九百三十四社のうち八百六十二社(集排法關係百二十五社)が整備計畫未提出となつてゐる。また日本銀行調査による九月末の中央經濟再建整備委員會の處理状況は、中央處理該當會社千三百社のうち整備計畫提出済のもの約千社で、こ

のうち存続を認可したものの四百四十四社、解散を認可したものの百三十四社（うち三十社は第二會社を設立）となつてゐる。そしておそくも二十四年三月までには全企業の再建整備を完了する手はずであるが、大企業の整備計畫が具體化するに従つて、資本構成の關係から第二會社の設立を希望するものが増加していることが注目されてゐる。

なお、問題の新勘定赤字は二十三年六月末で石炭鑛業の二百億圓をはじめ鐵鋼、肥料など重要産業をあわせると三百億圓にのぼるといわれてゐたものであり、二十三年々初からその解決策が問題となつてゐたが、一時は特別勘定を設けて處理するいわゆる赤字タナ上げに結論が一致し、第二國會にそれにかんする法案を提出する段取にまでなつたが、六月下旬にいたつて特別勘定による處理方法について満足な具體案がえられなかつたためにタナ上げ案を白紙にかえするやむなきにいたり、改めて検討することになつたものである。

しかるに政府は最近新勘定赤字の大宗をしめてゐる石炭企業についてその解決策をえたと伝えられる。それは二十四年一月十九日、商工、大藏、安本、物價廳で打合せ會を開いた結果、大體つぎのよ
うな政府、消費者、企業の三者負擔による處理方針を決めたといふのである。

すなわち、二十三年六月の丸公改訂までの赤字二百三十億圓のうち財政補償によるものは百十九億

圓とする。残りの百十一億圓のうち四十二億圓を消費者負擔とし、次回の價格改訂から丸公に織込み五カ年間で消却し、石炭企業者の負擔は六十九億圓とする。なお財政補償百十九億圓のうち、税金その他特定の石炭企業の未拂金については本年度豫算で補償し、残餘は明年度に交付公債で補償し、復金融資の返済にあてさせる。しかし、これもまた大藏省の承認をえられず問題はなお未解決となつてゐるようだ。とはいえ、新勘定における赤字處理の問題が解決しなかり石炭鑛業などにおける企業再建整備は遅延を餘儀なくされるわけである。すでに企業再建整備遅延の原因の一つとなつてゐた集中排除の問題については解決の方向にむかつており、これ以上再建整備を遅延させぬためにも新勘定赤字の解決が要請されるわけである。

五、單一爲替レートの設定と産業界への影響

單一爲替レートの設定については圓ドル比率をどの程度に決めるか、またその時期はいつか、について各種の觀測が行われていたが昨二十三年末に經濟九原則が發表され、右の原則に「なお以上の計畫は、速に單一爲替交換比率を決定できる諸條件を確保することを目標として、推進さるべきものである」と但書がつけられている。かくて、いずれにしても單一爲替レートの設定は早急に行われるも

のとみられるにいたつた。

そこで問題の圓ドル比率であるが、貿易廳では單一爲替レートの具體化に對應して二十三年末から一ドル三百五十圓を基準として、二十四年々初には一應の結論をえた。他方に經濟安定本部では國內物價體系の維持に最重點を置いて一ドル三百圓を基準としている。ところで、二十三年八月における輸出入の商品圓ドル比價からみると、輸出(平均)は一ドル三百三十一圓、輸入(平均)は百十二圓となつてゐる。したがつて、かりに單一爲替レートが三百圓ないし三百五十圓で決まるばあい、輸入價格は平均して三倍の値上りになることが豫想される。

そこで輸入商品の現行圓ドル比價をみると、屑皮の一ドル九圓からアセトンの一千百七圓まで値幅は大きい。次に輸入數量の大きいものについてみると、石油類は四百圓前後で一般に圓安で、棉花は一ばん高い米棉でも七十七圓と圓高であり、食糧は百三十圓前後となつてゐる。したがつて、かりに一ドル三百圓ないし三百五十圓に決まれば、食糧はじめ輸入價格の昂騰はまぬがれがたい。

そこで一ドルを四百圓と假定して物價、生計費に對するはね返りを調べてみると、四百圓レートで食糧價格が生計費に及ぼす影響は經濟同友會調では二三%八、また安本調では二七%の昂騰であり、次にこうした生計費(即賃金とする)、輸入原料、諸經費などの昂騰の結果、鑛工品價格は經濟同友會

調で四〇%、安定調で五〇%の値上りを示するに止る。したがつてレートが四百圓見當であれば、いわれるような「圓安は輸入物資の昂騰をまねき、國內にインフレを招來する」といふほどのものではないとみられる。

次にこれらのはね返りによつて輸出商品はどれだけ値上げせねばならないか、であるが、單一レートが三百圓、四百圓、五百圓にきまつたばあい、原料、賃金、諸經費は當然値上りし、生産原價は相當にふえる。現在の比價からすれば、苛性ソーダ(固形)の一ドル九十二圓から、自転車タイヤの六百十二圓までさまざまであるが、輸出の大宗をしめる繊維品では、綿布(たゞし加工賃)二百三圓、綿絲(同)百六十圓、人絹絲百九十七圓ないし二百六圓と圓高であり、また、生産財ではセメント百五十六圓、棒鋼二百十九圓、電動機二百三十二圓ないし三百三圓、綿紡機二百九十八圓などである。これに反して圓安に屬するものについてみると、生絲の三百九十六圓ないし四百六十一圓、自転車五百三十六圓ないし五百四十二圓、アルミ地金四百二十六圓、寫眞機四百二十七圓、陶磁器五百圓などである。

かりに一ドル四百圓にレートが決まつたばあい、さききのべたような生産費の昂騰をみこんで、どうなるであらうか。これでは有利なのは綿絲三百十九圓、綿布三百二十五圓、人絹二百七十五圓、スフ

絲二百四十圓、棒鋼三百十九圓、織機三百五十七圓、電動機二百七十九圓、時計三百四十六圓、苛性ソーダ二百三十二圓、セメント百八十七圓、パルプ百七十圓くらいであり、生絲四百七十六圓、自動車五百六十四圓、自轉車六百四十三圓、寫眞機五百十二圓、タイヤ七百八十八圓、チューブ七百五十九圓、陶磁器六百圓などは換算があわぬことになる。

かくて單一爲替レートにおける圓ドル比價をいくらにすべきかはこんごのわが産業界にきわめて重大な影響を與えることは明かであるが、二十三年十一月二十日參議院商工委員會における永井貿易廳長官の説明によれば、單一爲替レートが二百七十圓のばあいには總輸出額のうち引きあうのは二四%しかなく、三百圓でも四〇%、三百五十圓で六四%、四百圓でようやく七六%になるに過ぎない。

これをさらに、二十三年九月に經濟同友會が輸出商品二百四品目について調査したところによると百圓臺で引きあう商品は十二品目(六%)で、二百圓臺二十三品目(一一%)、三百圓臺十七品目(九%)、四百圓臺二十六品目(一九%)、四百圓臺二十六品目(一二%)、五百圓ないし六百九十圓のもの、百二十六品目(六二%)となつてゐる。全體の六割二分が、五百圓から六百九十圓でなければ引きあわない計算になつており、百圓ないし三百圓臺は全體のわずか二割六分にすぎないのである。四百圓臺を入れても三割八分である。

六、民間外資導入をめぐる諸問題

さる一月十三日、アメリカ陸軍省は、日本での外國事業活動の擴大を規定した總司令部の新規則(いわゆる對日投資新規則)を發表し、つづいて一月十七日には總司令部から、右の新規則において確認を要する事項についての基準(いわゆる對日投資規準)を發表した。これによつて民間外資の導入はしだいに本格化するものと期待される。

· いうまでもなく民間外資の導入はわが國經濟の復興にとつて重要な意味をもつており、單一爲替レート設定の問題も外資導入の地均しという意味をもつてゐる。しかし民間外資導入を阻むような各種の事情があることも否めない。というのは、獨占禁止法が他社の株式取得を禁止し、また事業者が國際的協定もしくは契約を結ぶことを禁止しており、これは前述のごとく改正の方向にむかつてゐるが、そのほか法人税が過重であるとか、外國企業に對する差別的な法律が行われてゐること、なおそのほかに既存の外國債務の清算が未済であることなども、民間外資導入を阻むものとして、こんご是正されるべき事情にあるわけだ。

ところで、こんご發表された對日投資の新規則と基準とはどんなものか。まず前者は、外國人の日

本における商業活動の範囲が擴大され、外國人が今後日本の經濟復興に寄與するような一定限度内の投資（リミテッド・インヴェストメント）を行い、事業資産を取得することができるようになったことをあきらかにした。

その要點を摘記すると、（一）外人實業家の地位の保證、（二）事業再開には許可を要しない、（三）營業許可の基準、（四）外國商社の財産取得に對する制限、（五）外國投資委員會の新設などである。また第一の外人實業家の地位の保證については、「資産取引を除けば日本國民および日本商社と平等かつ無差別の地位をこれら外國人に與える」としている。第二の事業再開にかんする許可は要しないという點については、「戦前日本で持つていた利權の返還を受ける資格のある入國者の場合には戦前の事業活動を再開するに當つてはこのような許可を必要としない」とのべている。たゞし、そのような外人實業家でも新しい部門で事業活動を行ふばあいは新入國者と同様に許可を要することになつてゐる。第三に許可の基準については「その活動が外國爲替上の日本の立場を改善するか、ないしは日本の經濟復興の助けとなるかどうかという點だけで決定される」としている。

第四に外國商社の財産取得に對する制限については、「非日本人もしくは外國人支配の商社が商業目的のために日本の不動産を取得する場合は買入れにせよ、長期賃借にせよ總司令部と日本政府の確

認を要し、確認のない場合は取引は無効となることを明かにしている。なおこの規則は一月十四日から發效することが示されている。なおまた次の種類に屬する財産權益の取得については總司令部と日本政府の確認するとして、（一）株式、（二）日本商社の利潤、賣上高または生産の一部に對する權利、（三）日本の特許權とそれに伴う諸權利ならびにこれらの諸利權取得についての選擇權またはその他の協定があげられている。つぎに第五に總司令部がかような確認を決定するについては、總司令部經濟科學局長マーカー少將を委員長として新設された委員七名からなる外國投資委員會（フォーリン・インヴェストメント・ボード）が勸告することになつており、總司令部の行う確認についての最低限度の基準が次のごとく發表された。

すなわち、「確認を行う機關」としての外國投資委員會は、前述のごとく經濟科學局長W・F・マーカー少將を委員長とし、その他委員の顔ぶれは次のごとくである。經濟科學局顧問フレイン・ベーカー氏、同金融課長W・K・ルカウント氏、同外國貿易課長F・F・ピツケル氏、同工業課長W・S・ヴォーン氏、同反トラスト・カルテル課長F・C・ウエルシュ氏、法務局C・S・グレゴリー氏である。

ところで、この基準の目的は、外國人ないし外國人の支配する商社が日本の諸財産および諸權利を

取得しあるいはこれに投資するのは、(一)日本經濟の復興を援助促進すること、(二)日本の天然資源を保全するために必要な保護を日本國民ならびに經濟に與えること、(三)日本と世界の他の諸國との間の健全な國際的平時的經濟の回復を刺戟すること、にあるとされている。

この基準(十項目からなる)によれば、「既存の日本側企業に對する投資は、第三者から株式あるいは證券を購入するのではなくて、その日本側企業の資産増加となる場合に限り」とされ、證券投資は増資株、新規募集の社債など企業の資産増加のばあいに限られ、現存株、舊社債への投資は認められなむねがあきらかにされた。すなわち、これによつて従來わが國の經濟界において外資導入にかんじていだかれていた懸念は拂拭された。というのは、無制限に投資が認められるならば、國內企業の株式や社債が大量に外人實業家の掌中に歸するのではないか、という點であつた。しかるにこんどの對日投資基準によれば、外資は資金たると、資材、技術たるとを問わず、「その日本側企業の資産増加となる場合に限り」られたわけである。しかしその反面にいかなる資本も収益をとまなわぬ企業へ流入することはありえないから、わが國の企業は外資の導入を望むならば經營能率の向上に一段の努力を拂ふ必要があることは勿論だ。

第四節 公務員法改正と三つの勞組大會

一、改正國家公務員法の實施。

マ書簡を基盤として國家公務法改正案その関連五法案として、日本國有鐵道案、日本專賣公社案、郵政省設置案、電氣通信省設置案、公共企業體勞働關係法案が生まれ、公共企業體勞働關係法案のみが第四國會に持ちこまれたことは周知の通りだが、國家公務員法の改正は、昨年十一月九日第三臨時國會に提案されて以後、二十二日間の審議を経て十二月三日公布即日施行された。

周知のように國家公務員法は、第一回國會において成立し、昨年七月一日から實施されたが、その後一カ月を経ずして、マ書簡が發せられ、芦田内閣はこれに基づいて國家公務員法の改正に着手した。そしてその改正案の法制化については臨時人事委員會がこれに當り實に四カ月以上の時日を費してこれは完了されたのである。この間政令二〇一號をめぐつて全官公勞協をはじめ左翼勞組の反對運動、國警本部の「違反行爲の斷呼處置」の指令、これに對する對日理事會の論議、全遞土橋氏に對する總

司令部政治部長ケージス氏の警告、一方政府部内においても政治的に迂餘曲折を経て、菅田内閣退陣後は吉田内閣が、その改正を急ぐ建前から前内閣の方針をそのまま踏襲し、十一月三十日國會終了間に本法案は成立したのである。

(A) 公務員の團結權、團體交渉權

ところで、改正公務員法の最大眼目が、人事委員會の權限及び獨立性の強化と公務員の團結權及び團體行動權の規正にあることはいうまでもないが、本稿では官業勞組の今後の動向にとつて最も影響のある改正點を吟味するという建前から、以下において公務員の團結權及び團體行動權の規定についての諸點に關し累述しておこう。その前に、公務員の團結權、團體行動權が規定されたのは、公務員の憲法第二十八條に規定してある勤勞者の團結權、團體交渉權が否定されたわけではなく、寧ろ全體につくすべき奉仕者（憲法第十五條）としての役割が重視すべきものとして公務員に要求された結果であることを斷つておこう。マ書簡にはこの點が最も明快、詳細に述べられ、これが公務員法改正の一つの大きな主旨であつたことは知らるゝ通りだ。

ところで、この公務員の團結權、團體交渉權についての規定は第九十八條に明記されているが、その原則はこの條文で盡くされていると言えよう。

まず「職員は、その職務を遂行するについて法令に従い、且つ、上司の職務の命令に従わなければならない」という義務が第一項にうたわれている。次いで第二項には「職員は、組合その他の團體を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」と明記されているが、これは公務員の團結權を認めたものである。但しここにいう組合その他の團體は勞働組合法にいう勞働組合でなくて全然別個のもので、また、それはオープン・ショップ制でなければならぬ。更に第二項では「職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務條件に關し、及びその他社交的厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手續に従い、當局と交渉することができる。但しこの交渉は、政府と團體協約を締結する權利を含まないものとする」と規定されているが、これは團體交渉權を喪失した職員團體に對し、新しい意味の交渉權を認めたものである。なお、この際オープン・ショップ制をとつているので、「職員は、職員の團體に屬していないという理由で不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない」と規定されている。第三項では「職員は、前項の組合その他の團體について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその團體における正當な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けない。」すなわち勞組法十一條の規定と同じ趣旨よりでたものである。

第四項は警察職員、消防職員及び海上保安廳又は監獄に勤務する職員の組合結成及び加入禁止の項で從來これは勞組法第四條で海上保安廳の職員を除いてすでに規定されてあつたところだ。

第五項では「職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、怠業そのたの爭議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない」と明記されているが、この項は職員の爭議權を否定した最も重要な規定である。

第六項には「職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇傭上の權利を以て、對抗することができない」と規定されている。

(B) 九十八條以外の規定

以上九十八條の主要點を概説したが、第一百條も今後の官業勞組の動向から見て注目すべき條項であらう。すなわち百一條によつて公務員の職務專念義務は著しく強化され、同條三項において、職員は政府から給與を受けながら、職員團體のため、その事務を行い、又は活動をしてはならない、所謂組合事務専従者が禁止された。同條一項に規定されてあるように職員は勤務時間及び職務上の注意力

のすべてをその職責遂行のために用いなければならぬわけである。したがつて組合事務専従者については無給休暇というような制度が考えられるようなことになると思える。

このほか以上述べた九十八條の原則に則つて規定された重要な事項を拾つて見ると、まず附則第十六條では一般職の公務員には、勞働組合法、勞働關係調整法、勞働基準法、船員法の規定は適用されないことが明記されている。これは公務員が一般の勤勞者とその勤勞關係が異つた主旨からいつて當然というの他ない。もつとも、その勤勞條件は法律をもつて規定さるべき重要事項であるからその法律が制定施行されるまでは、國家公務員法の精神に抵触しない範圍で勞基法、船員法を準用することが定められている(新附則第三條)。

次に、職員は今後勞組法でいう勞組の結成はできないが、もつとも從來の勞組はその存續は許される。しかしその場合「その役員の選舉及び業務執行について民主的手續を定め、その他の組織、目的及び手續において「公務員の規定に従わなければならない。また「これらの團體は人事院の定める手續により、人事院に登録しなければならない」ことが新附則の第四條に規定されている。

その他勞働基準法に關りあるものとして公務員の給與については第六十二條―第七十條にその原則が規定されているが、勞働時間(第二十八條)、安全及び衛生(第七十三條)、公務災害補償(第九十三

條（第九十五條）の規定がある。これらの細則は今後當然制定さるべきものである。なお、罰則は第百九條、十條に細く規定されているが、たとえば、前述の第九十八條の第五項前段に規定する違法な行爲に對しては、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金が課せられる。

二、公共企業體勞働關係法

公共企業體勞働關係法は、官業再編成によつて新に設立される日本國有鐵道、日本專賣公社の職員に對する勞働法規として制定されたものであるが、この立案は最初法務廳及び勞働省の二本建てで進められ、政府はこれを調整して十一月十二日國會にこれを提案した。併して爾後本案は衆院勞働委員會によつて、運輸、大藏兩委員會との合同審査或わ公聽會の開催等、慎重にその審議が進められたが、結論として公務員法にからむ與、野黨の協定「公務員法は十一月二十九日までに通過せしめ、關連五法案のうち一案は第四國會にもちこむ」との主旨にしたがつて審議未了となり、十二月十一日第四回國會で衆院で可決されるに至つた。

ところで本法は七章、三十八條、附則三よりなるものであるが、第一章においては本法の目的と關係者の義務が明記されている。目的とは職員之苦情と紛争とを「友好的且つ平和的調整を圖るよう

團體交渉の慣行と手續とを確立することによつて、公共企業體の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護する」とある。第二章においては公共企業體の性質にかんがみて、オープン・ショップ制をとり、また正常な運営を確保するため職員で（管理、監督の地位にあるもの事務を取扱うもの）組合に加入できないものの範圍を明にした。しかし、組合の健全な發達は不可缺の見地から、組合員であること、組合のために正當な活動をしたことでもつて不平等な取扱は禁止されている。

第三章は團體交渉及び交渉委員の指名についての規定であるが、公共企業體の管理及び運営に關する事項は團體交渉の對象とすることができない。したがつて團體交渉の範圍は賃金、勞働時間、勞働條件、時間外割増金、休日、休暇、懲戒、昇職、降職などに関する規則、苦情處理機關、安全等に限られている。このほか、團體交渉は勞資双方の交渉委員だけで行いその數と機能は政令で決める。團體交渉を行う單位は勞資双方で決定し、毎年一月卅一日までに勞働大臣に届出る。豫算上、資金上不能な資金支出の協定は政府を拘束せず、またこのような資金支出は國會の承認を要すること等がこの章に規定されている。

第四章においては職員とその組合の同盟罷業などの争議を全面的に禁止し、公共企業體に對しては

作業所閉鎖が禁止された。第五章は苦情、紛争の調整と調停の規定であるが、まず、労資代表各二名で苦情処理共同調査會議を各單位ごとに設置し、苦情処理の適正な解決をはかり、なお解決のできない場合は労働関係調停委員會がこれにあたることに規定されている。調停委員會は鐵道及び專賣に別個に設け、所要の地域に設置する。委員會は(1)當事者双方が申請したとき、(2)一方もしくは双方が労働協約にもとずいて申請したとき、(3)當事者の一方が調停申請し、委員會がその必要を決議したとき、(4)委員會が職權調停の決定をしたとき、(5)労働、運輸、大藏各大臣の一名が調停請求したとき調停を行うことが規定されているが、強制調停が労働、運輸大臣等によつてなされることになつたのは、従來の労働法に例を見ない新しい規定といえよう。

第六章は仲裁の項であるが、仲裁は團體交渉および調停で解決しなかつたすべての問題と労働協約の解釋による紛争について行い、仲裁委員會は總理大臣が委嘱する。三名の委員で構成される。その他調停開始後二カ月を経過してなお解決しない事案は自動的に仲裁に付される。仲裁委員會の裁定は最終的決定とし、双方ともに服従しなければならぬ等の規定があるが、強制仲裁の採用が本法案の重點であることはいうまでもなからう。この法は本年四月一日から施行されるが、本法の規定は今後のが國民間労働組運動に少なからぬ影響をあたえるものと見られる。

三、産別、總同盟、産別民同大會

以上の國家公務員法の改正が従來の官業労働組運動を根底から變貌させることはいうまでもないが、事實、公務員法改正に伴つて労働攻勢の主體は、官業労働から民間産業労働に移つた觀があつた。昨年末の電産を皮切りとして起つた海員、石炭、私鐵などの賃金闘争の波がそれだが、これはわが國經濟再建の九原則に関するマ書簡及びそれに基づき、ヘブラー課長のスト中止の勸告によつて一應、終息を見せ、九原則並びに三原則をめぐる問題はわが國労働全體にとつて、最も大きな課題として本年に持ちこされたわけである。九原則發表後の労働の動きについては次輯に記す積りだが、昨年末に開かれた總同盟第三回全國定期大會、産別第四回定期大會、産別民同第二回大會は、國家公務員法の改正をめぐるわが労働組運動の後退が一應餘儀なくされた情勢下にあつて、矢張り一つの注目すべき事件だつたといえよう。

(A) 總同盟第三回全國大會

總同盟第三回全國大會は十月二十一日から四日間、明大講堂で開かれたが、本大會は豫想されたように總同盟内の民主化同盟派いわゆる左派の活潑な動きによつて、總同盟大會としては會て見ないほ

どの活況を呈した。すなわち現状維持派たる右派と左派の対立は、すでに大會劈頭の議長問題にただならぬ氣配を示し、西尾問題、本部活動の不活潑の批判などの問題をめぐつて本大會の空氣を終始白熱化させて行つたのである。

大會第一日の本部の推薦によるべしとする主張と選挙によるべし（東京、京都、兵庫の各縣連、全金、鑛山）とする主張で激しくもめた議長問題は、結論として推薦が選挙かを採擇することになり、結局推薦が勝ち議長に松岡駒吉氏が推された。

次いで第二日目は組織活動、争議対策、經濟復興、青年、婦人対策、調査活動、賃金対策等の各項目について本部からの報告後、質疑に入つたが、西尾問題についての本部の態度とその責任が、左派縣連並に各單産によつて激しく追求されたことは注目すべきであつた。これに對し松岡會長は西尾氏の過去の業績を述べて寛大な處置を要望したが、左派は納らず結局大會三日目、四日目ともんだ後、無記名投票により二七七對二三八で西尾氏除名が決定された。

三日目は吉田内閣反對を萬場一致で決議し、またかねてから問題とされていた役員の銓衡は、代議員の一般投票により直接選挙を行うことになり、各單産、縣連代表、本部役員からなる五十七名の役員選挙委員會が設けられた。次いで高野主事からの新運動方針の説明後、大會提出議案を政治、經濟、組

織、豫算決算の各項目にまとめ運動方針と共に五特別委員會を設けて審議することになつた。大會最終日は經濟、政治、豫算各特別委員會の審議報告を承認したが、運動方針は本部提出の原案を新たに起草委員會を設けて練りなおし、次回の中央委員會に附議決定することになつた。

大會では全般にこの運動方針書は過去一カ年の自己批判の上に立つて書くべきであるから、まず日本労働運動批判、總同盟自己批判を行い、一貫した戦闘態勢をとるよう修正するといふような起草方針を決定したが、組織対策としては、産業別整理による中央集權制を確立する。總同盟内外の運動を推進し統一戦線を結成する段階にある。官公廳組合に對する對策委員會を設ける。宣傳は共產黨排撃だけでなく積極的労働對策の上に立つといふような大綱を決定した。

新役員としては會長に松岡駒吉氏、副會長に重盛壽治（都交）、山花秀雄（全化）、金正米吉（大阪）の三氏、總主事に高野實氏（全金）、主事に河野平次（都交）、大門義雄（本部）、齋藤勇（全織）の三氏、會計に島上善五郎氏（都交）がそれぞれ就任した。

かくて本大會は本部活動の低調の批判、本部提出の運動方針の大幅の修正、政界淨化決議等をめぐつて從來にない激しさを示したが、更に注目すべき點は役員改選で副會長に左派の重盛、山花兩氏が當選し、總主事に松岡氏の直系原虎一氏が落選し、民同ラインといわれる高野實氏が當選したことで

ある。もちろんこれによつて總同盟において左派が右派を制したと簡單にはいえないが、高野氏を中心とする左派の線が漸次強化されて行くことは疑えなく、總同盟と産別民同等との緊密の度も更に深くなるものと思える。

(B) 産別會議第四回大會

産別會議第四回大會（最初第三回定期大會と呼稱したが、昭和二十二年春の臨時大會を通算して第四回大會と改める）は昨年十一月十九日から四日間明大講堂で開催された。

今回の大會が特に注目された理由は、産別がマ書簡發表後のわが労働情勢に對し如何なる運動方針をもつて臨むか、一方逐次わが労働陣に進出して來た民同派に對して本大會は如何なる結論を示すかというような點からであるが、民同派の解散決議が大會第一日目において可決されたことは特筆すべきであつた。すなわち大會第一日は民同問題に一切が集中された觀があつたが、結論として金子執行委員（全金屬）から「民同は大會を混亂にみちびくために出席しているのだ。反労働者として解散を決議せよ」との提案があり、その結果一、産別民主化同盟がこれまでやつてきたことは反労働者であつた。二、したがつて民同は直ちに解散すべし、三、ただし各組合における民同に對する對策は以上の趣旨にもとずき各單産毎に自主的に講ぜられたい旨の決議が五百七十對十五という壓倒的多数で採擇

された。そして民同派の日通、全生保、電産、電工の一部代議員五十二名は議場を退場するの舉にでた。

次いで大會二日目においては全日化からの動議で、産別民同の幹部落合英一、光村甚助、喜田康二の三氏を各單産で自主的に除名することを要請する決議を可決した。

かくて民同問題終了後の大會二日以後の議事は順調に進行し、二日目においては運動方針の討議に入り、民族の獨立、民主主義の擁護、生活權を闘いとれ、労働者の權利を守れ、産業の破壊を防げの五大目標のもとに最低賃金制確立、戦線統一、選挙闘争等の闘争方針を決定した。最低賃金制については、一、職場闘争の枠を外し、これを地域闘争、人民闘争にまで擴大する。二、各地で賃金協議會をもち、こゝで賃金基準を策定する。三、このための手段として、分裂主義者を排除し、権力支配階級と徹底的に闘う。四、権力の腐敗、經營の不正はこれを活潑に摘發するなどを決定した。

戦線統一の問題については一、基本的には闘う組織労働者としてあくまで産別の強化擴大につとめる。二、従つて反労働者の分裂主義者、日和見主義者は徹底的に排除する。三、反共運動は労働運動の敵だ。四、権力に對する憎惡を助長し、下からも上からも戦線を統一する。更に選挙對策については、民主主義擁護同盟に結集される民主的な政黨を助け、眞の民主的代表を國會に送る等を決定した

なお、大會二日目の主要決議事項としては、世界勞連大會に勞働代表を派遣する。對日講和會議を促進する。反ファシズム闘争を精力的に推進している共産黨、勞農新黨準備會に感謝文を送る。大會三日目の主要決議事項としては、世界勞連へのメッセージを送る。基幹産業の闘争に對し、共同闘争を展開する。ラジオ税、電氣税、ガス税反對等があげられる。

次いで大會最終日は三役ならびに新幹事を互選で決定した。議長菅道氏（金屬、中立、再）、副議長高原晋一氏（全遞、共、新）嵯峨善平氏（日映演、共、新）、事務局長、高倉金一郎氏（電産、中立、新）である。

以上のように産別と民同派ははつきりと袂別し、また大會によつて決定された運動方針も従來の産別の方針に何等變更も加えられることなく四日間の大會は終つた。

(C) 産別民主化同盟第二回大會

産別から反勞働者的と刻印を打たれた産別民同退場組は十一月二十日、今後の對策として一、さきに産別民同擴大實行委員會で決定した新産別結成の方針を支持し、各組合の主體性に應じて實現に努力する。二、産別に残つて努力する組合と新たに獨立組合をつくるものも當分は産別民同の組織で連絡をとる。三、十二月十、十一日の産別民同大會には積極的に地方の下部組織を動員することを決定し

た。そして十二月十、十一の兩日中央勞働會館講堂で第二回大會を開催した。

本大會が産別が産別民同に對して反勞働者的と刻印を押した事に對する應答的意味をもち、また一方において本大會が新産別結成への準備會的性格をもつに至つたことはいうまでもないが、とまれ産別民同が昨年二月産別會議の民主化を目的として發足以來、僅々十カ月にしてここまで成長したことは、一應注目すべきものと思える。

ところで、大會一日目は運動の經過と情勢の發展、生産復興闘争、職場における建設闘争についての各委員の提案理由の説明があり、生産復興對策においては結局民同の生産復興闘争は民主革命の指導権を握り、生活權の基礎を確立するためであり、産別のそれは單なる賃上げ、物取主義、生産破壊であることを確認した。

二日目は賃金對策、企業整備及失業對策、勞働法對策、闘争戰術、選舉對策の各委員の説明、細谷委員の戦線統一と新産別運動についての説明があり、更に緊急動議として對共産黨徹底闘争に關する件、AFLに對する感謝決議、CIOに對しメッセージ傳達、産別第四回大會に對する抗議文を提出する等の動議を可決した。賃金對策については二四〇〇カロリーに基く最低賃金制の要求は現實性がなから反對である。二四〇〇カロリー最低賃金制は憲法で保障されているような條件を獲得する目標

としては低過ぎる。また他方、實質的な賃金要求としては現實性がない。我々は最低賃金制の確立も將來の目標（二四〇〇カローリ）とするが、現段階の中心は實質賃金の擴充である等がその中心理念となつてゐる。

闘争戦術としては産別第四回大會によつて決定された職場闘争、これに發する地域人民闘争は労働組合の闘争戦術ではない。職場権力に對する闘争から地方権力に對する闘争へと發展せしめるこの闘争のやり方は、「出来るところからやる傾斜闘争」「一人一要求のサミダレ闘争」の如く、組合組織自らの統一をマヒ、破壊してのみできる直接的な権力闘争である。この権力闘争は人民闘争の一環としての地域闘争、これに結びつく職場闘争であり、革命情勢を前提として行われる二重権力闘争、すなわちソヴィエット権力の樹立に通じる闘争である等が確認された。

以上見る如く三つの大會で總同盟は民同提携の態勢を二應ととのえ、産別は産別民同との從來の關係を完全に絶つたが、この事實は二應、産別系労組のよる全勞連と總同盟、産別民同系の全勞會議準備會の對立の激化を物語るものといえよう。もつとも現在、全勞會議準備會の成立自體に問題がないとはいえないが、いづれにしても九原則をめぐつて左右兩派の狀況が當分動搖を續けることは疑えないことと思える。

第五節 物價改訂後における 賃金問題の動向

一、物價と賃金の動き

全國工業平均の賃金水準を三千七百圓とし、基礎物資の値上げを千八百圓ベースに比し七割、消費財の値上げを八割程度とする物價改訂は、二十三年六月二十二日にその第一次分が發表されて以來、七月一日に第二次分として非鐵金屬類二六品目、七月九日に第三次分として化學肥料、纖維一次製品等四〇品目、七月十七日に第四次分として私鐵運賃、燃料、綿織物等二七品目の新補正價格が公表された。次いで八、九月の兩月に互つて残りの主要品目の大部分が決定され、十、十一月になると若干の日用雜貨及び食料品（加工食料品を含む）の價格改訂が行われたのみで、大勢は七、八、九の三カ月に於いて決まつたわけである。

かかる事情を日銀調の小賣物價指數によつて見ると、第一表右欄の如く二十三年一月一〇〇に換

(1) 小賣物價指數 (日銀調)

	22.1=100	23.1=100
1月	100.0	100.0
2月	101.1	104.4
3月	106.1	108.7
4月	118.4	109.4
5月	123.7	114.2
6月	125.5	116.1
7月	151.7	144.6
8月	168.8	175.7
9月	194.3	200.3
10月	258.5	213.8
11月	301.2	222.5
12月	322.3	—

算した場合に六月は一六・一であつたのが、七月には對前月二四%五急騰して一四四・六となり、更に八月には二二%増の一七五・七、九月には稍上昇率が少くなりはしたものの一四%で二〇〇・三、十月はぐつと騰貴率が緩漫となり六%四、十一月は四%となつてゐる。結局二十三年一月を基準とすると、十一月には二・二倍に上昇したことになる。然しながら第一表左欄の如く、二十二年一月を一〇〇とした場合に

同年十一月には三倍になつてゐることと對比すれば、それだけ前回の千八百圓ベースに於ける物價改訂との間にはかなりの變化が認められる。

即ち第一に、二十二年に於ては七月以降十二月迄、毎月かなりの上昇率を示し、特に後半の十、十一月が最も騰貴率が大きくなつてゐるに對し、二十三年では改訂の七月及びその直後の八月が最も騰貴率が大きくなつてゐる。このことは、前回の千八百圓ベースに基づく物價改訂は七月から十二月に至る六カ月間に及び、しかも第一次の發表以後主要生産品、特に衣料品並にその他の日用品價格の決定が後半に持越された。それがため原料品の公價は早々に引上げられたに拘わらず生産品の公價改訂が遅

れたことにより、原價高の製品安で企業の採算が悪化した。と同時に業者が公價改訂を見込んで出荷を手控えたため市場では品薄を招來して、この間物價の騰勢を刺戟した。ここでは今次の三千七百圓ベースに基づく物價改訂では改訂の期間を全般的に短縮すると共に、重要商品が比較的早期に發表されてゐる。第二の問題點として二十三年十月以後の騰貴率が非常に鈍つてゐることである。これは前述の様に、公價改訂が短期間になされたことにもよるが、更に最近に於て公價と間價との値幅が次第に縮よせされ、特に後半で發表される日用品の中には、必ずしも七乃至八割の引上げを要しないもの、或いは全く据置きでよい品目もかなり生じて來てゐるためでもある。

この様な公價の動きに對し、間物價はどうであらうか。第一二表は日銀調の消費財間物價指數を二十二年、二十三年の一

(2) 間物價指數 (日銀調)

	22年			23年		
	指數	對騰貴率%	公價に對する倍率	指數	對騰貴率%	公價に對する倍率
1月	100.0	—	9.3	100.0	—	5.8
2月	108.3	8.3	9.9	103.5	3.5	5.9
3月	119.7	10.5	10.3	108.4	4.7	6.1
4月	137.0	14.5	11.2	113.1	4.3	6.1
5月	145.7	6.3	11.7	119.5	5.6	6.5
6月	165.0	13.2	13.1	128.7	7.7	7.5
7月	179.5	8.8	10.4	131.7	2.3	5.8
8月	178.0	0.9	8.3	126.3	4.1	4.6
9月	188.2	5.8	8.1	126.7	0.3	3.9
10月	196.9	6.3	6.6	127.5	0.7	3.6
11月	204.3	2.2	5.4	127.9	0.3	3.2
12月	219.7	7.5	5.6	130.7	2.2	3.2

月を夫々一〇〇として換算せるものと、毎月の對前月騰貴率及び公價と闇價との倍率を示したものである。これによると、二十二年に於ては闇物價が一年間に二・二倍に騰貴しているに對し、二十三年では僅かに三割となつてゐる。のみならず、二十三年中に於ける闇物價のピークは七月であつて、翌八月は逆に四％一の下落に轉じ、その後微騰を續けてはいるが、十二月に於てもなお、七月の位置より低くなつてゐることは注目し得る點だ。この様に闇物價は横這いであるに拘わらず公價は引上げられるといふことから、當然闇價と公價の差の縮小が見られる。千八百圓ベース以後に於ける公價に對する闇價の倍率は六倍前後であつたのが、三千七百圓ベース以後に於てはそれが三倍近くに接近して來てゐる。

かくして公價と闇價とを綜合した實効物價の動きを總理廳統計局のCPIについて見ると、全都市平均指數で二十二年の一年間では約二・六倍に上昇してゐるが、二十三年一月から十一月迄では五割の騰貴に過ぎず、この限りでは闇物價の足取りと非常に似た傾向にある。然し、月別に見ると二十三年七、八月の騰貴割合が特に大きく、これは物價改訂の影響を受けたもので、この點公價の動きと歩調を合せるものである。

物價の動きは以上の如くであるが、これに對し生計費はどんな足取りを示したであらうか。これを

我社發表の東京スライド指數について見るならば、二十三年七月に於ては對前月一八％六の騰貴であつたが、これを二十二年七月の對前月二四％八の騰貴率に比べるとかなり低率である。これは二十三年の千八百圓ベースの時に於ては闇物價が相當の騰貴を見せたが、二十三年の三千七百圓ベースの時は闇物價が殆んど保合状態であることに基因する。例えば二十二年七月の雜品指數は對前月一九％四の著騰であつたのに反し、二十三年七月の雜品指數では對前月不變といふことがこの間の事情をよく現わしてゐる。又二十二年七月以降十二月迄の間にスライド指數は一八％騰貴してゐるが、同じく二十三年七月から、十二月迄の間では僅かに八％の上昇にとどまつてゐるのも、一方に配給状況の好轉といふことがあるが、また他方において闇物價低迷の一證左

でもある。(なおスライド指數については本年報附録の統計欄を参照されたい)

さて、三千七百圓ベースに基づく物價改訂後の闇物價、生計費の動きはたしかに緩慢となつてゐる。然し、名目賃金は從來の騰勢を依然として持續してゐる。すなわち勞働省發表の毎月勤勞統計によつて、全國工業従業員一人一ヵ月當り平均

(3) 賃金推移表

工業勞務者 給與總額	同指數
23.1	100.0
2	101.0
3	109.3
4	124.4
5	127.4
6	148.9
7	165.1
8	185.0
9	202.5
10	222.8

(註) 毎月勤勞。給與總額
中には臨時の給與及び
現物給與を含む。

賃金の推移を見ると第三表の如く、逐月上昇の一途をたどり、二十三年一月から十月までに二・二倍となり、前年同期間の二・三倍と略同じ騰勢を示している。然しこれも月別に見るとやはり物價改訂後の足取りが顯著であつて、二十三年一月から五月迄は二割七分の騰貴であるが、五月から十月迄では七割五分の騰貴となつてゐる。金額にすれば二十三年六月から九月迄は毎月五百圓ずつの増加、十月では一擧六百圓近くの大増大で、平均賃金も六千五百七十四圓となつてゐる。かかる状態を生んだのも企業の側から見れば工業生産の上昇と公價改訂により企業の支拂能力が増加したのであり、従業員側から見れば物價改訂に對する生活權の確保もさることながら、實質生活の充實をねらつてゐる點が特色をなしてゐる。だが、千八百圓ベースの時と異り、公價の引上げが必しも企業の支拂能力を増大せしめない所に問題がある。即ち各産業間、又同種の産業に於ても各企業間に賃金水準のアンバランスが非常に大きくなつてゐる點が、今次の物價改訂後に於ける最大の特質で、これについては後で述べることにする。

二、實質賃金と企業の採算性

賃金が物價改訂後活潑な騰勢を示してゐること前述の如くだが、いま全國工業労働者一人當り一カ

月の名目賃金を税引手取に換算し、これを消費者實効物價指數にて除した實質賃金の推移をみると、第四表の如くである。これによると二十三年一月を一〇〇として、三月迄は殆んど同一水準、四月から五月にかけて七・六の上昇、六月から八月の間は名目賃金の顯著な増勢と勤勞所得税の輕減とによつて一擧三五%の向上、更に九月以降は闇物價の停滯傾向が加わつて五〇乃至六〇%の急上昇となつてゐる。

	工業労働者手取賃金	同指數	CPI	實質賃金指數
23.1	2,565	100.0	100.0	100.0
2	2,598	101.3	105.5	96.0
3	2,772	108.1	108.2	99.9
4	3,100	120.9	112.4	107.6
5	3,165	123.4	114.7	107.6
6	4,200	163.7	120.0	136.4
7	4,583	178.7	137.8	129.7
8	5,058	197.2	146.8	135.3
9	5,480	213.7	145.8	150.3
10	5,951	232.0	142.2	163.2

(註) 工業労働者手取賃金は、毎月勤勞の工業平均賃金を扶養家族1.5人として税引手取に引直したものである。

かかる實質賃金向上の原因の一つは家計面の事情にもよるものである。即ち最近に於ける勤勞者の生活水準は、戦前(昭和五―九年平均)の七十圓收入階級に比し飲食物費が約六五%、住居が三八%、衣料が二三%程度に過ぎず現實的に殆んど最低限のものと思われ、かかる低水準を漸次向上せしめんとする要求が強く作用してゐること。又この様な生活水準を家計支出額の實質値として見ると戦前の五割程度であるが、一方實質賃金は更に低く三―四割程度にまで切り下げられてゐるため、家計收支は極めて不均

衡となつてゐる。そのため家計は副収入の増収をみて辛うじてやり繰りをして来たが、闇市場の安定化傾向等によつて副収入も次第に窮屈となり、又賣り喰いにも段々餘力が無くなつて來てゐるため、自然と賃金収入増加への壓力を加へてゐる。こうした事情が強力に反映し、これが勞組の組織力を通じて現實化され、しかも物價停滯化、勤勞所得税の輕減等の事情も加わつて實質賃金の上昇となつたわけである。

(5) 戦前を基準とした實質賃金指數 (昭12=100)

年月	賃金指數	生計費指數	實質賃金指數
昭和12年	100.0	100	100
20年9月	228.6	2,540	9
10月	218.4	2,330	9
11月	230.6	2,740	8
12月	313.3	3,080	10
21. 1月	451.5	4,000	11
2月	606.1	4,470	14
3月	739.8	4,790	15
4月	827.0	4,510	18
5月	887.8	4,820	18
6月	985.7	5,310	19
7月	1,059.7	5,330	20
8月	1,126.0	5,030	22
9月	1,208.2	5,130	24
10月	1,275.0	5,220	24
11月	1,428.6	5,440	26
12月	1,581.6	6,250	25
22. 1月	1,594.3	7,300	22
2月	1,536.4	8,100	19
3月	1,685.8	8,600	20
4月	1,833.4	8,700	21
5月	2,162.4	10,700	20
6月	2,431.7	12,700	19
7月	2,709.6	15,000	18
8月	2,994.6	14,200	21
9月	3,235.2	15,700	21
10月	3,512.3	16,300	22
11月	3,880.8	16,600	23
12月	5,208.1	18,000	29
23. 1月	4,827.2	18,200	26
2月	4,503.8	18,600	24
3月	4,919.9	19,300	25
4月	5,537.2	21,000	26
5月	5,825.0	20,800	28
6月	6,524.1	23,700	28
7月	7,295.0	25,300	29
8月	8,092.7	26,387	31
9月	8,772.0	26,406	30
10月	9,908.8	25,181	39

備考(1)安本作製
 (2)賃金は毎月勤勞統計工場勞務者1日當り現金總額
 (3)生計費指數は21年7月迄は安本作製、21年8月以降はCPIに接続

なお、ここで戦前を基準とした實質賃金の位置が問題となつてゐるが、これには先ず綜合實効物價をどう解決するかをきめなければならない。即ち二十一年八月以降についてはCPIがあるから、これを利用するとしても、二十一年七月以前の實効物價には適當な調査がない。そこで取りあえず、安本の企畫部で作製した方法の概要を紹介して、その推移を見ることにしたい。

安本では家計收支のバランスがとれ、家計構成の安定をした昭和十二年を基準とし、昭和二十一年七月以前の實効物價については公定物價指數と自由物價指數とを家計に於ける購入數量をウェイトとして平均する方法によつてゐる。これによつて二十年九月から二十一年七月迄の實効物價を作り、二十一年八月以降はCPIに接続せしめてゐる。これによると第五表の如く、戦争中は統制によつて賃金が低位にすえ置かれたため、戦争末期から終戦當時の混乱期にかけて暴騰した生計費との間に非常な不均衡が生じてゐる。然しこの混乱期には各種賞與、特配物資、軍放出物資等賃金統計上の數字に現われてゐない諸種の給與があつたので、賃金指數に現われた甚だ低い數字はその意味から若干修正を加へる必要があるが、なお當時の悲惨の狀況がしのばれる。然し其後、金融緊急措置、徴稅の強行金融の引締め、購買力の減退、配給の改善、生産の回復等によつてインフレの進行も中だるみ的狀態となり、且つ賃金も次第に引上げられ、諸種の給與も整理されて統計上に現われる賃金も漸く正確な

ものに近づくに及んで、實質賃金も前述の如く、二十三年に入つてから上昇の一途をたどり、その位置も昭和十二年に比し四割近く回復して來ている。だが、實質賃金指數が一〇〇の線に到達する迄には相當の距離があり、今後の賃金攻勢は依然として熾烈であらう。

名目賃金と實質賃金の推移は以上の如くであるが、一方企業經理面を通じて、賃金との關係に於ける企業の採算性について考察を進めたい。然しこれが詳細については、雑誌『東洋經濟新報』二十三年十二月四日號にゆずらう。本年報ではその概要を摘記するにとどめる。

(六) 二三年七月八月平均の物價と賃金 (二二年一月三月平均—一〇〇)

工業平均	石炭	電氣	金屬	機械	化學	窯業	食料	紡績
從業員一人當賃金	503	566	548	534	482	599	530	545
雇 傭 量	108	111	109	96	126	85	221	221
生 産 量	311	333	334	401	382	226	221	143
勞働生産性	*282	103	95	368	398	186	185	239
生産物單位當賃金	140	546	580	135	126	321	237	234
生産物公定價格	588	888	800	911	337	676	971	701

(備考) 經濟安定本部調。*印の生産量は雇傭量ウエイトの指數を使用せり。他はすべて二十二年平均の賃金支拂額ウエイトにより算出。

先ず、それによると第六表の如く工業平均では二十二年一月三月平均を基準として、二十二年七月八月平均は、雇傭が僅かに5%増にとどまり、殆んど變化のないのに對して、生産量は三・一倍に急増している。その結果、雇傭量で生産量を除した勞働の生産性は二・八倍強となる。

こうした勞働生産性の向上があつたため、從業員一人當り賃金が五倍以上に急騰したに拘わらず、生産物價單位當り賃金としては僅かに七割の増加にとどまつている。

しかも一方生産物の公價は、二十二年、二十三年の各七月にそれぞれ大幅の引上げが行われたので五・六倍近くにハネ上つた。従つて、間値の停滞化を考慮しても實効價格は三・一倍以上に騰貴している。即ち賃金に對して物價が相對的に上廻つており、そのため問題を賃金との關係のみに限定する限りは、企業の採算性は一應向上していることになる。もつともこれは工業を總體的に見た單なる指標であつて、このことが直ちに他の産業部門はもとより、各工業部門、さらには各企業における賃金と物價との關係に共通するといふのではない。むしろ問題點は業種によつて生産の動向にかなりの相違があり、又企業面からみた賃金と物價の相對的關係乃至採算性の推移には、それぞれ著しい差異があることである。即ち二十二年一月三月という基準時の關係から、石炭、電氣の如くその後生産の急速な上昇のみられなかつた業種にあつては、自然勞働の生産性が低く、ために從業員一人當り賃金の騰貴が、直ちに生産物單位當り賃金の騰貴となつてに對して、金屬、機械の如く、その後生産が急上昇した業種では、勞働の生産性の向上も著しく、その結果生産單位當り賃金は甚だ低くなつて

かくの如く、各業種間乃至は各企業間に於ける賃金水準のアンバランスは、今回の三千七百圓ベ－スに基く物價改訂以後に於いて特に甚しく、賃金直接統制の必要性が強く叫ばれながらも、これが實施を阻む一つの大きな原因にこの實際賃金のアンバランスがある。そこで、次に物價改訂をきつかけとして捲き起つた各勞組の賃金要求と、これに對する調停案或は妥結案の主要點を檢討したい。なお詳細なデータについては、東洋經濟新報社『賃金特報』を参照されたい。

三、一萬圓ベ－スの賃金攻勢

〔全官勞〕 全官勞では昨年六月十二日に政府に對し手取五千二百圓ベ－スを要求したが、七月三日に交渉決裂し、同月六日に組合側は中勞委に提訴した。其後九月二十五日に至り、組合側は更に物價改訂の影響を織込んだ手取七千三百圓ベ－スを八月から實施するよう政府に再要求を提出した。この全官勞の要求案は理論生計費によつて算出されたものであるが、これは第一に飲食物費の計算に當つて、従來の理想的なる献立表によることなく、實際の配給状況とかCPSの内容分析の結果から消費實態に近い理論飲食費が算出されていること。第二に光熱費、衣料費、保健衛生費等に至る迄精緻な物量計算がなされていることは他の勞組に大きな影響を與えた點で劃期的なものであつた。然しながら

ら此の間に國家公務法に關するマ元帥の書簡發表があり、官公廳の給與は臨時人事委員會で取扱う事となつた。人事委員會では十一月九日に六千三百圓の勸告案を發表するに至つた。この案は、今迄の二千九百二十圓ベ－ス或いは三千七百九十一圓ベ－スの時の様にCPSとか毎月勤勞統計とかによることなく理論生計費によつている點が特色をなしている。この勸告案に對し政府は配分の點で若干の變更を加えた新給與法案を作製し、十二月二十一日に國會通過、同二十三日公布、二十四年一月一日實施の運びとなつた。なお、今回の六千三百七圓ベ－スを乙地平均に引直すと五千六百二十六圓、特

地（東京）では八千四百三十九圓ベ－スということになる。

〔電産〕 電産の賃金は二十三年三月の假協定で一―三月分が五千三百五十八圓と定められ、四月以降三カ月毎にCPSの生計費指數にスライドすることになつていた。所が、これに物價改訂が併行したため問題は二十三年一杯紛糾した。先ず組合案の大きなねらいの一つは、給料支拂月の理論生計費を補償する様なスライド制、即ちCPIとかCPS、或いは一定方式の生計費指數によつてスライドさせるのでなく、其時々の經濟狀勢に應じて作られる理論生計費を次々と充足して行くスライドであつて、これによつて、物價改訂の影響の吸収も、消費水準の變更も同時になし得る仕組みである。第一のねらいは生活給部分で理論生計費額を充足し、能力給部分は生活給の上にプラスすることにあつ

た。従つて要求額も東京の七月で十七歳獨身者の生活保障給が四千六百八十圓(手取)、三十四歳、家族三人で一萬二千三百四十圓で、以上の要求額平均は一萬一千圓となり、この外に最低二百圓、最高五千圓の能力給が加算されるのであるから、要求ベースは大體一萬三―四千圓になる。

これに對し中勞委では十一月八日に七―九月分で七千九十九圓、十一―十二月分で七千六百五圓という調停案を勞資双方に提示した。然しこの調停案は前回の五千三百五十八圓調停の場合の様にCPSの生計費指數によるスライドをやめ、今回からCPIによつてスライドすることになっている。これは騰貴率の點で經營者側に不利な結果を招來している。次にスライドの基準を二十三年一月とせず三月にもつて來てゐることは組合側に不利な點である。片々賃金三原則の発表もあり、妥結困難をきわめたが、其の上九原則の発表が出たため十二月二十四日に本格的賃金の協議を翌年に廻し、臨時假拂金の支給を以て妥結した。

〔石炭〕 日本炭礦労働組合連合會及び全日本石炭産業労働組合は、二十三年四月より施行された所謂四月協定賃金が九月を以つて失効するので、九月二十一日に共同闘争を以て十月以降の新賃金を日本石炭礦業連盟に要求した。もつとも組合側ではこの要求に入る前に、物價改訂に基く賃金のハネ返り分として三四%増を交渉中であつたが、政府が5%しかハネ返りを認めなかつたため、この問題を

棚上げして十月以降の賃金交渉に入つたわけである。この要求案の特色は炭礦従業員の生活環境が特殊であること及び配給等の生活條件が他産業より恵まれてゐることから、組合では坑外夫四人家族の家計調査六カ月分を土臺として、全生計費目を物量に基き算出する独自の理論生計費を作つたことである。かくして坑外夫平均月額九千四百圓(税込)、日額で三百三十八圓、坑内夫は坑外夫の五割増として平均月額一萬五千三百九十一圓、日額にして六百七十二圓の要求となつた。これに對し會社側は政府の補給金を期待して交渉は遷延したが、十二月二十五日に至り、電産の場合と同じく經濟九原則の發表により事態の收拾に迫られ、會社の第四次修正案たる坑外成人男子税込月額五千四百圓、坑内夫七千九百八十六圓に假調印するに至つた。

〔全職〕 全國纖維産業労働組合同盟では物價改訂に伴う、八月以降の賃金として、丙地區(都市に近接せざる最低の地區)十六歳勞務者最低賃金手取額二千八百圓、丙地區標準五人家族勞務者八千六百五十圓(東京地區では一萬三千五十二圓)の要求案を提出した。この案はCPSの一カ月支出金額を全職の家族構成並に地域分布に換算して算出したもので、電産とか石炭の如く理論生計費によつていない點が特色である。又それだけ要求額は若干内輪となつてゐる。これに對し中勞委は十二月六日に平均賃金目標四千八百八十五圓(税込)、C地區十六歳初任給二千二百五十圓、C地區五人家族(經驗

十年)八千百圓の調停案を提示した。この案は組合要求と同じくCPSの實支出額から算出されたものである。然し會社側は製品の價格改正乃至は補給金の増額がない限り調停案を實施するわけには行かないとして拒否の態度に出た。又組合側も調停案がCPS金額を、九%引下げている結果、要求金額を下廻るとしてやはり拒否し、スト宣言を發した。然し、要求案と調停案との間には大した差はなく、従つて、これも十二月二十日になつて一應ストを中止して團體交渉を再開することとなつた。

〔全銀連〕 全銀連では六月下旬から始まつた物價改訂に對し、先ず完全なる理論生計費を確立し、次に物價變動に即應する態勢をととのえるために豫測スライド方式を採用することにした。この豫測スライド方式にはCPIが用いられ、これはCPIの推定指數を實際指數で調整しつつ給料適用指數を決定して行く方式である。そして全銀連の傘下支部は理論生計費に基く賃金ベースを殆んど十月中に實現し、遅い支部でも十一月中には妥結をして一萬圓から一萬二千圓ベース(税込)を實施している。又豫測スライド方式は實施した支部もあるが、殆んどは目下交渉中である。かくの如く、全銀連傘下の組合は短期間に新賃金の實現を見たが、これは經營業績の良いことは勿論であるが、各支部共賃金問題に關する各種小委員會があり、勞資双方から委員を選出して常時問題を處理していることに負う點も多々ある。

第六節 農業の發展を阻む諸問題

農業用品の價格が農産物價を上廻る、いわゆるシエールの矛盾と、過重の税金負擔とによつて、農村インフレは次第に後退し、その經濟的基礎が脆弱化しつつあること、本年報においてもすでに屢々報じたところである。しかも近く單一爲替レートが設立され、わが國經濟が國際經濟に結びつくといふので、農業恐慌來の懸念が眞剣にとりあげられようとしている。もつとも供出作物の價格決定については、すくなくとも農業生産と他生産との價格面の均衡を得しめようとの見地から、パリティ方式が採用されている。勿論パリティ方式自体にも缺陷はあるが、しかし一應これを肯定しても、それはパリティ方式と所得税の關係はどうなるのか。ふたゝび更正決定期に際して、所得税の再吟味を試みる所以である。

一、農業所得税の再検討

二十四年一月二十三日の衆院選舉によつて、農業所得の申告と更正決定の通告は、やゝ遅延された

(一) 一戸當り農家租税公課負擔推移 (圓)

	所得 (A)	國税	縣税	市町村税	公課	租税公課 (B)	A/B
昭和9年	732	5	17	23	12	57	8%
15年	1,860	7	7	16	22	52	3%
19年	3,401	50	7	22	83	162	5%
20年	5,433	404	15	53	146	618	13%
21年	30,898	5,258	151	127	228	5,764	15%
22年	44,794	8,836	396	421	392	10,045	22%

(備考) 19年までは「農家經濟調査報告」、20、21年度は全農調、22年度は農林省農政課調。

(二) 農家租税公課の割合

	國税	府縣税	市町村税	公課	總額
昭和17年	16.5	6.3	25.3	51.9	100.0
18年	16.0	5.0	18.5	60.5	100.0
19年	30.9	4.3	13.6	51.2	100.0
20年	64.3	4.0	8.4	23.3	100.0
21年	91.2	2.6	2.2	4.0	100.0
22年	87.9	4.0	4.2	3.9	100.0

この事務が進捗して選挙前に確定更正決定が農民に通達せられるなら政府したがって與黨に不利を生ずるとの懸念がこの間に作用したとも傳えられ、農業所得税はすでに政治問題と化した。が、興味あることはこの間に、大藏並に農林兩當局の間に農業所得税をめぐつて活潑な意見の交換が行われたことで、その主たる論點を紹介するなら次の如くである。

かつて農民最良の年、昭和十五年の農家の租税公課の負擔は所得の三%にまで低下した。その後この負擔は第一表にみる如く推移し、昨二十二年には二二%に達した。そしてこの負擔増の主因は第二表にみる如く農業所得税を主とする國税の増嵩にある。もつとも農業所得税の負擔は地方的地帯別に相當の違いがある。

例えば二十三年六月アンケートにしたがえば、二十二年度農業所得税の負擔率は全國平均二二%六をしめし、水田單作地帯は二三%二、同二毛作地帯二〇%八、畑作地帯二二%七、近郊蔬菜地帯三五%八となつている。もつともこれは更正決定額に對するパーセンテージで、申告所得額についていえば、全國平均は三〇%三、水田單作地帯三二%二、同二毛作地帯三〇%五、畑作地帯三五%三、近郊蔬菜地帯七一%二となつている。以上の數字から判断するなら蔬菜地帯において租税負擔はもつとも大きいことになる。が實際にもつとも農民が強く租税に反撥をしめたのは水田地帯で、蔬菜地帯を考慮外におけば、水田一毛作地帯の負擔がもつとも大きい。大藏當局としても、かような地帯別の不公正は認めるとして、農地改革の進展につれて在來の高率地代分が所得と化した以上、農業所得の負擔増は當然で、税率(更正決定額基準)からいつても、他の所得税の税率に比して、農業所得税がとりわけ苛酷ではあるまいとの見解を主張した。が農林當局は、以上の大藏當局の見解を一應正しいとしても、肝腎の所得の算定法に誤りがあれば、農業所得税の苛酷であるか否かは、改めて吟味を要するとし、次の三點を指摘した。

その第一は收入計算で、例えば米についていえば、税務署は當該年度の米收入からその米を生産するに要した資材の購入經費(購入時價格)を差引いて當該年度の産米所得を計算する。が、かような

産米収入は實際に實現したのではなく、大部分は未實現のまゝ翌年に持越され、翌年に供出版賣または家計の飯米に供せられて始めて實現する。したがつて該年度の収入は前年産米の供出分と飯米供用分と、當該年産米の一部である供出分と飯米供用分の計でなくてはならぬし、他方經費についても當該年度に消費した經費（支出時價格）によらねばなるまい。稅務署の方式は經費はインフレ下の従前價格、米價はインフレによる割高價格で計算されるから勢い産米所得はふくらんでしまふ。これでは折角パリティ計算によつて米價を定めても無駄で、農業所得を保證して他との均衡を保たしめることは覺束ない。

第二に飯米収入計算に不合理が認められる。飯米に供した米は十月までは前年産米、後の二カ月分が當該年産米であるとみられるに拘らず、稅務署は飯米所得を收穫時價格によつて計算することによつて過大に評價している。

第三は物價改訂に際しての所謂差額追加拂いであるが、これが不適正に行われることによつて、農家は當然うける可き補給金部分をうけることなく、未拂分を國庫に納入している。これは實質的には租税であつて、このような「租税」を餘分にとられたのでは、パリティ米價の主旨にも反し、とられた部分は當然所得に喰込む。

(三) 二十三年度の産米に關する収入

A 農林省方式

(一) 二十二年産米収入 (十カ月分)

供出代金と供出完遂褒獎金の計の¹² 四、三三三、九七五

物價改訂後の追拂 一六、二〇〇

右小計 四、三三六、〇九三

(二) 二十二年産保有米 (十カ月分)

石當り 一、〇八六圓×三〇、二四四

千石×¹² 四、五七二、一〇四

(三) 二十三年産米収入 (二カ月分)

石當り 三、六八三圓×三〇、六一九

千石×¹² 一、一七九、四九六

早期供出獎勵金 六五三、六〇〇

右小計 二、五三三、〇九六

(四) 二十三年産保有米 (二カ月分)

石當り 三、六八三圓×三二、二八六

千石×¹² 一、九〇〇、四三八

以上總計 一三、五三六、八三四

B 稅務署方式

(一) 供出代金

石當り 三、六八三圓×三〇、六一九

千石 二、二七六、九七五

(二) 保有米

石當り 三、六八三圓×三二、二八六

千石 二、五三三、〇九六

(三) 供出完遂褒獎金 一五二、三六七

物價改訂の追拂 一六、二〇〇

早期供出獎勵金 六五三、六〇〇

右小計 九七六、〇八七

以上總計 三、七六六、六九三

BからAを引いた差 二、三九八、八五三

備考 A(一)の供出代金B(三)の石當り一七五〇圓×二九、一七八と同一供出代金は何れも俵代込。二十三年産米早期供出獎勵金は九月末までの石當り一〇〇圓×一四八二石、十月十日までの石當り八〇〇圓×二三八五石、十月二十日までの石當り八〇〇圓×二三八五石、十月末の石當り四〇〇圓×四〇三十一石の計。

さて、それでは具體的にこれだけの缺陷が除去されるなら、従前方式による場合に比して、農業所得と所得税の査定に何れだけの相違が生ずるのであるうか。かくて兩方式を二十三年度の収入計算にあてはめてみるなら第三表の如くだ。すなわち叙上第一、第二の點が修正されることによつて、二十三年度の産米による収入は、稅務署方式によれば二千三百七十六億六千六百九十九萬圓となり農林省方式によれば一千三百五十三億六千八百三十四萬圓となつて、後者の方が一千二十二億九千八百萬圓餘小さくなる(ヤミ収入は兩者

共通とみて除く。パリテイ計算では所得の収入にしめる比率は七五%で、これによつて右の相違を所得に換算すると七百六十七億二千三百九十九萬圓となるから、所得税率を二〇%とするなら、兩者の税額總計のひらきは大約百五十億圓となる勘定だ。

次に第三の問題點であるが、第三表に計上した物價改訂後の追拂い十六億二千二百二十萬圓は、二十二年八月乃至二十三年七月の間の平均米價パリテイ指數の六四・六〇と二十二年産米第一次價格決定の指數六二・五五との差二・〇五をパリテイ基準米價の二十七圓十六錢に乗じて五十六圓とし、追拂い對象石數二千八百九十五萬石にこれに乗じて算出し追拂いした金額である。ところがこの期間を供出の實際に即して二十二年十月乃至二十三年九月にすらせて計算してみるなら、平均パリテイ指數は七七・五八となり、指數差は一五・〇三、石當り要追拂い額は四百八圓二十一錢、四百八圓として二千八百九十五萬石の追拂金額は百十八億圓となる。この場合、八月と九月の物價改訂後のハネ返りを考慮外において、八月と九月の指數を七月水準に止めて計算しても、平均指數は七四・七五、石當り差金三百三十一圓となつて、總額九十六億圓の追拂いを要することになる。後者をとつても實際の追拂いは八十億圓見當を不足しており、それだけが「租税」として國庫に残された勘定だ。勿論、追拂いとて所得には相違なくしたがつてこれに租税の課せられるのは當然であるし、また指數變動の如何

によつては、追拂いどころか反對に國家に農民が餘分に支拂つた米供出代金を返納させる場合も生じ得る。けれど二十三年度に關する限り、農民は八十億圓の「租税」を餘分に納入している。かくて、以上の三點に關する不合理が修正されるなら、農業所得税は現行の稅務署の方式による場合に比して二百億圓見當を減じることになる。

二、荒廢する農業林

以上の農林當局の見解は理論的には正しいであらう。そして農業所得査定とパリテイ計算實施後の價格決定面の不合理の一端も、解明せられるに至つた。がこゝに看過し得ないのは山間部の農民經濟で、山間部の農民にあつては、飯米農家が多く、平坦地の穀物並に供出作物を主とする農業と異なりパリテイ計算方式によつて恩恵に浴すること尠く、逆に前記飯米課税の不合理のみが、彼等の經濟を壓している。その經濟は林業とからみあつては、農業林は概して彼等農民一般の管理外にあると共に、その森林は戰時戰後の濫伐によつて、耕地以上に荒廢し、彼等の前途を危うくしている。またその脆弱性は薪炭の値下りと同時に、表面化してきた。けれど、森林濫伐の問題はこの面から取上げられる以上に、戦後に頻發する水害の主因として注視され、それは二十三年後半より社會問題と化し

た。が山間部農村にとつては所得査定あるいは税金問題もさることながら、生業それ自體の基礎、森林の荒廢が、より以上重大な問題である。

勿論、洪水と水害の要因としては、戦時戦後を通じての河川護岸補修の怠慢と就中水害發生個所の後始末の不徹底が擧げられるが、しかし森林の濫伐によることもまた大きい。そしてこの濫伐の實相を究明するに伴れて、森林濫伐がいかに農業にとつても憂々しき問題であるかはつきりしてくる。

(四) 森林伐採量の推移(百萬石)

昭	用材	薪炭材	計
一三	八九・三	一五二・七	二四二・一
一四	一〇九・八	一六四・一	二七三・九
一五	一〇九・五	二〇六・一	三一五・六
一六	一一〇・〇	二二七・〇	三三八・〇
一七	一一六・〇	二五二・二	三六八・二
一八	一二六・二	二四〇・一	三六六・三
一九	一三八・二	二〇七・九	三四六・一
二〇	九五・二	一三七・八	二三三・〇
二一	一一一・三	一八〇・六	二九一・九
二二	一〇九・四	一三九・二	二四八・六

(備考) 林野局調、二二年は推定。

ところが森林に關する統計資料は、これまでの森林行政の不備を反映して、頗る貧困を告げている。官廳統計によるなら、わが國は太平洋戦争の結果、面積にして四五%、蓄積三〇%の森林資源を喪失してしまつた。現在、内地森林面積は二千四百萬町歩である。がこの森林面積は國土の六二%に相當し、この森林をうまく開發經營するか否かは、國民經濟にとつて重大な問題である。がまず戦後に問題になつたのは濫伐を如何に防ぐかの消極面にすぎなかつた。

ところで森林の伐採は戦前には年間一億七、八千萬石見當で

(五) 植伐面積の推移(千町)

昭和	伐採面積	造林面積	未済地	御料林	國有林	民有林
六	三八〇	三三三	三八	一七・五	三四・九	一〇・二
七	四三九	三三三	七	一三・五	三三・六	一七・〇
八	四二二	三三七	五	一〇・一	二〇・六	四一・五
九	四四四	三六六	八	六・八	六・四	七〇・四
一〇	四二二	三三〇	六	七・四	一一・四	五七・二
一一	四四三	三三三	八	九・三	一一・六	八〇・〇
一二	四六三	三七二	九	三・六	七・二	八〇・六
一三	四九四	四〇八	八	八・〇	一〇・七	八九・二
一四	五四三	四一六	一	七・七	三〇・二	八九・五
一五	五八〇	四三三	一	五・七	六一・七	九一・三
一六	六六六	六三八	四	一四・三	七七・三	一三七・八
一七	六六七	六六七	八	二四・六	九二・九	一三五・五
一八	七五八	七五三	二	九・一	一七九・五	一五六・六
一九	七三九	四三四	一	三三・二	一四二・三	一八九・四
二〇	四八八	一九三	一	二九五	一〇九・四	一八一・〇
二一	五八七	三〇〇	一	二八七	一一三・四	二四四・〇
二二	五三三	四三四	一	二八	一一五・〇	二七四・〇

(備考) 林野局調、二〇、二一年は推定、二二年は計畫數量。

あつた。が日華事變以降この伐採量は次第に増嵩し十五年には三億石を突破し、十七、八年すなわち太平洋戦争前段において戦前の倍量に達した。この趨勢は第四表に掲示した通りであるが、さらにこれを伐採面積についてみるなら、すなわち第五表の如く、面積の推移からして、如何に以上の伐採が造林を無視して強行されたか、歴然とあらわれてくる。日華事變までは極力保管につとめ餘裕を残して伐採された舊御料林においてさえ喰込みを生じ、喰込みは國有林、民有林となると頗る著しく、かくて十三年乃至二十二年の十年間に、森林伐採面積は累計六百十五萬六千町歩に及び(うち六六%が民有林、残り三四%が

(七) 昭和15年森林所有別伐採面積(千町)と伐採量(千石)

	全 國		府 縣		北 海 道	
	伐採面積	伐採量	伐採面積	伐採量	伐採面積	伐採量
御料林	3.0(1)	7,773(3)	2.1(1)	3,102(1)	9.0(1)	4,671(11)
國有林	150.0(27)	51,913(16)	70.0(19)	38,163(14)	79.9(46)	13,750(34)
公有林	82.6(15)	29,924(10)	38.8(10)	18,894(7)	43.8(25)	11,531(27)
社寺林	1.7(0)	963(0)	1.7(0)	95.7(0)	—(0)	6(0)
私有林	310.9(57)	225,038(71)	263.2(70)	213,476(78)	47.7(28)	11,562(28)
計	548.2(100)	315,611(100)	375.8(100)	274,591(100)	172.4(100)	41,020(100)

(備考) 經濟情勢No.230より、()内は所有別比率(%)。

(六) 森林蓄積の變化(百萬石)

林 種	昭和十三年		昭和十二年		増 減
	蓄積	比率	蓄積	比率	
國有林	三、五九六	三、三二六	三、三二六	三、三二六	—
民有林	三、一九三	二、七六三	二、七六三	二、七六三	—
合計	六、七九九	六、〇九〇	六、〇九〇	六、〇九〇	—

(備考) 林野局調。

官有林、他方この間の造林面積は累計四百三十七萬三千町歩(うち民有林七五%、官有林二五%)に止まつて、差引百七十八萬三千町歩が所謂造林未済部分となる。

しかも民間造林には天然造林と稱せられる實質的放置部分が相當ある筈だから、右の造林未済部分はさらに實質的には擴大される筋合いにあるかくて蓄積も第六表の如く國有、民有林を通じて七億石を縮減した。

次に分析を要するのは、然らばこのような過伐が何れの森林により一そう著しかつたかであろう。これを例えば十五年の森林所有別の伐採面積について對比するなら第七表の如くである。表示の如く十五年の伐採面積四萬八千町歩の所有別内譯は、私有林が二七%、公有林一五%、御料林一%となつてゐる。ところが全伐採量に占める比重をみるに、私有林は七一%と壓倒的に大で、伐採面積の比率より伐採量の比率の大きい

(八) 府縣私有林所有關係

	戸 數 (戸)	面 積 (千町)
1町未満	3,612,644(72.2)	1,811(15.8)
1—5町	1,053,729(21.1)	2,958(25.7)
5—20	266,462(5.3)	1,745(23.9)
20—50	47,539(1.0)	1,348(11.7)
50—100	× 20,000(0.4)	1,766(15.4)
100—200	1,572(—)	221(1.9)
200—300	499(—)	127(1.1)
300—400	219(—)	75(0.7)
400—500	118(—)	34(0.3)
500町以上	341(—)	411(3.6)
計	55,003,137(100)	11,497(100)

(備考) *印=推定、林野局調、21年6月現在。

のは御料林で國有林と公有林は何れも前者に比して後者の方が小さい。また當時の總立木蓄積量に占める個々の蓄積量の比率をみるに、御料林は八%、國有林四五%、公有林一二%社寺林一%、私有林三四%、總伐採量に占める個々の伐採量の對比は御料林、國有林、社寺林、私有林の順に一三・八對一七・二對三六・八對二四・二對九九・八で、伐採強度は他を抜いて私有林が第一位、次が公有林、社寺林、國有林の順で御料林の伐採はもつとも手控えられている。

以上によつて、過伐がとくに民有林に偏して行われたことは、明らかである。かくて次に問題となるのは私有林の性格であるが、民有林の所有規模別狀況をせば第八表の如く、まず民有林の所有規模は全體的に頗る零細であることを念頭におかねばならない。少くとも二百町歩の規模がなくては、眞の意味の森林經營は成立しないと稱せられるにも拘らず二百町未満の所有者戸數が全戸數の大半を占めており、森林所有者の九三%が五町未満の零細森林所有者である。

は、明らかである。かくて次に問題となるのは私有林の性格であるが、民有林の所有規模別狀況をせば第八表の如く、まず民有林の所有規模は全體的に頗る零細であることを念頭におかねばならない。少くとも二百町歩の規模がなくては、眞の意味の森林經營は成立しないと稱せられるにも拘らず二百町未満の所有者戸數が全戸數の大半を占めており、森林所有者の九三%が五町未満の零細森林所有者である。

(九) 林業關係兼業農家戸數狀況

	第一種	第二種	計	右の割合		
林業兼業農家	39,364	11,839	51,503	3.3	1.2	1.9
製炭兼業農家	142,235	26,248	169,483	8.4	2.8	6.4
林産物採計	33,209	8,734	41,629	2.0	0.9	1.6
林小業賃労働	184,809	51,821	261,629	13.7	4.9	9.9
以上合計	110,601	40,818	151,419	6.6	4.3	5.7
兼業農家總數	295,409	92,639	413,048	20.3	9.2	15.6
	1,684,099	950,559	2,634,658	100.0	100.0	100.0

(備考) 23年8月1日農業センサスによる。

以上の結果、森林經營を獨立に營む者は僅少で大半はむしろ林業を従とする兼業の林業で、その兼業の過半は農業を對象としている。そしてこのことは農業の側からも檢證することが出来る。すなわち例えは二十二年八月一日の農業センサスの集計によれば、第九表にみる如く、兼業農家戸數は二百六十三萬五千戸、うち林業を兼業對象とするものは十五%六の四十一萬三千戸で、その上七〇%は第一種すなわち農業を主とし林業を従とする兼業農家であつた。そしてこの林業關係農家の壓倒的部分は製炭と賃労働、とくに後者にしたがらうものである。また林業労働者の側からみても、その過半は農業兼労働者であつて、例えば二十二年國勢調査の結果にしたがえば、林業労働者數は四十八萬、製炭を除いて二十六萬、その半分以上は農業を主とする兼業労働者である。このような森林が、山間の農民の經濟と分離して考え得られよう筈はないし、無論、これを荒廢するに委せるなら、山間農家の自家薪炭の給源を涸渴せしめるのみならず、その生計をおびやかすこ

とは、必至とみねばなるまい。

民有林の大半は農用林的なものであり、そうでないものも所有規模の實際から推して眞の林業經營にたえるものは僅少であろう。とすれば、林森の所有はやゝともすれば、單に財産的な意味の所有になり勝ちで時に乘じて投機的に伐採せられ、あるいはながく放置され勝ちである。そして戦時戦後の都市製材業者、自動車業者よりする木材、薪炭の買漁りが、森林の立木價格を騰貴せしめ、あるいは農業との關連を無視し、あるいは投機的に、過度の伐採が行われたことも充分に想像せられるのである。

最後に、このような森林の伐採を都市の原木需要者が何の程度に助長したかの一端を、製材業の推移より窺つてみよう。近代企業になりおゝせない林業を原料供給者として、逆に製材業もまた興味ある推移をしめしている。まずその企業數の變化からみてゆこう。そこで製材工場數のこゝ數年の増減であるが、すなわち第十表にみる如く、二十三年六月の工場數は戦前の三倍、終戦時のそれに比しても倍増している。それは昨年後半よりは第十一表にみる如く漸除乍ら整理淘汰されつゝあるが、しかもなお總數は戦前の三倍を

(十) 製材工場數の推移

昭和	昭和八年	昭和八年
一二年	一〇、六九〇	一〇、六九〇
一五年	一三、七七七	一三、七七七
一八年	一八、七五五	一八、七五五
二〇年九月	一八、〇三一	一八、〇三一
二三年六月	三五、三三九	三五、三三九

(備考) 林野局調、次表も同じ

(十一) 木材工場推移

月	工場數 (A)	馬力數 (B)	B/A	
新設	3	625	9,829	15.7
	4	524	3,762	16.8
	5	419	6,995	16.6
	6	1,441	27,619	19.1
廢止	3	56	987	17.6
	4	95	1,605	17.4
	5	102	1,638	16.0
	6	862	1,841	2.1

製材能力では問題にならない。であるから、材木の需要面からすれば、むしろ製材業は擴充して生産能力をたかめねばならぬ筋合にある。それについては、舊御料林をはじめ所謂蓄積豊かな奥地國有林の國家的開發とその原木を原材とする大規模な製材工場の設置が望ましい。がその前に、まず舊御料林をはじめ奥地國有林の大きりの森林開發がなされねば、端緒的にも木材不足は解決の方向にむかつて進展せず、また森林濫伐の弊も技術的には改められない。

下らない。ところがこの製材工場もまた頗る規模が小さいのである。全國平均一工場當り馬力數は約十九馬力、就業人員は九人平均見當と、甚だ零細である。このような小製材業者が亂立し競つて原木を運搬に便利な里山、とくに水利の便な河川流域に求めたのだから、洪水の危険も助長された。が工場數は多くても、それら工場の製材能力は總計月に大約三百萬石程度にしか過ぎない。現在、木材の不足は甚しく、例えば現に補填をいそぐ家屋三百五十萬戸の建設に限つても十五坪のバラック仕立で一億四千萬石の材木が必要で、右の

三、農業技術化のもくろみ

以上の如く脆弱化し荒廢化する農業を對象として、一方的に技術化が容易に行われ得るとは考えられない。といつて、この點に關しても無方針であつてよい筈はなく、ことにマ總司令部は農業の技術化に關して、米本國より斯界の權威、加州大學農業技術教授ロイ・ペイナー博士を招聘して、日本農業の技術化に關する調査を依頼した。ペ博士は二カ月に亙る實地踏査を終えて昨二十二年十月、およそ次の如き調査結果を發表した。(一)機械化の概念については飛躍的な機械化の構想を避けねばならぬが、(二)畑作作業一般と水稻作の耕耘作業、定置作業のみは比較的容易に機械化は可能であり、刈取作業は結束技術の機械化技術の完成あつてはじめて可能圈内に入るを得ると判斷する。(三)機械化發展の條件としては(イ)内燃機關より畜力及び電力が有望であり、(ロ)農業の零細性にかんがみ共同作業を奨励すべく、(ハ)機械の效率的普及並に使用のためにはサービス設備の完備、(ニ)以上を實現するため必要な農業技術者を養生するための教育施設の充實とそれ等技術者の一部を海外に派遣することを慫慂する。

ペ博士の指摘をまつまでもなく、餘りに飛躍的な機械の導入は、かえつて無策に等しく、また大經

得る面積を算出し、現在の各類型セット数を同委員会は第十三表の如く推定した。さらに開拓局の既

次にこのような類型セットの導入であるが、内地と北海道の耕地状況を基礎として各類型を導入し

日から四労働日に短縮せられ、類型の躍進につれて多毛作化と有畜化もまた表示の如く累進する。

て労働の生産性は稲作反労働力については内地一五乃至二十労働日から八労働日に北海道は六労働

業のC類型にまでたかめること、北海道に關しては畜力機械化農法による畑作機械化農業の類型Bの

一その普及と、さらにはトラクター農法Aの類型にまで推進することにつくる。そうすることによつ

業のC類型にまでたかめること、北海道に關しては畜力機械化農法による畑作機械化農業の類型Bの

て労働の生産性は稲作反労働力については内地一五乃至二十労働日から八労働日に北海道は六労働

日から四労働日に短縮せられ、類型の躍進につれて多毛作化と有畜化もまた表示の如く累進する。

次にこのような類型セットの導入であるが、内地と北海道の耕地状況を基礎として各類型を導入し

得る面積を算出し、現在の各類型セット数を同委員会は第十三表の如く推定した。さらに開拓局の既

營農業の機械化による農業の發展が廣汎な弱少經營農民を窮乏化し失職せしめることは、警戒を要す

る。わが農業の現況よりみるならば、博士の指摘する如く協業形態によつてのみ農業機械の利用も

技術化も効果的に行われ得よう。農業協業の物質的基礎、農地の協同管理も勸奨せられねばなるまい

かくて農林省内の農業機械化委員會が立案した農業技術化方式は、すなわち第十二表の如くで、同委

員會は農業機械化類型として表示のA乃至Dの五つをみ出した。Dすなわち部分的機械化農業は内

地に現に普遍的な類型であつて、畜力機械化農業の類型Bは所謂北海道農法と稱せられる農業技術化

段階に照應する。

そこですま當面の課題であるが、内地にあつは部分的機械化農業の類型Dを畜力動力結合機械化農

(十二) 農業機械化の類型とそのセット (農林省農業機械化委員會作成)

機械化類型 集團利用 原動力	農法	農法			畜力機械化 (B')	畜力機械化 (B'')			畜力結合機械化農業 (C)	部分的機械化農業 (現在農法) (D)
		(A)	(B)	(C)		(B')	(B'')	(C)		
機械	20-30町				10町	5-10町	10町	2-5町		
規模	協同生產組合 小型トラクタ				協同生產(利用)組合		協同組合(10戸) 農用發動機(3-4 馬2頭)	個別富農經營(1- 馬1頭) 部落共同利用 (モーター-1HP)		
形態	トラクタ トラクタ トラクタ	トラクタ トラクタ トラクタ	トラクタ トラクタ トラクタ	トラクタ トラクタ トラクタ					個人利用に必要 な作業のみ、機械 部を部分的に機械 を使用する。	
力	小型トラクタ 小型トラクタ 小型トラクタ	小型トラクタ 小型トラクタ 小型トラクタ	小型トラクタ 小型トラクタ 小型トラクタ	小型トラクタ 小型トラクタ 小型トラクタ						
動力	人力 人力 人力	人力 人力 人力	人力 人力 人力	人力 人力 人力						
耕地面積	10-20反歩	10-20反歩	5反歩	5反歩	5反歩	5反歩	5-1反歩			
反當労働力	4日	4日	6日	6日						
多毛作化	2毛作多角化(麥 豆果樹蔬菜)	2毛作多角化(麥 豆果樹蔬菜)	5-10頭	5-10頭						
10町當乳牛	10頭	10頭	10頭	10頭						
労働力										

(十三) 機械化農法類型別(耕地以外の条件100%の場合)
のセット数(セット)

	内地			北海道		
	乾田	濕田	普通畑	乾田	濕田	普通畑
(1) A	4	—	A 30	A 20	A —	A 60
B'	600	B' —	B'' 100	B' 1,950	B' 50	B'' 3,000
C	7,600	C —	C 50	C 60	C 10	C 40
D	1,911,897	D 212,469	D 737,774	D 95,846	D 53,066	D 438,428
(2) B'	30	B' —	B'' 20	B' 800	B' —	B'' 2,000
C	—	C —	C —	C 10	C —	C 10
D	349,273	D 141,207	D 326,406	D 3,548	D 3,029	D 189,941
(3) C	—	C —	C —	C —	C —	C —
D	202,483	D 80,768	D 274,737	D 1,186	D 359	D 51,461

(備考) (1)は平坦地、(2)傾斜地、(3)急傾斜地。

(十四) 昭和二十八年に於ける類型数

	A	B'	B''	C	D
内地 { 23年	34	630	120	7,650	4,246,714
{ 28年	1,427	42,956	47,662	234,250	1,222,398
北海道 { 23年	90	2,800	5,000	130	836,864
{ 28年	2,694	10,336	90,109	21,347	69,179
合計 { 23年	114	3,430	5,120	7,780	5,083,578
{ 28年	4,121	53,292	137,731	255,597	1,291,577

耕地の土地改良事業による二十三年度より二十八年度に至る土地改良事業と農林増産計画に呼應してその後地えの類型セットの導入と類型の高度化を考慮した五カ年後の各類型計画数を示せば第十四表の如くである。かような計画の實現については、まず、農業部面の受容れ體制の確立、就中集團化の促進を要する。が同時に計畫實施に伴って、工業生産も國內に大きな市場を開拓する可能性を持つ譯である。

第七節 總選舉をめぐる政治情勢

一、早期解散をあせる民自黨

芦田内閣の後をうけて立つた第二次吉田内閣は、衆議院内少數黨であり、到底國政を擔當出來ないので、衆議院の早期解散を目論んだ。即ち芦田内閣の總辭職後、民自黨の代議士會、役員會等で、早期解散を決議し、總裁談話にもしばしば之を表明したため、芦田内閣當時の與黨三派、特に民主、社會兩黨は相繼ぐ不祥事件の後であり解散延期、出來得べくんば解散を回避すべく院内の多數をたのんで政府の政策牽制に奔走した。

政府としては前内閣當時よりの懸案事項たるマ書簡による公務員法改正があり冒頭解散は不可能なので第三回國會に同法改正法案を提出し、期限付審議、成立を求め野黨の反撃をかつた。

政府は憲法第七條「天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行爲を行ふ。」の第三號「衆議院を解散すること。」を準用して解散しようとしたに對し、野黨三派は之を天皇

に對する儀禮的條項にすぎず、第六十九條「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならない。」がこれに先行すべきであるとなした。昭和二十一年秋の憲法審議の際も政府の國會解散權に關しては問題となつておらず、又憲法學者の意見も賛否まち／＼で容易に決せず、苦米地、片山、三木氏等野黨主腦者が總司令部を訪問した結果司令部筋も第六十九條説であつたと傳えたため、院内少數派である政府は野黨の攻勢に屈せざるを得なかつた。十一月二十七日GHQのウイリアムズ國會課長等が幹旋に乗り出し、追加豫算は二週間以内に審議成立せしめ、その後野黨の不信任案上提、可決により、政府に解散の機會を與えることになり、民自、社會、民主、國協の四黨協定が成立した。

ところで追加豫算は十一月二十九日に提出され、同日より起算して十二月十二日が協定による期限となつた。十一月末日第三國會は終了、翌十二月一日より通常國會たる第四國會が開かれたが、給與法案提出をめぐつて政府野黨間の意見の對立となり、政府は追加豫算と給與法案の可分説を唱え、豫算を成立せしめた後、給與法は衆議院の解散後、參議院の緊急集會を求め、その議決によつて實施し、總選舉後の國會に於て改めて衆議院に提出、成立せしめようとした。これに對し野黨は不可分説を主張して譲らず少數派たる政府は再び之に屈せざるを得なかつた。しかも解散をめぐる政府と野黨との

攻防はいつ果てるとも知れず、遂に四黨協定による二週間の審議期間をも突破したので、十二月十五日夜吉田首相はマ元帥を訪問、財政のワク内で野黨の主張する賃金ベースを認めることに決定した。これが解決の糸口となり、二十二日、社會黨より政府不信任案提出、一二五票對一三〇票で可決され同日衆議院は解散された。

その間、院内に於ける泉山藏相の泥酔事件があり、藏相は十四日早朝引責辭職し、經木長官及び物價廳長官、中央經濟查察廳長官は周東農相に、大藏大臣は大屋商相が夫々臨時代理となつた。

二、民自黨の大勝と共產黨の進出

(A) 第二十四回衆議院議員選舉の成果とその意義

一月二十三日、一部の島嶼を除いて全國一齊に選舉は行われた。その結果は、民主自由黨の大勝、共產黨の顯著なる進出となつた。すなわち、第一表に示す如く、民主自由黨二百六十四名。議席の五六%を占めて過半数を獲得し、共產黨は前回の四名から三十五名へ躍進した。これに引きかえ、前回の第一黨たる社會黨は、解散當時の百十一名から四十八名へ轉落し、同じくこの一年半の與黨たりし民主黨は九十から六十九へ、國協黨は二十九から十四へと合同前の協同黨の數にまで減少した。

(一) 黨派別當選者數 (括弧内は婦人)

新	前	元	計
民自	二九	二八(二)	二七
民主	三三	四〇	六
共産	六(一)	三九(四)	三
國協	〇	一四	四八(五)
農新	〇	六	三(一)
社草	〇	七(一)	三三(三)
新自	〇	四(一)	一四
諸派	一	一	七(一)
無所	一	一	五(一)
合計	二二	一一	二二

わが國の憲政史上、明治二十三年の第一回總選舉以來過半數を占めたことは僅かに四度しかなかった。即ち明治三十一年八月、隈板内閣の選舉に於て定員三百中二百四十二名、大正九年五月原内閣の時政友會が四百六十四名中二百八十三名、昭和五年二月濱口内閣で民政黨が四百六十六名中二百七十三名、昭和七年二月犬養内閣の下に政友會が四百六十六名中三百三名を獲得した。終戦以來、フランス型の小黨分立といわれたわが國に、今回の如き前例稀な過半數黨を生んだのは何を物語るであろうか。その第一は、國民が中道政治的構想を忌避し、右か左か明確なものを求めたこと。このため片山芦田兩内閣の與黨であつた社會、民主、國協三黨の激減となつた。たゞ保守連合を主張してきた民主黨犬養派は比較的優勢であり、芦田派は潰えた。また地方に民政黨以來の地盤をもつ民主黨は同じ中道派でも社會黨よりは幾分歩がよかつた。社會黨はこれを支持していた都市インテリ階級(その性質上主として浮票)を失つた。その浮票は主として民自と共産に割れた。

社會黨は前回の七百十七萬票が四百八萬票へと三百十萬票減つている。この中、三分の一の約百萬票は保守陣營へ、二百餘萬票が共産黨その他急進陣營へ流れたとみるべきだろう。民心が既に中道政治を見限つたにも拘らず、これを眞向にかざし、しかも國際的信用を得ているかの如く放送した中道派は、世論の動向を見る明敏を既に失つていたといえよう。

第二は疑獄的人物の忌避だ。昭電事件以來の數多の疑獄事件に關係した人物は大部分落選した。これだけでも今回の總選舉の意義は大きい。第三には小會派の凋落がある。すなわち國協黨以下の小會派が政権授受を如何に不明朗にするかを選舉民は自覺した。萬年與黨たらんとする國協黨に對する當然の批判であろう。

第四の共産黨の進出は、(一)資本家陣營に身賣りした社會黨を見限つた勤勞者及び一部知識階級の票を吸引したこと。(二)税金その他日常闘争が効を奏したこと。(三)中國の政情、特に投票日の數日前よりの國民政府の中共に對する全面的降伏、また不當財委その他國會に於ける共産黨の役割を買つて投票した者のあつたことも見逃せない。

共産黨は前回の百萬票から今回は二百九十八萬票へと約三倍に膨脹している。得票數からみると、東京、大阪の大都市初め、強固な組織力をもつといわれる大工場の多い地方、及び長野縣の如く從來

から政治意識の高い選挙区に於て進出している。たゞ共産黨の金城湯池と思われた北海道が意想外に少かつたのは注目された。本選挙と同時に行われた最高裁判所裁判官の審査によると、×印をつけたものの最低数が百二十一萬になつてゐるが、共産黨は國民審査には全員に×印を付するよう指令しており、従つて最大限百二十一萬人が共産黨の指令通りに動いたことになる。二百九十八萬票からこの百二十一萬票を差引いた、最小限百七十七萬票が浮動的な票とみるべきであらう。

第五に民自黨の大勝には前記の第一、第三の理由の他に吉田總裁個人の人気も亦見逃せない。政權に戀々とせず、憲政のルールを創ろうとする點、自主的な強い性格をもちイエス・マンの多い中に敢然とノーといえる點が、終戦以來の三年半の暗い生活の中で、卑屈になつた國民に強い魅力となつた。このことは東京新聞が東京都区内で行つた世論調査に於ても明かだ。最も人気のある政治家は吉田茂氏（一四％六）で第二位の片山氏（四％）をはるかに引き離している。これは東京区内に調査地域を限つたこと、片山氏は落選で同情を集めてゐることも割引かなければならないが、全国的にいつても吉田氏の人気は壓倒的に強い。

また民自黨大勝の原因は一つには立候補濫立の不手際極まる選挙對策が怪我の功名にもなつてゐる。即ち濫立によつて當選はしなかつたが他黨の地盤を喰ひ荒した處も少くない。

この選挙のいま一つの特徴は所謂大物候補の落選である。民自黨では橋樑 渡氏（元國務相）一松 定吉氏（元建設相）竹田儀一氏（元厚相）社會黨系では委員長片山 哲氏（元首相）西尾末廣氏（元副總理）加藤勘十（元勞相）氏夫妻、荒畑寒村氏、民自黨では現職の國務相工藤鐵男氏が落選した。また昭電、炭管その他の疑獄事件に關係ありと思われる人物も大半落選してゐるが、芦田前首相、大野民自黨前幹事長が當選してゐるのは、今次選挙における一つの汚點といふべきであらう。

(B) 選挙に示された國民の政治意識

今回の選挙は所謂公營選挙で、立候補者の政見の徹底に些か缺けるところがあつたようだ。しかし棄権者は前回に比して少く、有効投票数において三百二十三萬票も増加してゐる。有権者数が百十八萬餘人増加し、棄権者は逆に二百十萬餘も減少しており、無効投票は十四萬餘票の増加であつたに拘らず、かく投票数が増加したのである。

急進・保守兩派の得票を比較してみると、第二表の如く、前回に比して今回は急進派が議席及び得票数において減少し、逆に保守派が増加してゐる。すなわち急進派は議席で五十一、得票数で約七萬を減少したに反し、保守派は議席五十一、得票数で約三百三十萬票を増した。前述の有効投票の増加三百二十三萬票を取つた上に、急進派から七萬票を奪つたわけである。かように急進派の支持者の數

(二) 保守・急進別得票 (時事新報より作成)

	二十二年		二十四年	
	當選者 (人)	得票數 (千票)	當選者 (人)	得票數 (千票)
保守派	三三九	一九、一八二	三七〇	三三、四八一
民自	一一〇	七、三五六	二六四	二二、三八一
民主	二二六	六、八三九	六	四、八三五
國協	三一	一、九五	一四	一、〇四三
諸派	一九	一、四九〇	二二	一、三二五
無所屬	一一三	一、五八〇	三三	二、〇〇七
急進派	一四七	八、一七六	九六	八、一〇八
社會	一四三	七、一七五	四九	四、三九
共産	四	一、〇〇三	三五	二、九八四
農	〇	〇	七	六〇六
社	〇	〇	五	三八七
改革	〇	〇		一・三
		同比率 (%)		同比率 (%)
		七〇・一		七三・六
		二六・九		四三・八
		二五・〇		一五・八
		七・〇		三・四
		五・四		四・〇
		五・八		六・六
		二九・九		二六・四
		二六・二		一三・五
		三・七		九・六
		〇・〇		二・〇
		〇・〇		一・三

は絶対的にも相對的にも減少しているが、その急進派支持者の内容は著しく異り、そこに今後の政治のむすかしさがうかがわれるのである。

急進陣營の支持票をみると、二十二年選挙では社會、共産兩黨で八百十七萬票、全得票總計に對する比率は約三割であつた。

その後社會黨の左派から労働者農民黨が分裂し、右派から社會革新黨が飛び出して今回の選挙を迎えた。

急進派四黨の得票合計八百十萬票、前回に比して七萬票の減少に過ぎないが、百八十萬の有権者増加からみると、有効投票數に對して二六%四と減少している。急進陣營支持票は大體一定しており、その一定數を社會、共産、勞農、社革などの各派がどれだけ獲得するか問題となるわけで、社革黨は第二次吉田内閣に入閣さえしようとした準保守派であり、かような性格の黨は急進陣營の支持者の

迎えるところとならず、解散當時の二十名から一舉に五名に減少した。

保守陣營の支持票、保守陣營の大宗は民主自由黨だが、いわゆる中道政治派の民主、國協兩黨も客觀的にみれば民自黨と同じ基盤に立つものであり、また前記の社革、勞農を除く諸派や無所屬も大部分は保守派とみて差し支えない。 これらを總合して保守陣營とみなすと、前回の選挙では、得票合計千九百十八萬票、比率は七〇%一、今回は三百三十萬を加えて二千二百四十八萬票、比率は七三%六になる。急進陣營の支持票の絶対數が殆ど減じていないのに反して、保守陣營の増加票が三百三十萬票もあるのは、棄権者の減二百十九萬、新たに選挙權を得た者百十八萬、急進陣營の失票七萬の合計から無効投票の増加十四萬を引くことによつて説明しうる。

しかし前回に棄権して今回は棄権しなかつた二百十九萬が保守陣營に投票したことは了解出来るがソ聯地區よりの歸還者や、本年滿二十歳になつた者など、新たに選挙權を得た百十九萬のうちの相當數は保守派よりも急進派を選択する可能性が考えられるので、この中の半數乃至三分の二は急進派に投じたと推論しても差支えあるまい。従つて急進陣營は、新しい支持者六十萬以上と、前回棄権して今回投票した者二百十萬中の急進派支持者四十萬以下、合計で約百萬を得た反面、ほぼ同數の浮動票を主として社會黨から保守陣營に奪われたものと思われる。

(三) 衆議院議員選舉各黨成績表

黨派	總得票比率(%)				議員數比率(%)				所屬當選數(人)				總得票÷當選數(票)				立候補者數	當選率(%)
	二年	三年	四年	五年	二年	三年	四年	五年	二年	三年	四年	五年	二年	三年	四年	五年		
民自	24.4	26.5	33.8	30.3	27.8	27.8	27.8	27.8	140	130	130	130	56,566	59,304	387	67.2		
民主	18.7	25.9	16.3	20.2	27.0	15.2	9.4	12.6	69	55	84	143	55,814	84,143	211	33.7		
社會	17.8	25.7	13.3	19.8	30.6	10.3	9.2	14.3	48	49	93	100,843	100,843	184	26.1			
共産	3.8	3.4	3.5	1.0	0.8	7.5	5	4	35	24	35	100,918	100,918	115	30.4			
國協	3.2	7.2	9.6	3.0	6.6	3.0	1.4	3.1	14	14	14	61,511	91,719	63	33.2			
諸派	1.7	5.3	7.1	8.1	4.0	5.1	3.8	1.9	24	24	24	61,493	106,133	160	15.0			
無所屬	20.4	6.0	7.4	17.4	2.7	2.5	8.1	1.3	11	11	11	26,537	239,739	245	4.9			
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	466	466	466	58,393	79,633	1,365	34.1			

(備考) 民自(自由)、民主(進歩)、國協(二一年は協同のみ)。二一年四六四名は法定得票數に達せざるため
の缺員二名あるため。*印は平均。朝日新聞調査により作製。

また民自黨の過半数獲得も、急進陣營喰込みにおいて實現したのではなく、主として民主黨から二百萬、國協黨から九十萬、その他同じ陣營の犠牲において達成したものであり、この點は、急進陣營支持者が共産黨に集中したのと同様特に注目せねばならない。

當選効率の分析。戦後三回に互る總選舉で各黨の得た成績は第三表の通りである。これを分析すると、次のことがいえよう。

(一) 人氣のある黨は總得票の割合に多くの議席を獲得している。すなわち二十一年の自由黨は得票の二四%四に對して議席は三〇%三、一昨年の社會黨は得票の二五%七に對して議席は三〇%六、今回の民自黨は得票の四二%八に對して議席は五六%二になつており、これに反して人氣のない社會黨は得票一三%三に對し議席は一〇%三である。これは總得票を當選數で割つた數、すなわち一人を當選させるために黨として費消した票數を見ても明かである。一昨年は社會黨は四萬九千九百票で一人を議會に送つてゐるに反し、自由黨は五萬六千五百票、本年は社會黨が十萬票を使つたに反し、民自黨はその六割以下の五萬九千票で一名を得ている。選舉戰術の巧拙にもよるが、人氣の致すところも大きいとみてよい。

(二) 小會派や無所屬は平均してみると當選が困難だ。言い換えると死票が多い。今回無所屬の者の得た總得票は前回の約二倍にも上るのに當選者は却つて一名を減じ二十三萬票で一名、平均の七萬九千票に比して約三倍に上る。寄らば大樹の陰で、一黨一名のえたいの知れぬ者は當選困難である。國協は前回六萬一千票が今回は九萬一千票に一名、諸派が六萬一千票から十萬六千票に一名と、死票が多くなつてゐる。これに對して共産黨は、二十一年は總得票三%八に對して議席は一%、前回は三%四に對して僅かに〇%八、それが今回は總得票は前回と殆ど同率の三%五に對して議席は七%五

に躍進している。従つて前回是一名を議會に送るために二十四萬票を費したに對して今回は十萬二百票である。それにしても人氣ガタ落ちの社會黨の十萬八百票に一人と大差ないのは、共產黨の選舉對策は未だ検討の餘地があるわけで、東京各區その他一區一名主義で臨んでいるが、二名宛出しても相當数が當選していたであらう。

一 昨年選舉で社會黨が第一黨の地位を占めたのは、多分に社會黨の處女性が買われたためでありその氣運に乗じて、所謂勤勞者政黨にふさわしからぬ金權候補が相當出た。これが社會黨の質の低下となり、また、片山内閣が種々の理由から大衆の期待した社會主義政治を行えなかつたのが、今回の凋落の原因の一つとなつた。民自黨は在野一年半の間に國民の喝采を拍するような言動をとり、殊に芦田内閣が政權の盪廻しによつて強引に成立してより、相對的に民自黨の人氣は上つた。また昨年暮の民自黨の解散政策を野黨が多數をたのんで牽制したことが國民の民自黨に同情させる因となつて今回の大勝となつているが、質的には前回の社會黨の場合と同様に低下をみのがすことは出来ない。それは各所において民自黨當選者が選舉違反事件を起し、中には詐欺罪で逃亡五年の者が公認で出ていくことによつてもうかわれる。絶對多數をとつても野黨時代の公約を全面的に實行することは九原則のワクから考えても困難なことは推測出来るところであり、次の選舉で民自黨が今日の成績を持続

することは相當疑問であらう。

前回の社會黨から今回の民自黨へと、一見二大政黨の交替の如くにもみえる。しかしその交替は前述のように占領下なるが故にワクの爲に、その黨本來の政策が行えないことから起つてゐる面もあるので、本來的な二大政黨運用の長所はみられない。

また、今回の選舉によつて國民は健全なる野黨を失つた。第一次吉田内閣當時の社會黨、片山、芦田内閣當時の民自黨はとかくの批判はあるとしても、一應野黨としての資格を備えていた。しかし今回は、民主黨は入閣の如何に拘らず、その友黨的立場をとるであらうし、社會黨は一舉に三分の一に減じ、國協黨は量質共に問題にならない。驚異的な進出を遂げた共產黨は、元來が議會主義政黨ではないからこれに「健全なる野黨」の役割を期待することは無理であらう。數に於ては少いが社會黨があらゆる面に於て精進努力することが、日本の議會政治確立のために切望されるところである。

以上三回の選舉を通じ、國民は政治に對する方向をやゝ明確にしてきた。即ち、第一に國民の大多數は保守派を支持し、その統一を望んでいること、第二に急進陣營の支持層は社會黨から共產黨に移る傾向をみせたこと、第三に保守と急進の二つの思想を根底とする政黨の對立が鮮明となり、舉國一致的な所謂中道政治に期待しなくなつたことである。

共産黨の社、勞農へ共同申入れ。今次總選挙で一躍三十五の議席を獲得した共産黨は、一月二十八日午後社會黨に代表を送り、今後の政治活動に關して共同闘争を申入れた。その十三項目に互る申入について院内外を通じて共同戦線をしくというのである。この申入れに應じて社會黨は翌二十九、三十の兩日、院内で中央執行委員會を開いてこれが検討を行つたが、従來通り「共産黨とは一線を畫してゆく」第三回黨大會の決定を再確認し三十一日正式に拒絶した。しかし行政整理、誠首反對等については社會黨としては何ら反對するところはないので、院内活動においては將來相當程度の提携に應ずるものと思われる。社會黨は昨年夏、荒畑、黒田氏等の民主主義戦線派の左派が脱落し、残る左派としては鈴木(茂)、原、稻村氏等で、彼等は明確に反共を唱えているところから、従來にみられたような、反共か容共かで黨内がもめる氣ずかいはないからであるが、一つには共産黨と提携することによつて益々地盤を喰われ、下部組織を亂されるおそれがあるからでもある。

また共産黨は勞農黨に對しても社會黨と同様に十三項目の申入れをなすと共に、(一)貴黨とわが黨とが全國的な規模においてマルクス・レーニン主義に基く合同を實現する、(二)これが直ちに實現出來ぬ場合には地方的に合同を進めると共に當面の具體的な問題で緊密な共同戦線を勞農團體と共に結

成、國會の内外で保守反動と闘う、という合同申入れをなした。勞農黨は中央委員會を開催して、合同まではゆけないが、共同闘争については同意することに申合わせた。

吉田、犬養會談。吉田首相は解散後の全國遊説でしばしば民主黨との連携を繰り返した。吉田、犬養兩總裁の間には總選挙後の政局に關して既に密約が交されているとも傳えられ、選挙區によつては自、民の間に地盤協定さへ出來たところもあつた。芦田、一松、北村氏等中道派は民自黨との提携を拒否する言動に出ている。當の犬養總裁は時に連携を説き時に否定し、態度を明確にしなかつた。吉田氏は恐らく、第一黨となるも過半数を制することは困難とみて發言したものであろうが、結果は豫想外の好成績となり、民自黨内は單獨内閣説強く、新聞社の世論調査も國民の單獨支持を傳えた。

吉田首相は二十六日、犬養氏を私邸に訪問し、連立か單獨かの瀬踏みを行つた。しかし兩黨とも、新議員による黨議を前にしており、吉田氏の訪問も、儀禮的なものであつたようである。吉田總裁がどの程度連携を望んでいるのかは疑問とされ、先きに述べた如く、選挙前の提携論は過半数に充たないという常識から出發したものともみべきであり、一旦、公式に言明した以上、選挙に大勝したとはいえ、輕々に前言を翻えすことは公黨の黨首としての立場や、今後の議會態策上にも支障を來すであらう。また吉田氏は從來單獨内閣論者ではあるが、「志を同じうする者の提携」をしばしば説いてき

ており、従来の組閣に於ても必ずしも黨員に限らず、廣く人材を求めようとした経緯をみても、民主黨と人の融通をつける意味からも犬養氏に働きかけたと思われる。

(D) 第三次吉田内閣成立す

第五國會は二月十一日召集され、まず衆議院正副議長選挙の結果、議長幣原喜重郎、副議長岩本信行の兩氏が推された。續いて首班選挙を行い、衆議院は吉田茂三五〇票、淺沼稻次郎八六票、松本六太郎一〇票、無効四、白票一。参議院は吉田茂一六七票、淺沼稻次郎二八票、松岡駒吉二三票、小川友三一票で吉田民自黨總裁を再指名した。總選挙以來連立か關外協力かで内紛を續けた民主黨の總裁犬養健氏は十日夜吉田氏と同道、マ元帥を訪問して政局收拾の途を報告、十六日認證式を舉行した。總理、外務 吉田 茂(民自) 大藏 池田 勇人(民自) 文部 高瀬莊太郎(参、綠風) 厚生 林 讓治(民自) 農林 森 幸太郎(民自) 商工 稻垣平太郎(民主) 運輸 大屋 晋三 (参、民自) 逓信 小澤佐重喜(民自) 労働 鈴木 正文(民自) 建設 益田 秀次(民自) 國務相經本長官 青木 孝義(民自) 同法務總裁 殖田 俊吉 同地財委員長 木村小左衛門 (民自) 同行管廳長官新聞出版用紙割當委員長 本多 市郎(民自) 同賠償廳長官 樋貝 詮三 (民自)同 山口喜久一郎(民自) 官房長官 増田甲子七(民自)

第三部 轉機にたつ世界政治經濟

第一節 米大統領選挙と世界政治

— 共產・反共の世界對立深化への新段階 —

一、豫想を裏切つた米大統領選挙

(A) 大統領選挙への世界の關心

ベルリン封鎖問題で米國は斷呼としてソ連の攻勢に反撃する態度に出て、一時米ソの危機はいよいよ重大段階に發展するのではないかと懸念されたが、ソ連も米國も事態の重大性を深く認識しており慎重な態度に終始したため、西歐の危機は表面的ではあれ、確かに次第に緩和されるに至つた。そして世界の外交評論家の中には、「冷い戦争」は「冷い平和」に移行しつゝあると説く者も出て來てい

る程である。

併し昨年下半年頃から東亞に於ける「冷い戦争」は急速に激化するに至つた。中國内戦に於ける中共軍の非常なる優勢、さらにマレー、佛印、蘭印、ヒリツピン等に於ける共産黨勢力の擴大等、東亞諸國の情勢は刻々と險惡の度を加えるに至つた。世界はいまさら乍ら不安の眼を大きくあけて東亞情勢の發展を望み始めた。米國のソ連に對する所謂コンテーンメント・ポリシー（封じ込め政策）は西歐に於いては一應成功したとみられるも、極東に於いては大きな穴をあけられた形である。

ところで、以上の如く西歐の危機が緩和されつゝあり、逆に東亞の情勢が刻々と險惡化さんとしてゐる時に、米國の大統領選挙が行われたのである。しかもこの選挙の結果は米國人一般の、また世界全般の豫想を裏切つてトルーマン氏がデューイ氏を破つて大統領の榮を勝ち得たのである。

言うまでもなく、米國の政治、經濟動向は世界政治及び經濟動向に決定とも言うべき影響力を持つてゐる。當然に米國の政治經濟上の一舉手一投足に對して世界は重大な關心を寄せてゐる。従つて上述した如き刻々と重大展開を示して推移しつゝある國際情勢を背景として行われた米國大統領選挙の結果を、世界は世界政治上の重大問題の一つとして凝視してゐたのである。

(B) トルーマン氏の大勝

米國の大統領選挙は一九四八年十一月二日（日本時間十一月三日）に行われた。そして開票の結果は豫想外にもトルーマン大統領の勝利となつた。いま投票の結果を公表數字で示せば第一、二表の如くである。即ち一般投票の結果トルーマン氏に投ぜられた票數は二千四百十萬四千三十票で、デューイ氏の獲得した票數より約二百萬票多いのである。そしてその結果選挙人投票獲得數に於いてはトルーマン氏は三百三票を獲得し、デューイ氏の百八十九票を遙かに引離して、絶對多數を獲得したのである。

トルーマン (民主黨)	三〇三票
デューイ (共和黨)	一八九票
サモンド (州權黨)	三九票
合計	五三一票

此處で一應、米國の大統領選挙の方式について簡単な説明を加えて置こう。

トルーマン (民主黨)	三四、一四、〇三〇票
デューイ (共和黨)	三、九七〇、九六六票
サモンド (州權黨)	一、二六九、一八票
ウォーレス (進歩黨)	一、五六、八三票
ノーマン・トーマス (社會黨)	一三九、五四五票
その他	一四九、五二五票
合計	四八、六九〇、〇七五票

米國の大統領選挙は所謂間接選挙といわれるものだ。即ち一般投票による大統領選挙人候補の選挙が行われ、次に大統領選挙人による公式の大統領選挙が行われるものである。その後連邦議會における投票の公式計算が行われ、斯くして現行の米國憲法及び連邦法に規定された大統領選挙の手續きが完了するのである。

一般投票による大統領選挙人候補の選挙は、選挙の年の十一月第

一月曜日の次の火曜日となつてゐる。大統領選挙は四年度目に行う。そして大統領選挙人による公式の選挙は選挙の年の十二月第二火曜日の次の月曜日となつてゐる。

大統領選挙人候補者の選挙は、Electoral Votes といわれている。それは各州の人口に応じて各州毎に選挙人の数が定められている。従つて各州はその州の選挙人と同数の候補者を決めて、一般投票に臨むのである。而して一般投票者は自分でもしデューイ氏を大統領に選挙したいならば、共和黨の決めた自分の属する州の大統領選挙人の誰でもよいから、その人に投票する。而してその結果共和黨系の大統領選挙人候補者の得票が、民主黨系の大統領選挙人候補者の得票より一票でも多ければ、その州にあてがわれている選挙人数の全部を共和黨が握るといふことになるのだ。即ちその州のエレクトラル・ポーツを独占し得ることになつてゐる。従つて大統領選挙に勝つためには、エレルトラル・ポーツの多い州、たとえばニューヨーク州(四七票)、ペンシルヴェニア州(二八票)、カリフォルニア州(二五票)、オハイオ州(二五票)、テキサス州(二三票)等の大きな州で勝つことが必要となり、その結果大きな州に選挙戦の努力を集中することになる。勿論斯る方式による結果は一般投票数と選挙人投票数とが比例しないことになるのは止むを得ない。

なお、一般投票による大統領選挙人候補の選挙の前に、大統領選挙に劣らず全米の血をわかす各黨の全国大會の開催と大統領候補者の指名という行事がある。これは共和黨は選挙の年の六月下旬、民主黨は七月上旬乃至中旬に開催されることになつてゐる。今回はフィラデルフィアで共和黨は一九四八年六月廿一日に開催し、デューイ氏を指名し、民主黨は一九四八年七月十二日に開催しトルーマン氏を指名した。その後各政黨による大統領選挙人候補者の指名が七月乃至八月に行われて、いよいよ一般投票に臨むことになる。なお連邦議會における投票の公式計算が選挙翌年の一月六日、大統領就任宣誓式は一月廿日に行われることに定まつてゐる。

(三) 各州に於ける勝利した政黨
(D=民主黨、R=共和黨、Dix=州權黨)

	1940	1944	1948		1940	1944	1948
アラバマ	D	D	Dix	ネブラスカ	R	R	R
アリゾナ	D	D	D	ネヴァダ	R	R	R
アーカンサス	D	D	D	ニューハンプシャー	R	R	R
カリフォルニア	D	D	D	ニュージャージー	R	R	R
コロラド	R	R	D	ニューメキシコ	D	D	D
コネチカット	R	R	R	ニューヨーク	D	D	D
デラウェア	D	D	R	ノースカロライナ	D	R	R
フロリダ	D	D	D	ノースダコタ	R	R	R
ジョージヤ	D	D	D	ノースダコタ	R	R	R
アイダホ	D	D	D	オハイオ	D	D	D
アイリノイ	D	D	D	オクラホマ	D	D	D
インディアナ	R	R	R	オレゴン	D	D	D
アイオワ	R	R	R	ペンシルヴァニア	D	D	D
カンサス	R	R	R	ロードアイランド	D	D	D
ケンタッキー	D	D	D	サウスカロライナ	R	D	D
ルイジアナ	D	D	Dix	サウスダコタ	D	D	D
メリーランド	D	D	R	テネシス	D	D	D
マサチューセツツ	D	D	R	テキサス	D	D	D
ミシガン	R	D	D	ユタ	D	D	D
ミネソタ	D	D	D	ヴァージニア	R	D	D
ミシシッピ	D	D	Dix	ワシントン	D	D	D
ミズリー	D	D	D	ウェスト・ヴァージニア	D	D	D
モンタナ	D	D	D	ワイオミング	D	D	D

さて一般投票の結果は以上の如く民主黨は三百三票を獲得したが、これは二十八州で勝利を得た結果であり、共和黨は十六州で勝利を得て百八十九票を獲得し、州權黨は四州で勝利を得て三十九票を獲得したのである。ウオーレスの進歩黨に投票した数は百十五萬六千餘票あつたが、どの一州をも獲得し得なかつた。上表は州別の選挙成績だが、共和黨の金城陽地コロラド・アイオワ州など民主黨の手に落ち、またトルーマン氏の公民権問題に反対した州は共和黨に代つた。

二、トルーマン大統領大勝の原因

(A) 油断したデューイ氏

さてトルーマン大統領の豫想外の勝利の原因は何處に求められるか、これについては既にいろいろの原因が各方面から指摘された。米國の各種の輿論投票や新聞、雑誌などの豫想が殆んどあげてデューイ氏の勝利を豫想したため、所謂アンダー・ドッグに同情を示すという米國人氣質が大いに働いてデューイ支持の者までがトルーマン氏に投票したことも、確かに一つの原因であろう。またデューイ氏が餘りにも樂觀して選挙闘争を眞剣に敢行しなかつたことも、デューイ氏の敗北の原因である。デューイ氏の選挙戦に於ける演説日数はトルーマン氏に比して遙かにすくなく、また演説の内容も非常に抽象的で、具體的な政策についてハッキリと自らの積極的意志を示さなかつた。悪く言えば、もう勝利は自分のものだから、下手に具體的な政策を示して約束するよりも、軽くあしらつていた方が賢明な位に少しお高きまつていたと評される。

それにしても民主黨の政府がローズヴェルト大統領就任の一九三三年以來十六年もつづいたのであるから、ここで共和黨に政權を渡してみたいというのも人情であり、一種の國民的感情である。然

るにトルーマン氏に多くの支持が集つた所以のものは、第一にトルーマン氏の行つてきた政策に大過なく、トルーマン・ドクトリンをはじめその外交政策に對しては國民が絶對支持を送つていたこと、而してトルーマン大統領が選挙戦に於いて自らの政策特に國內政策を具體的に示し、積極果敢に戦い抜いて、國民に深い感銘を與えた結果に外ならない。即ちトルーマン大統領の大勝利はトルーマン大統領の掲げた政策とそれに対する脈々たる情熱と迫力によつてもたらされたのである。

(B) トルーマン外交絶對支持

大統領選挙に於いては、外交政策は超黨派外交であるのが當然として民主黨も共和黨も一致して現在のトルーマン・マーシャル外交の線を擁護する立場を明かにしていた。たゞデューイ氏の方は對華政策即ち對中國援助の強化の必要を力説していた。そのため蔣政府はデューイ氏の勝利に多くを期待していたほどであつた。

併し、民主黨とてもアジア・マーシャル計畫の具體化の必要は充分に考慮しているのであつて、ただ歐州第一主義で重點を歐州に置いてマーシャル計畫をハッキリ軌道に乗せるまでは、あまり力の分散をしたくないと考へているのである。従つて共和黨がトルーマン外交の歐州第一主義に對する不満を叫んでも、それはトルーマン外交の力強い批判にはなり得ないのである。それよりも元來孤立主義

的傾向の強よかつた共和黨が、トルーマン・ドクトリンやマーシャル計畫に賛成せざるを得なくなつたということは、それ自體共和黨が外交政策に於いて民主黨の方向に従つたことを意味する。そしてマーシャル援助を國民が全般的に支持しているにも拘らず、共和黨が一九四八年一月から開かれた議會に於いて、下院に於ける優勢をたのんで、マーシャル計畫にいろいろケチをつけて、その法案の通過をしぶつたことは、國民にすくなからず不快の念を興えた。マーシャル國務長官やトルーマン大統領は當時ともども立つてマーシャル援助を敢行することは米國の重大國策であつて、これによつて世界の政治經濟的安定と米國の國際的地位を安定させるものだと力説した。マーシャル長官やトルーマン大統領がマーシャル計畫の遂行こそ、世界に對する米國の責任と義務を正しく遂行する途であるとし力説したとき、米國人一般は深い感銘を受けて決意を新にした。米國人一般は孤立主義はも早や時代錯誤の政策だと深く考へている。従つてデューイ氏が大統領の選舉演説に於いて「歐州復興計畫はわが外交政策の極めて重要な部分である」と述べ、また「われ／＼は古くからの友である同盟國中國をなほざりにした悲劇に終符點を打つだろう」と強調したところで、それによつて國民の多くを共和黨にひきつけることは明かに困難であつた。外交政策の上では、米國民はトルーマン・ドクトリンやマーシャル計畫に絶大の賛意を表することによつて、トルーマン氏を不動な態度で支持していたことは

否定すべくもない。

(C) トルーマン氏の自信・迫力・努力

従つて共和黨のデューイ氏がトルーマン氏を破るためには、國內政策に於いてトルーマン大統領より以上の魅力を國民に感ぜしめねばならなかつたのである。然るにデューイ氏は既に勝利は自分でありと樂觀して、餘り熱心に共和黨の政策を國民に訴えようとしなかつた。これに反しトルーマン大統領は非常なる熱意を傾けて自らの政策を説明し、しかも一昨年の中間選舉で下院も上院も共和黨に支配されてから、ことごとく共和黨は議會に於ける審議をさぼつて、ために折角の法律案も具體化されなかつたことを、いち／＼具體的に説明し、共和黨の反動性を熱情を傾けて説き廻つた。しかも昨年夏の民主黨大會で大統領候補者を指名せんとするとき、公民權問題で民主黨の一部はトルーマン氏の指名に反對したし、他の民主黨員もトルーマン以外のよき人を大統領候補に指名せんとした程で、結局よき人が得なかつたために、消極的にトルーマン氏を大統領に指名した程である。そのような事情から民主黨側もトルーマン氏の勝利を餘りあてにしていなかつた。斯る狀況に接して、トルーマン氏の體内には非常なる闘争心がわいたのである。自分一人の力で大統領に當選してみせるという決意である。この決意を彼は早くも大統領候補指名受諾演説において明示していた。即ちその冒頭に次の如

く述べている。「来るべき選挙に勝利を獲得し、また共和黨をしてそれを(民主黨の政策)好むようにしてみせよう。諸君はこのことを忘れないで欲しい。われわれが勝つのは共和黨が誤つており、われわれが正しいからであり、わたくしはこのことをすぐ諸君に證明してみせよう。」「わが黨は四たび續けて選ばれた。また私は来るべき十一月に五度選ばれることを確信している。その理由は、國民は民主黨が國民の黨であり、共和黨が特權者の黨であることを知つてゐるからである」と。何たる迫力のある自信であることよ! と言わざるを得ない。而してトルーマン大統領はその自信を二つの點から根據付けてゐる。一つは民主黨の過去の業績である。民主黨が政權にあつた十六年間に、農業所得は一九三三年の二十五億ドルから一九四七年に百八十億ドルへ、賃金及び給料は二百九十億ドルから千二百八十億ドルへ、國民所得は四百億ドル以下から二千三十億ドルへ、それぞれ世界史上かつてない巨額に増加した點を強調し、それ故に勞働者、サラリーマン、農民が、もし自分の義務をつくさないならば、世界の最も恩知らずの國民となる、と確信をもつていましめてゐる。このような論鋒は確かに國民一般に強い印象を與えないではいなかつた。

しかも、以上の如き繁榮の基礎をより一段と公平且つ合理的なものに育成せしめることが民主黨の使命であり、そのために必要な立法を計畫したが、下院に優勢を占める共和黨議員がことごとくにちや

まして、何一つトルーマンの意圖は實現せしめられなかつた。それ故に第八十議會は米國議會史上最劣惡の議會となつたと酷評した程である。トルーマン大統領は、共和黨下院議員が如何に國民の利益を無視する行動に出たかをいちいち具體的に明かにした。即ち物價問題では物價管理局の存續延長に共和黨は反對したため、物價統制は廢止され、ために物價は急速に上昇し、國民生活に非常なる苦痛を與えた。また住宅問題では大都會の貧民窟を一掃し、家賃の安い住宅の建設を援助しようとするワグナー・エレンドーフト法案が上院を通過したにも拘らず、共和黨下院議員は反對して、その立法化は不可能にされた。さらに勞働問題ではタフト・ハートレー法を可決して、勞資を分裂せしめた。また社會保障法の改善を屢々勸告し、保健計畫の採擇を要請したが、共和黨の優勢な下院では、それに應じようとしなかつた。その他公民權計畫の勸告に共和黨は賛成してゐながら、その審議をサボリまた繁榮の時代に國家債務を減らすために減税に反對したにも拘らず、共和黨は多數をたのんで減税案を通過させて、富者に特別の利益を與えた。斯くして第八十議會は共和黨議員の不見識、横暴によつて米國議會史上最劣惡な議會となつたと、この調子でトルーマン大統領は烈々火を吐く演説をして全米に演説行脚を行つたのである。これに對してデューイ氏はおつとりと高くとまつて抽象的にして且つトルーマン大統領にくらぶれば遙かに熱のない演説を打つていたのであるから、多數の國民がト

ルーマン大統領にひきつけられたのは當然と言える。殊にタフト・ハートレット法に反対したAFL、CIO系の労働者の多くはトルーマン大統領を絶対的に支持したことが、デューイ氏の敗北の大きな原因であつたことは明かだ。ウォーレス氏の出馬で、はじめはトルーマン大統領は相当多くの票を奪われるものと豫想されていたが、それは大きな豫想ちがいで、ウォーレス氏を支持しても彼を大統領に當選させ得ないとみるや、ウォーレス氏支持派の人々もトルーマン大統領に投票したのである。

(D) 上下兩院も民主黨勝つ

一般の豫想を完全に裏切つて、トルーマン大統領がデューイ氏を破つた理由は以上に明かにした如くである。が、しかし更らに附加すべき理由がある。それは景氣と選挙の関係である。この點について指摘した者は殆んどないようであるが、しかしいま一九一六年以來の大統領選挙についてみると、結局景氣の轉換が大統領選挙に決定的な影響を與えていることが判かる。即ちいま一九一六年以來の選挙について民主黨と共和黨の獲得した一般投票數とエレクトラル・ポートの變化を示せば第五表の如くであるが、これによつて知り得ることは經濟界が順調に推移している時に行われた大統領選挙では、米國民は大體に於いて大統領の屬する政黨を強いて變更しようとしないうことである。

即ち一九二〇年は第一次大戦後の不況が訪れた年であるが、この年に行われた大統領選挙に於いて

(四) 一九一六年以來の大統領選挙の推移

年	民主黨		共和黨	
	一般投票數 (千)	獲得したエレクトラル・ポート	一般投票數 (千)	獲得したエレクトラル・ポート
一九一六年	九、三九	二七	八、五三八	三五四
一九二〇年	九、一四七	二七	一六、一五三	四〇四
一九二四年	八、三八五	二六	一五、七五	三八二
一九二八年	一五、〇二六	八七	二、三九二	四四
一九三二年	三、八二一	四七三	一五、七六一	五九
一九三六年	二七、四七六	五三三	一六、六七九	八
一九四〇年	二七、三四三	四四九	三、三〇四	八三
一九四四年	二五、六〇三	四三三	三、〇〇六	九九
一九四八年	二四、一〇八	三〇三	二、九七〇	一八九

は、それまで政權を維持していた民主黨が敗れて共和黨が勝利を得た。民主黨は景氣を維持出来ず不況への逆轉をふせぐのに失敗した故に國民の心は民主黨を離れて共和黨に移つたのである。大統領が共和黨に代つた一九二〇年以來米國の景氣は好轉し、所謂フウーヴア氏の永遠の繁榮時代がつづくのであるが、その間に行われた一九二四年と一九二八年の大統領選挙では、共に共和黨が大勝を得て、米國民は大統領の政黨を變更せしめなかつた。

然るに一九三二年の大不況期に行われた選挙で、大統領は共和黨から民主黨に變つた。即ちフウーヴア氏が敗れてローズヴェルト氏が勝利を得たのである。爾來ニューデイル景氣、第二次大戦景氣がつづいた。この間に行われた一九三六年、四〇年、四四年の大統領選挙では何れもローズヴェルト氏が勝利を得て民主黨の政權がつづいた。そして今回の大統領選挙となつたのであるが、トルーマン大統領は戦後の經營に成功し、豫想された戦後不況などは起らず、米國は未曾有とも言うべき經濟的

繁榮を享受し得て今日にいたつてゐる。そして今回の選挙はこの繁榮期に行われたため、米國民は大統領の政黨に變更を加えることを拒否したとも言える。もしトルーマン大統領が戦後の經濟運営に失敗して、不況を招いたならば、今回の選挙には必ずや敗北していたであらう。

さて以上の如くトルーマン大統領は大勝を得たが、この大統領選挙と共に行われた上下兩院の選挙に於いて民主黨はこれまた勝利を獲得した。即ち上院の選挙は全米四十八州の三分の二に當る三十二州で行われ、下院は全議員の改選が行われた。その結果上院の議席は民主黨五四、共和黨四二となり下院の議席は民主黨二六三、共和黨一七一となつた。民主黨の占める割合は上院五六%、下院六〇% 共和黨は上院四四%、下院三九%である。一九四六年の中間選挙では共和黨が勝利を得て、上院の議席は民主黨四五(四七%)、共和黨五一(五三%)、下院に於ける議席は民主黨一八八(四三%)、共和黨二四六(五七%)であつた。そのためトルーマン大統領は上下兩院に優勢を占める反對黨たる共和黨の議員にぢやまされて、議會運営に非常な苦汁をなめた。それ故に第八十議會をトルーマン大統領は米國議會史上最惡の議會と呼んだほどであつた。が、今や上下兩院で民主黨が絶體多數を占めたのだから、トルーマン大統領としては思う存分に活躍出来るわけである。いま一九二八年以來の上下兩院に於ける民主黨と共和黨の議席の變化を示せば第五表の如くだ。

(五) 米國上下兩院の議席の變化

年	上院		下院	
	民主黨	共和黨	民主黨	共和黨
一九二八年	三九	五六	一六三	二六七
一九三〇年	四七	四八	二四	三三〇
一九三二年	五九	三六	三三	二七
一九三四年	六九	二五	三三	一〇三
一九三六年	七五	二七	三三	八九
一九三八年	六九	三三	二六	一六九
一九四〇年	六六	三三	二六	一六三
一九四二年	五七	三八	三三	二〇九
一九四四年	五七	三八	三三	二〇九
一九四六年	五五	三二	三八	二四六
一九四八年	五三	三三	三三	二七一

(E) 孤立派の退場と

ニューデイル派の登場

ところで上下兩院の選挙の結果には活目すべき傾向が現われた。その第一はタフト・ハートレー法に賛成した議員の大量落選である。これはAFLとCIOの運動が一應成功した結果とみられるが、兎に角上院では七名(民主二、共和五)、下院では八〇名(民主一二、共和六八)のタフト・ハートレー法賛成議員がふるい落されたのである。しかしタフト・ハートレー法に賛

成した議員は下院に三三一名(民主一〇六、共和二二五)もいたのだから、まだ二五三名のこつてゐることになる。このことはトルーマン大統領がタフト・ハートレー法を廢止せんとしても、そう簡単でないことを物語るものだ。

第二に多くの孤立主義的議員の落選したことである。舊上院議員の孤立主義的傾向の強い人で落選した者はトワジャーク、ブルックス、ウイルソン、ホール、バック、ロバートソン等であり、下院議

員の孤立主義者で落選した人にはナトソン、バフェット、ハンスピランデイス、ユール、シユエープ等がある。

第三にニューデイル派の進出が目立つたことである。チエスター・ボウルス、ポール・ポーター、レオン・ヘンダーソン等の再登場がそれである。

三、トルーマン・ドクトリンの確認と擴充

(A) トルーマン・ドクトリンの再確認

トルーマン大統領は殆んで自力獨力で大統領選挙に大勝し、上下兩院でも民主黨が優勢の地歩を占めた。正しく民主黨時代の再來である。斯くてトルーマン大統領がその内政外交上に思ふ存分の腕をふるい得る基礎は出來た。トルーマン大統領が非常なる自信をもつて一九四九年の年頭議會に臨んだことは言うまでもない。トルーマン大統領は恒例に従い一般教書を一月五日に、經濟年次報告書を一月七日に豫算教書を一月十日にそれぞれ議會に送つた。これらの年頭教書を通じてトルーマン大統領はトルーマン・ドクトリンを再確認し、それを廣汎且つ強固な基礎の上に劃期的な展開を計らうとの決意を明かにしたものと云える。トルーマン・ドクトリンは周知の如く一九四七年三月十二日の臨時

議會で聲明されたもので、共產主義の世界的侵略に對抗して自由の世界を擁護すべき米國の決意及び方針の闡明である。これによつて第二次大戰後に於ける米國の外交政策は確立されたのである。マシヤル計畫はトルーマン・ドクトリンと唇齒輔車の關係に立つて、トルーマン・ドクトリンの經濟的基盤を擴大せんとするものである。大統領選挙を通じて、トルーマン・ドクトリン、マシヤル・プランは國民の完全にして且つ壓倒的な支指を受けていることが天日の如く明かとなつた。而して米國の當面の政治經濟的課題は、冷い戰爭を闘い抜くために一切の努力を集中せんとするにある。それらに成功せざれば米國が國連やブレトン・ウツツ體制や世界貿易機構に意圖せる世界經濟の安定と繁榮、ひいては米國の經濟的安定及び繁榮の確保も覺束ない。それ故にトルーマン大統領が民主黨の大勝という基礎の上に立つてなすべき最重要な仕事は、トルーマン・ドクトリンを再確認して、その擴大の再展開の基礎を強化するにあるは言うまでもない。そしてトルーマン大統領は明かにその方向に第一歩を踏み出した。一般教書に於いてはその冒頭で「米國の經濟組織は民主主義の基礎の上に立ち、富は萬人の利益のために生み出さるべきであると確信する」と述べて、所謂ニューデイル的色彩の濃い政策の展開を表明した。それは今日フェア・デイルと呼稱されている。いう意味は萬事を公正に處理するといふにある。米國の民主黨筋では「一般教書を「マルクスの聖典に對する典型的な米國的